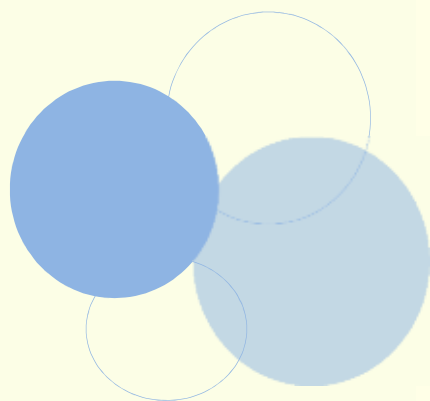


品川区 子ども・若者計画

平成 30 年度～平成 34 年度（2018 年度～2022 年度）



子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、
ともに生きていくまち“しながわ”

はじめに

これまで、品川区では、長期基本計画において5つの都市像の1つに「未来を創る子育て・教育都市」を掲げ、その実現のため、雇用、教育、矯正・更生保護、医療・保健、福祉等といった各種専門分野から大小200もの支援施策を展開してまいりました。



一方、今日の子ども・若者を取り巻く環境に目を向けると、共働き夫婦やひとり親家庭の増加、貧困問題や、就職氷河期世代の不就労状態の長期化など、目まぐるしい変化が生じており、また、これら諸問題が複雑に絡み合う状況となっているため、近年は、各種専門分野をつなぐシステムの構築が課題とされてきました。

こうしたことから、品川区では、子ども・若者計画策定のための専門委員会を立ち上げ、品川区における子ども・若者像や彼らを取り巻く環境、親をはじめとする大人の在り方など、様々な角度から分析を行い、既存の個別施策の洗い出しのみならず、全体的な支援施策についての議論を重ねてまいりました。その結果、総合的な子ども・若者育成支援施策への第一歩として、基本指針となる「品川区子ども・若者計画」を策定するに至りました。

本計画策定にあたっては、本人の社会的自立のみにとどまらず、ともに支えあい生きていく共生社会の実現という「人々の在り方の多様性」にも配慮しました。それは、子ども・若者の健やかな成長や豊かな心が多様な関係性の中から育まれると考えるからです。次代を担う子ども・若者が自分らしく生き生きと輝く姿は、社会共通の願いといえますが、同時にそれを温かく見守る大人の存在も重要であり、こうしたすべての人がともに生き支えあう姿を本計画ではイメージしています。どうか、区民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に対してご尽力いただきました青少年問題協議会委員、専門委員会委員の皆様、そして、数々の貴重なご意見をお寄せいただいた多くの区民の皆様にご心より感謝申し上げます。

平成30年3月

品川区長

濱野 健

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画の位置付け……………2
- 3 計画の対象……………3
- 4 計画期間……………3

第2章 計画の理念・基本方針

- 1 計画の理念……………6
- 2 基本方針……………7
- 3 施策推進の視点……………8
- 4 計画のイメージ……………9

第3章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

- 施策の体系……………12

1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す……………13
- (2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる……………15
 - column 1* ジュニア・リーダー教室……………22
 - column 2* しながわネウボラネットワーク……………23
 - column 3* 思春期講演会～子どものSOSに気づいていますか？…24
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う……………25
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する……………26
 - Column 4* 青少年の社会体験活動の支援……………28
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う……………29
- (6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する……………31
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める……………33

2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する……………35
column 5 適応指導教室（マイスクール八潮・五反田）…………… 36
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する……………37
column 6 品川区発達障害者支援「ぷらーす」……………40
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する……………41
column 7 子ども若者応援フリースペース……………42
column 8 品川公共職業安定所（ハローワーク）の取組み……………43
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する……………44
column 9 品川児童相談所の取組み……………46
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う……………47
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する……………48
column 10 子どもの未来応援プロジェクト……………52
column 11 東京学芸大学との連携による学習支援……………53
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する……………54
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する……………55

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する……………56
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～58
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる……………59
column 12 青少年対策地区委員会の活動……………65
column 13 青少年委員会の活動……………66
column 14 子育て交流サロン（荏原・平塚橋すきっぷひろば）…67
column 15 子ども食堂の開設支援とネットワーク構築……………68
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する……………69
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する……………70
column 16 大森少年センターの取組み……………71
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する……………72
column 17 情報通信等の社会変化の取組み……………73

第4章 推進体制等の整備

推進体制等の整備	76
----------	----

寄稿

品川区子ども・若者計画の策定に当たって	78
---------------------	----

資料編

子ども・若者を取り巻く状況	80
品川区ライフスタイルに関するアンケート調査結果	96
関係法令	103
語句説明	121
相談案内	122
委員名簿と審議経過	123

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

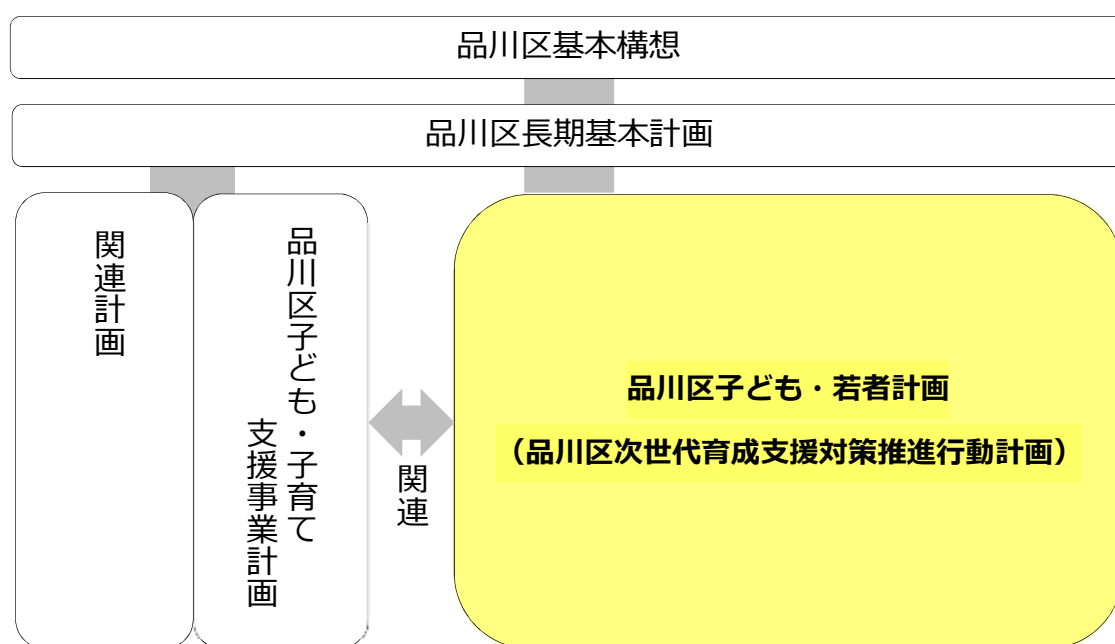
品川区は、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っています。

しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等による情報化、ライフスタイルの多様化など、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子ども・若者も存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含します。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。



3. 計画の対象

○ 0 歳から 30 歳未満の子ども・若者

※施策によっては、40 歳未満のポスト青年期も対象とします。

乳幼児期 0 歳	学童期 6 歳	思春期 12 歳	青年期 18 歳	ポスト青年期 30 歳	40 歳
	子ども・若者計画	0 歳～30 歳未満			
	子ども				
			若者		

用語解説（注）

- ・ 子ども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・ 若者 思春期、青年期の者です。
(※施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・ 乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・ 学童期 小学生の者です。
- ・ 思春期 中学生からおおむね 18 歳までの者です。
(※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。)
- ・ 青年期 おおむね 18 歳から 30 歳未満の者です。
- ・ ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40 歳未満の者です。

注：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

4. 計画期間

○ 本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

○ 社会情勢の変化および国や東京都の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

第2章

計画の理念・基本方針

1. 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく生き生きと躍動し、心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、心身ともに充実して、他者とともに成長していくことを期待します。また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

- 子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、その最善の利益が考慮されることを目指します。
- 子ども・若者は社会を構成する重要な主体であり、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい支えあい、ともに成長し、生きていく社会を目指します。
- 子ども・若者が自立した個人としての自己を確立できるよう、また、地域社会に自然に参加できるよう、健やかな成長・発達を支援します。
- 地域社会全体が、分野、主体の壁を越えて互いに連携し、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うことのできる環境を整えます。
- 子ども・若者の問題を地域全体の問題として捉え、大人が子ども・若者の手本となるよう努め、より良い地域社会となるよう取り組んでいきます。
- 品川区に暮らすすべての子ども・若者を地域社会全体で支えます。

子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち
“しながわ”

2. 基本方針

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- 子ども・若者一人ひとりの特性に配慮しつつ、「確かな学力」や「健康と体力」、「豊かな人間性」などの基礎部分の形成を支援します。
- 子ども・若者が、様々な体験や交流を積み重ねることで、自立した個人としての社会性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者には多様な機会が与えられ、仮につまづいたとしても何度でもやり直しのきく社会づくりを推進します。

基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- 様々な困難を有するがゆえに特別な支援が必要な子ども・若者やその家族に対し、社会的・経済的な自立ができるよう支援体制を整備します。
- 子ども・若者の成長や発達には個人差があります。一人ひとりの成長に配慮し、より良く生きることができるよう支援します。
- 子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取り組みを推進します。
- 生まれ育った環境や親の経済状況により、子ども・若者の将来が閉ざされることのないよう、家庭・地域・行政の役割分担を整理し、必要な環境整備に取り組みます。

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- 品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域や子ども・若者育成支援等に積極的に関わりをもつ団体等が多く存在することから、こうした担い手が活発に活動を展開できるよう支援します。
- 子ども・若者育成支援にあたっては、社会のあらゆる分野における構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、分野ごとの縦割りとならないようネットワークの強化を図ります。

3. 施策推進の視点

視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する

- 子ども・若者は、自身の成長過程で、家庭から学校、地域へと活躍の舞台を広げ、社会化していきます。
- 乳幼児期から学童期、青年期、ポスト青年期に至るまでのライフステージを見通し、発達段階に応じた適切な支援が重要です。
- 子ども・若者の健やかな成長のために、関係機関が専門性を活かしながら連携していきます。

視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する

- 子ども・若者の豊かなこころを育むためには、環境を整えることが大切です。
- 家庭においては親子の絆を深め、学校においては学力の向上と人間形成を図ることが大切です。そして、地域は、社会性を育む場であると同時に、活躍できる場であることが重要です。
- 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携していきます。

視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

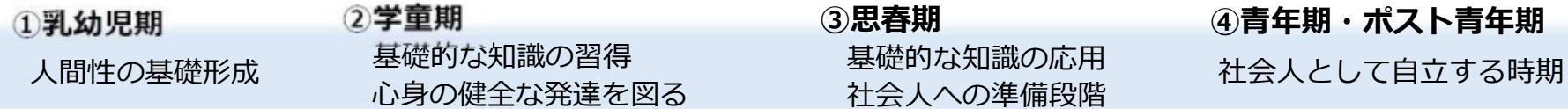
- すべての人々が互いを認めあい、大切に思う関係づくりが必要です。
- 子ども・若者の育成においては、「支援する側」、「支援される側」といった一方的な関係性で成り立つものではなく、ともに生き支えあうパートナーであるとの認識の下、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、多様性を受け入れることができる社会を実現します。



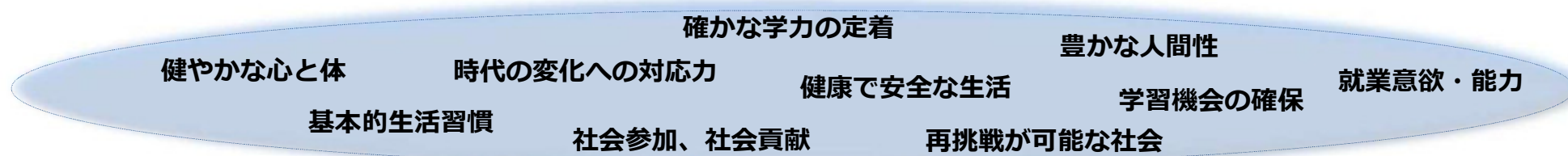
4. 計画のイメージ

基本理念 子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

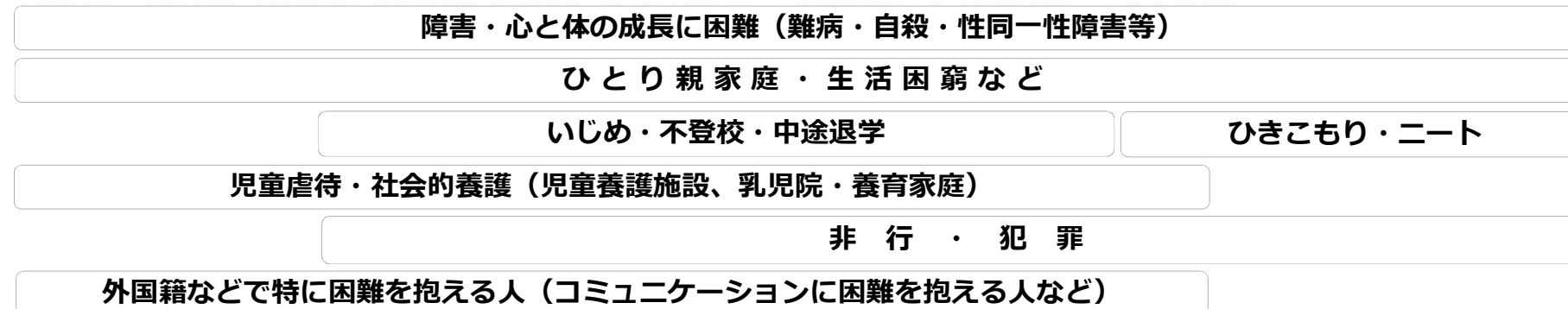
基本方針と発達段階に応じた支援



基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

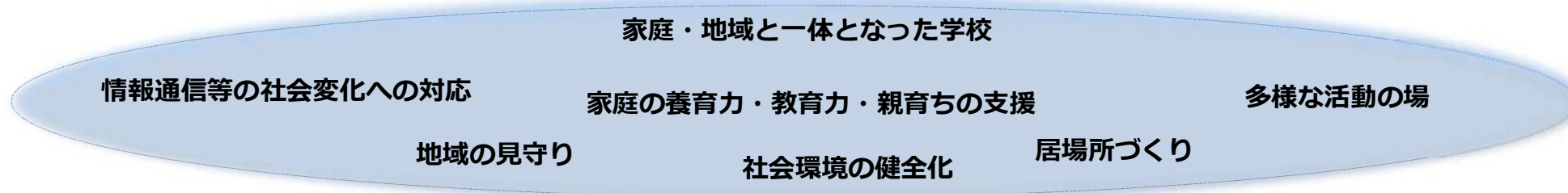


基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援



基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

地域コミュニティの再生、地域の関係づくり（町会・自治会、任意団体、NPO等）



施策推進の3つの視点

- 視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する
- 視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
- 視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

社会的自立と共生の実現

第3章

子ども・若者支援施策の 具体的な展開

施策の体系

基本理念 子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う
- (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティスクール～
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する

計画の内容

事業の対象について

※乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、青年期（18～29歳）、
ポスト青年期（30～39歳）

1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立への支援

(1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す

- 基本的な生活習慣や規範意識等、自己形成のための支援を家庭、学校、地域が連携しながら推進します。
- 食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育に関する取り組みを推進します。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト	
1	品川教育検討委員会 における検討	区立全小学校、中学校および義務教育 学校における一貫教育の推進および、 今後の教育課題等への対応について、 学識経験者、区立学校長、保護者・地 域関係者等で組織する委員会で検討 を進めています。		○	○			指導課
2	家庭の教育力の向上 支援	小・中学生の子を持つ保護者である親 への子育てのヒントとなるように「し ながら子育て応援歌」を作成・配付し、 また、親の子育て力・家庭力の向上を 目指し家庭教育に役立つような講演 会を開催しています。		○	○			庶務課 指導課 教育総合 支援セン ター
3	教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を 長期的かつ継続的に育成するため、区 固有の教員を採用しています。		○	○			指導課
4	学力定着度調査の実 施	義務教育段階における知識・技能等 に関する学力定着度調査を実施し、その 結果を経年で把握することで、児童・ 生徒一人ひとりの学力の向上を図り ます。		○	○			指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
5	総合教育会議	区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行い、相互の連携を強化し、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、品川区総合教育会議を開催しています。	○	○	○	○	○	総務課
6	私立学校（専修・各種学校）の指導・監督等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校（専修・各種学校）の指導監督等を行っています。				○		総務課
7	食育を通じた健康づくり（各種教室、区民への啓発）	生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供をホームページやリーフレットで行っています。また、妊娠期の食事や離乳食等の教室を実施しています。	○	○	○	○	○	各保健センター
8	消費者育成および支援（おもちゃの病院）	こわれたおもちゃを目の前で直すことで、ものを大切にする気持ちを育みます。自己管理能力を身に付け、自立した消費者として成長できるよう支援しています。	○	○	○	○	○	消費者センター

(2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる

- 子ども・若者が、自身の成長過程において、他人を思いやる気持ちや感動する心など、豊かな人間性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が自分のよさに気づき自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が心身ともに健康であるために、定期的な健康習慣づくりに努めます。
- スポーツ活動を通じて子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取り組みを推進します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川区民芸術祭 (アマチュアステージ/子どもフェスティバル)	区内の中学生以下によるアマチュアダンスグループを対象に、日頃の練習の成果発表の場を提供しています。	○	○	○			文化観光課
2	品川区民芸術祭 (ティーンズコンサート)	区内の小・中学生・高校生・大学生、社会人による日頃の活動の発表および交流の機会として開催し、将来を支える次世代を対象に文化芸術の振興を図っています。また、社会人に出演いただくことで、社会に出てからも継続して音楽活動を続けていく姿勢に触れることができます。		○	○	○	○	文化観光課
3	区民レクリエーション(区長杯子ども将棋大会)	小・中学生を対象に将棋大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。		○	○			文化観光課
4	区民レクリエーション(ジュニア囲碁フェスタ)	小・中学生を対象に囲碁大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。また、入門教室を開催し、新たに囲碁に触れ親しむ機会を作っています。		○	○			文化観光課
5	天文工作教室	五反田文化センターで、天文に関する工作物を自分で作ることによって、楽しみながら天文に興味を持つ機会を提供しています。	○	○				文化観光課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
6	プラネタリウム一般 投影（親子向け投影）・団体投影	五反田文化センター内プラネタリウムで、小学3年生以下の子どもと保護者を対象に、天文への興味を持ってもらうとともに学習の機会を提供しています。また、区内外の幼稚園・保育園・小・中学校など10名以上の児童・生徒の団体の要望により団体投影を実施しています。小学4年生に対しては、学習指導要領（理科）に沿った内容で実施しています。	○	○	○			文化観光課 教育総合支援センター
7	五反田宇宙ミュージアム	五反田文化センターで、天文や宇宙科学に関係した展示やワークショップなどを行い、子どもたちに宇宙に興味を持ってもらうとともに、宇宙に対する大きな夢やチャレンジ精神を持つ子どもたちを育てています。	○	○				文化観光課
8	パートナーシップ講座	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、品川区内のおよび近隣区の学校と連携をして、各学校の特色を生かし、様々な分野における専門的な講座を実施しています。 【講座実施校】立正大学・清泉女子大学・星葉科大学・昭和大学・杉野服飾大学・東京医療保健大学・産業技術大学院大学・明治学院大学・放送大学・都立産業技術高等専門学校・都立大崎高校・都立小山台高校・都立八潮高校			○	○	○	文化観光課
9	しながわ学	16歳以上の区内在住・在勤・在学の方を対象に、立正大学と品川区が協働し、「しながわを知る」をコンセプトに、しながわに関する歴史や文化、産業、自然など様々な魅力について学ぶ講座を実施しています。			○	○	○	文化観光課
10	少年少女スポーツ大会	少年野球、少年少女サッカー（小学生対象）、小学生バレーボール大会を各連盟と共催し、肉体的精神的な健全育成を図ります。		○	○			スポーツ推進課
11	少年少女スポーツ普及支援事業助成	区内にある少年少女スポーツ団体等が、区内少年少女を対象としたオリンピック・パラリンピック公式種目または各団体が行っている種目の強化を図るための教室や講演会などの事業を開催する際、区が助成金を交付します。		○	○			スポーツ推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	全国大会出場者支援事業	18 歳以下の少年少女や少年少女スポーツ団体が東京都大会等の予選、選考会を経て文化・スポーツの全国大会に出場する際、助成金を交付します。(区から他に類似する助成を受ける場合を除く)		○	○	○		スポーツ推進課
13	ジュニア二極化解消事業	幼児や・小学校低学年の子どもを対象に「体を動かすことの楽しさ」「自分の得意な動き」を体感できる教室を実施し、スポーツの習慣化、裾野の拡大を目指します。	○	○				スポーツ推進課
14	ブラインドサッカー出前体験教室	18 歳以上の代表者と小学3年生以上のメンバーの半数以上が区内在住・在勤・在学である 10 名～30 名のグループを対象に、ブラインドサッカー体験ワークショップを開催し講師を派遣しています。所要時間 1 時間半程度で、申込制・年間 10 回開催しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
15	ホッケー教室	小学4年生以上を対象に、ホッケーの基礎を習得する初級クラスと、基礎を学んだ方に向けた中級クラスを同時に行っています。基本練習 4 回とミニゲーム大会 1 回を含む全 5 回を実施しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
16	日本トップレベル競技観戦ツアー	主に小・中学生を対象に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック実施予定競技で、ホッケーとビーチバレーボールの 2 競技を含む 5 競技以上のトップレベルの試合観戦等の機会を提供しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
17	ジュニア・リーダー教室	小学4年生～高校3年生を対象に、1 年間通した異年齢の集団活動を行い、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけられる機会を提供しています。		○	○			子ども育成課
18	親子ネイチャープロジェクト	毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通し、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成しています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
19	親子体験交流事業	小学4～6年生の親子を対象に、災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備を進めている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発しています。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図っています。		○				子ども育成課
20	体験型育成事業	区内に拠点を構える劇団の協力による表現活動や、山梨県早川町山林の間伐材を有効利用した木工作などのものづくりなど、親子でさまざまな体験をすることで、感性豊かで探究心や好奇心の旺盛な青少年の育成を行っています。		○				子ども育成課
21	自分でできるプレママのボディケア講座	安定期以降の妊婦を対象に、大崎ゆうゆうプラザで助産師の指導のもと、グループワークショップ、講話、妊娠期間でも行える簡単なボディケアの実習や相談を行い、出産への心と身体の準備を行う講座を実施しています。	○					子ども育成課
22	自分でできる産後ママのボディケア講座	生後1～3カ月の乳児と母親を対象に、大崎ゆうゆうプラザで助産師の指導のもと、骨盤ケア、腿靭炎予防など、産後の身体に優しい運動を行い、産後の心と身体をいたわる講座を実施しています。	○					子ども育成課
23	ママのリフレッシュタイム講座	小学生以下の子どもがいる母親を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで子育て中の母親のリフレッシュのため、アロマセラピー、ヨガロマやハーブによるリラックス効果や、子どもも大人も美味しく栄養バランスのとれた食事を学ぶ講座を実施しています。	○	○				子ども育成課
24	しながわネウボラネットワーク	妊娠期から乳幼児期の親子を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指しています。	○					子ども育成課 各保健センター 保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
25	ショートステイ・トワイライトステイ	1歳6カ月から小学6年生を対象に、子育て支援センターにおいて、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難となった場合、短期的な宿泊を含む子どもを預かるショートステイ事業を行っています。また、保護者の就労等で、帰宅時間が遅くなる時には、子どもの夜間預かりを行うトワイライトステイ事業も行っています。	○	○				子ども育成課
26	育児支援ヘルパー派遣	出産予定日 1 カ月前および出産退院翌日から 1 年以内の母親を対象に、子育て支援センターにおいて、産前産後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助が受けられない場合、訪問して家事や育児の援助をします。	○					子ども育成課
27	中高生の活動支援 (児童センター)	バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。さらに、区内大学の学生と連携した、デザイン系ワークショップ活動などをとおして、青少年の自立意識の醸成を図っています。			○			子ども育成課
28	こども冒険ひろば事業	北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」を、しながわ区民公園内で「しながわこども冒険ひろば」を運営しています。子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。	○	○	○			子ども育成課
29	子どもすこやか医療費助成	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担分および入院時食事標準負担金を助成しています。	○	○	○			子ども家庭支援課
30	児童手当	15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に、子どもを養育している人に児童手当を支給しています。	○	○	○			子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
31	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織をつくり、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。	○	○				子ども家庭支援課
32	私立幼稚園の入園料・保育料の助成、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成	私立幼稚園、認証保育所およびその他の認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の一部を助成します。	○					保育課
33	休日・小児夜間診療体制	休日における区民の医療不安を解消するために、休日の応急診療体制を確保しています。また、昭和大学病院内に「品川区こども夜間救急室」を設置し、平日・土曜日の夜間における小児の軽症患者の診療を行っています。なお、小児夜間診療の対象は15歳以下の子どもです。	○	○	○	○	○	健康課
34	児童・思春期のこころの相談、精神保健相談	児童期から青年期あるいは、ポスト青年期における発達や行動上の問題および精神疾患について、精神科専門医師による相談を行っています。		○	○	○	○	各保健センター
35	児童・思春期等こころの相談支援	保健師や相談員が、思春期から青年期にかけて特有の問題や悩みについて相談に応じ、本人や家族の支援にあたっています。		○	○	○	○	各保健センター
36	思春期家族教室	10代～20代の心も体も大きく変化する時期の問題や悩みについて、親同士でわちあい親自身の気持ちや関わり方を話し合い学ぶ場です。		○	○	○		品川保健センター
37	思春期講演会	思春期の心の問題と対応について学び、家族や関係者の対応能力の向上を目指す講演会を開催しています。		○	○	○		大井保健センター
38	子ども環境学習講座	地球温暖化や環境にやさしい料理教室等、身近な環境を楽しく学ぶことで環境意識の向上を図ります。		○				環境課
39	公園・児童遊園の整備	住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとして、公園・児童遊園の整備を進めています。	○	○	○	○	○	公園課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
40	こども文化財散策ツアー	次世代を担う子どもたちが歴史や文化財に興味を持ち、郷土愛を育むことを目的として、すまいるスクール在籍の小学３～６年生を対象に、平成２４年度から庶務課文化財係と子ども育成課育成支援係が連携して実施しています。		○				庶務課 子ども育成課
41	市民科教育	区立学校において、市民科を教科として位置づけ、児童・生徒自らの在り方や生きかたを探究するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。		○	○			教育総合支援センター



ジュニア・リーダー教室

(品川区青少年委員会)

● 地域の仲間と出会う場、過ごす時間～明日のキミはもっと輝く

ジュニア・リーダー教室は、区内在住の小学4年生から高校3年生を対象にした活動です。仲間と力をあわせ、1年間のプログラムにそってレクリエーション活動やキャンプなどの野外活動、宿泊体験にチャレンジしていきます。こうしたふれあい経験、自然体験から、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけ、地域や学校で主体的に活動できるようになることをねらいとしています。

● 遊びを通じて責任や役割を知り成長していく

ジュニア・リーダー教室は、1年を通じた活動ですので、子どもたちの変化していく姿がよくわかります。

その中で感じるのは、異なる年齢の子どもたちが交流し、一緒に活動することは大変貴重な経験だということです。子どもたちは、上級生の振る舞いを見て、あるいは後輩ができて、責任や役割ということを知り、成長していきます。また、キャンプや飯ごう炊さんなど、普段できない体験ができるのもジュニア・リーダー教室の特徴です。学校とも違う、塾とも違う活動の場を持つことで、新しい友だちと出会い、発見があり、視野も広がるのではないのでしょうか。

● リーダースタッフとして教室運営に携わる

ジュニア・リーダー教室の運営には、リーダースタッフの存在も欠かせません。リーダースタッフは、子どもたちのために活動したいという熱意ある若者（18歳～概ね35歳）を青少年委員会が採用しています。多くの教室卒業生がスタッフとして加わることで、彼らが受講生時代に培った経験を、後輩へと伝承していきます。

ジュニア・リーダー教室を運営し、
支える人々





しながわネウボラネットワーク

<主な事業>

(子ども育成課)

● 妊娠期からの相談事業

子どもを安心して健やかに産み育てるために、身近で気軽に相談できる場をつくり、ネウボラ相談員が適切な機関への橋渡しを行うなど、妊娠・出産・育児の切れ目のない仕組みを整え、全ての妊産婦、子育て家庭を支援します。

①妊産婦ネウボラ相談員 全妊婦面接（各保健センター）

妊婦全員を対象とした妊娠期からの相談事業を、平成27年11月より開始しました。助産師等の相談員が保健センターで面接を行い、支援のニーズを把握した上で区の母子保健、子育て情報を載せたサポートプランを全員にお渡しします。初回の面接後に、お祝い品を贈呈しています。平成28年6月から、おおむね産後1カ月までに、電話による状況把握・相談を実施しています。

②子育てネウボラ相談員（子ども育成課）

東品川・大井倉田・平塚・富士見台・八潮児童センター（5カ所）に、保健師、看護師、保育士等の相談員を配置し、子育て全般の相談、子育てサービス情報の提供、他機関へのつなぎを行います。また、希望者にはサポートプランを作成し、育児に伴う不安の軽減を図ります。

● 産後の家事育児支援のヘルパー等利用助成（子ども育成課）

心と体のケアに対応できる家事・育児支援のヘルパー（区と連携）の利用に対して、サービス利用費の一部を助成します。

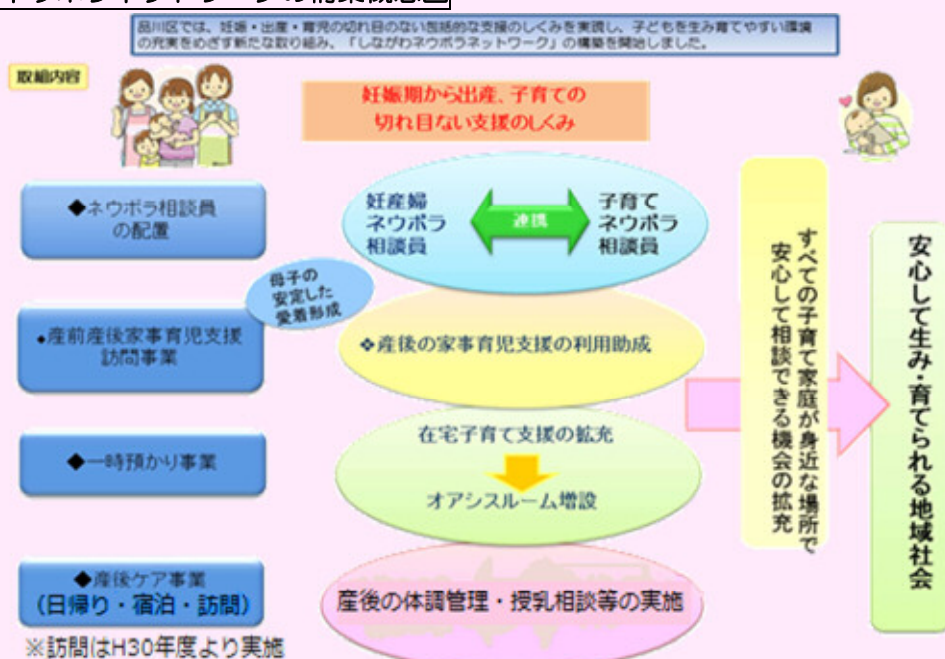
対象：区内在住の生後6カ月になるまでの乳児の母親

助成内容：1人あたり20時間までの利用費（1時間につき2千円を上限）※多胎児は40時間
プランニング料（1回限り千円）

● 産後ケア事業（保健センター）

産後の母体管理や具体的な育児・授乳の方法および相談等に助産師が応じます。

しながわネウボラネットワークの構築概念図





思春期講演会

(大井保健センター)

● 成り立ち・経過

平成 14 年度より思春期のこころの問題について、関連知識の普及啓発を目的とした講演会を年に 1 回開催しています。

● これまでのテーマ

平成 25 年度 「思春期をどう乗り越えるか」～親のこころえと対応について～

平成 26 年度 「ひきこもる子どもとともにしかかわること」～親の見守り方と対応について～

平成 27 年度 「なぜひきこもるの？」～ひきこもり傾向のある家族への対応と理解について～

平成 28 年度 「ちゃんとしたいネット・ゲーム依存の話」

● 平成 29 年度 参加者 110 名

テーマ「子どもの SOS に気づいていますか？」

講演：「子どものストレスサインを見逃さないために」

(駒木野病院児童精神科 医師 笠原 麻里 先生)

思春期は、家族以外の人と親密な関係を持ち「自分とは何か」という問いに対する答えを探して見つけていく時期。

思春期のストレスサインのお話、大人は、その子話を聞いて、わかっていることのサインを送るなどのお話がありました。

支援者等の活動紹介：

①子ども若者応援ネットワーク代表 中塚 史行 氏

内容：子ども若者応援フリースペースの案内、フリースペースで過ごしている子どもたちのお話

②品川区品川学校支援チーム（HEARTS）チーフコーディネーター 清水 克修 氏

内容：ハーツの役割、学校と連携をとっていることなどのお話

③品川区立品川学園 養護教諭 池田 亜紀子 氏

内容：子どもの変化に気づく、学校はチームで一人の子を支えていること、大切なあなたのことを一緒に考えているとメッセージをおくるなどのお話

● 参加者からの声（一例）

- ・初めて知る内容ばかりでした。何事にも自己肯定感を感じられるように考え方をもっていくことは大切だと思いました。
- ・誰にも聞けないお話を分かりやすく説明されていてとてもよかった。
- ・大変ためになるお話で希望が持てました。
- ・勉強会に出ても具体的に子どもに対する声かけや対応がわからず、意味のないものと考え始めていたのですが、今日はまさに今の私の脱出の手がかりが見つかったような気がしました。
- ・不登校ぎみの息子に対してイライラすることが多く、対応に困っていました。今日の講演を聞き、子どもの気持ちを理解できたとともに、親も子供に振り回されず、長い目でみたいと思いました。

保健センターでは、講演会のほかに専門医相談、家族教室も行っています。



（3） 時代の変化に対応できる力を養う

- 国際感覚豊かなグローバル人材の育成のため、早期の外国語教育を推進します。
- 日本の伝統・文化を理解するための取り組みを推進し、日本人としての自覚や誇り^{かんよう}を涵養します。
- ICT（情報通信技術）を活用するなど情報教育を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	国際友好都市交流事業	姉妹・友好都市との交流事業を通じ、外国人や外国文化との交流を深め、国際人の育成を推進しています。			○			地域活動課
2	伝統工芸ふれあい教室	区内小学校高学年を対象に、品川区伝統工芸保存会会員が伝統工芸の実演を行い、道具を使った手作り体験をしてもらうことで、伝統の技の大切さを知らせています。		○				商業・ものづくり課
3	親子歴史講座	品川区内の小学生の親子15組を対象とした2日間の講座で、学芸員による講義を行った後、親子が協力して工作を行い歴史を学習します。		○				文化観光課
4	青少年ボランティアガイド	地域活動に意欲を持つ青少年自らが外国人のおもてなし企画を実践することで、国際感覚を醸成し、語学習得への向上心を育成するとともに、新たな観光都市としての区の魅力を引き出します。また、青少年のコミュニケーション能力の向上を図り、自立支援を行います。			○	○		子ども育成課
5	小学校からの英語授業	グローバル化が進展する中で、小学1年生から「英語科」を設置し、JTE（日本人英語専科指導員）等による区独自のカリキュラムの授業を実施し、英語教育の充実を図っています。		○				指導課
6	ICTを活用した特別支援教育	区立学校において、特別な支援を要する児童・生徒の効果的な学習手段のひとつとして、タブレットPCを配布し、障害の実態に応じた教材ソフトによる学習を行っています。		○	○			教育総合支援センター

(4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する

○ボランティア活動や国際交流活動などを通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。

○環境問題への取り組みや防災活動の推進など、社会の一員として課題解決に向けて主体的に参加していく姿勢を育んでいきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	成人式	新成人による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために成人式を挙行しています。				○		総務課
2	非核平和都市品川宣言事業	平和の大切さと次世代に伝えるため、毎年8月、広島へ中学生平和使節を派遣、長崎へ青少年平和使節を派遣しています。			○	○		総務課
3	ワーク・ライフ・バランスアクションプラン（啓発誌作成、啓発講座）	男女共同参画啓発誌の編集委員として、区内大学が連携して参加しています。				○		人権啓発課
4	若者同士の交流機会の提供	品川区内在住・在勤・在学の若者を対象として、品川区内の施設等を使用し友達づくり・仲間づくりを行う中で、「しながわ」の魅力を知ってもらい興味・愛着を持ってもらうことで、地域の活性化を図ります。				○	○	地域活動課
5	青少年の社会貢献活動	中学生以上からおおむね25歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループ「しながわ役立ち隊」を支援しています。 しながわ役立ち隊は、月1回程度の定例会や区内多方面にわたっての多種多様なボランティア活動を実践しています。			○	○		子ども育成課
6	中高生ボランティア（児童センター）	児童センターの活動を通して、中高生の人間関係を広げ人間形成を育んで行けるようボランティアスタッフとして活動していくきっかけ作りや、活動の場の提供・支援を行っています。			○			子ども育成課
7	しながわECOフェスティバルにおけるボランティア	周辺地域との協働の一環として、区内の高校生がボランティア参加をしています。ボランティア活動を通して「社会意識」や「職業意識」を醸成しています。			○			環境課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
8	環境学習	区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発しています。	○	○				品川区清掃事務所
9	津波勉強会	低地部の小学校を対象に津波や高潮による災害が発生した際に迅速な対応ができるように「津波自主避難マップ」を作成し避難ルートや避難場所の確認を行い、津波や高潮災害に対しての知識を深めることを目的に小学4年生を対象に津波勉強会の実施を行っています。		○				河川下水道課
10	区議会に関する啓発 (品川区議会こどものページ)	小・中学生、高校生を対象としたホームページを作成し、区議会の仕組みを理解してもらうとともに、区議会への関心を高め、若年層の社会参加に向けた意識の向上を図っています。		○	○			区議会事務局
11	選挙に関する啓発 (出前授業・模擬選挙)	将来有権者となる小・中学生、高校生を対象に出前選挙を実施し、本物の選挙(投票所)の仕組みを理解させるとともに、選挙への関心を高め、若年層の投票率の向上を図ります。		○	○			選挙管理委員会事務局
12	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内にある公立・私立の小・中学校(義務教育学校を含む)および高等学校の児童・生徒(全員)を対象に、ポスターコンクールを実施し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心を高めます。		○	○			選挙管理委員会事務局



青少年の社会体験活動の支援

(子ども育成課)

社会体験・自然体験と異世代交流の推進

青少年が地域活動等の事業の企画・運営に直接携わったり、ボランティア活動や地域行事、社会体験・自然体験活動、外国人との交流等社会性を育む活動に参加したりする機会を地域との協働により提供します。

具体的には、品川区全域の青少年（中学生から概ね 25 歳くらいまで）を対象にした「しながわ役立ち隊の育成」と各児童センターを拠点とした「中高生ボランティアの育成」の主に2つを支援する取組みを行っています。

青少年ボランティアグループ「しながわ役立ち隊」の育成支援

しながわ役立ち隊は、中学生から概ね 25 歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループです。青少年が品川区のために地域貢献活動を展開するという観点から、区内在住・在学・在勤である必要はなく、青少年の誰もが登録することができます。平成 29 年 8 月現在、約 40 人が登録しており、おもてなし部会、オリンピック・パラリンピック部会、自主企画部会の 3 つの専門部会に分かれての企画会議や、福祉・児童厚生・被災地支援・地域活動・オリンピック・パラリンピックなど、様々なメニューのボランティア活動に挑戦しています。



児童センターを拠点とした「中高生ボランティアの育成」

児童センターでは、中高生の主体的な社会・地域貢献活動の入り口として、中高生ボランティアの育成をしています。児童センターが企画するイベントのほか、商店街や町会、行政などが企画する行事に児童センターが連携協力し、中高生が地域で活躍できる場をコーディネートしています。この取組みにより、中高生の自己実現の場、自己肯定感の醸成、仲間作り、居場所作りの機会を創出しています。また、活動を通じて、地域の方が普段つながりのない中高生の様子などを知る機会となり、地域の多様な世代のつながりを作ります。



(5) 健康・安全に生活できる力を養う

○安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。

○子ども・若者に対し、健康に関する知識や薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識や感染症予防、アレルギー対策等について、専門家の協力を得ながら健康教育の充実を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	人権啓発講座、啓発パンフレット	デートDV、ネットによるいじめやリベンジポルノ等人権侵害について、講座の実施、成人式等でのパンフレット配布などにより、被害者にも加害者にもならない、させないための啓発を行っています。			○	○	○	人権啓発課
2	消費者育成および支援（消費生活相談・出前講座）	若者を対象に増加している悪質商法・詐欺（マルチ商法、デート商法、架空請求、ワンクリック請求など）について消費者教育を推進し予防するとともに、トラブルに巻き込まれた場合には消費生活相談で解決の方法を探ります。もって自立した消費者として安全に生活できる力を養います。		○	○	○	○	消費者センター
3	アレルギー等おしゃべり会・講演会	アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換のため、子ども同士の交流やお弁当持参のランチ会を行っています。また、小児科の医師などの専門家による講演会では、アレルギー疾患に対する正しい知識を啓発しています。	○	○	○			子ども育成課
4	感染症予防	保育園や学校等での感染症発生時の対応及び感染拡大防止の相談をしています。 エイズ予防月間や大学祭において、エイズに対する正しい知識を啓発しています。また、保健センターにおいて、エイズ・性感染症に関する相談及び抗体検査を実施しています。	○	○	○	○	○	保健予防課
5	妊娠期・乳児期の支援	妊娠期から育児期において、安心して子育てできるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティクラス、二人で子育て（両親学級）、乳児期前期育児学級等を実施しています。また、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診、児童センターで行う出張健康学習等を通して、子どもの事故予防の啓発を行っています。	○	○	○			各保健センター

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	防災フェア	過去の震災の教訓を忘れず防災意識の高揚を図るためのイベントとして年に一度、防災フェアを開催しています。参加者が楽しみながら防災を学べるよう、各防災関係機関の協力のもと訓練の実演やポイントカードの仕組みを取り入れたブースの出展など、イベント性やゲーム性を持たせつつ実施しています。	○	○	○	○	○	防災課
7	親子で防災体験	楽しく防災を学ぶ場として、小学生までの親子を対象にしながわ防災体験館にてワークショップを実施しています。内容は、割れたガラスがなぜ危険かを考える体験や消火器まあとてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。	○	○				防災課
8	防災ポスターコンクール	区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、応募者全員の作品を展示しています。		○	○			防災課
9	地震体験車等の防災教育	区内学校等において、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。	○	○	○	○	○	防災課
10	しながわ防災学校	対象者別、テーマ別に防災に関する研修を実施しています。対象者別に行うコースのうち、家庭・区民コースでは、主に小学生親子・中学生・高校生以上の一般区民が対象です。また、テーマ別のコースでは、防災カフェとして、乳幼児親子向けの啓発講座等を実施しています。	○	○	○	○	○	防災課

(6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する

○子ども・若者の勤労観や職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育および職業教育の充実を通じ、学校から社会への移行がスムーズなものとなるよう支援します。

○安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等必要な支援を行います。

○雇用や就学等様々な場面において、何度でもやり直しのきく社会となるよう風土や気運を高めていきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	就業支援セミナー・ カウンセリング	若者（39歳以下）の就職活動をサポートするため、専門のカウンセラーが就業に関する悩みの相談にのる就業相談（キャリアカウンセリング）と、就職活動に役立つノウハウを伝える就業支援セミナーを実施しています。				○	○	商業・ものづくり課
2	ものづくり教室	品川産業支援交流施設で、夏休み中に小学5年生～高校生を対象として、3Dプリンターの体験講座を開催しています。		○	○			商業・ものづくり課
3	技術者育成支援	区内に立地する東京都立産業技術高等専門学校と連携し、若手技術者のスキルアップを目的とした人材育成セミナーを開催しています。				○	○	商業・ものづくり課
4	インターンシップ事業 促進助成	産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図るため、東京都立産業技術高等専門学校等の学生をインターンシップとして受け入れる区内中小企業に対し助成金を交付しています。				○		商業・ものづくり課
5	大学生や専門学校等の 保育士養成校の実 習生受け入れ	区立保育園に品川区内在住、もしくは品川区内の教育施設の在校生に対し、実習生の受け入れを行っています。実際に保育園で保育士の体験を行うことにより、保育士の仕事をより具体的に知ってもらい、自分のキャリアに活かすことを目的としています。			○	○		保育課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	非行少年の立ち直り支援・就労支援	非行少年の立ち直り支援として、農業体験による活動やハローワークと連携した就労支援活動を推進しています。			○	○		警視庁 大森少年センター
7	新規学卒者の就職支援	産業や職業に関する知識が浅い学卒者に対する職業紹介にあたって、教育機関と連携を図り計画的な職業指導、綿密な職業相談を行い、事業所に対しては受入体制の整備の指導を行っています。計画的な新規学卒者の求人開拓、進路相談担当者と連携した就職環境の理解促進、就職準備講座など、きめ細かな職業相談・支援しています。また、年少従業員の就業事業所を訪問、職場適応指導を行っています。				○		東京労働局 品川公共職業安定所
8	わかもの応援セミナー	おおむね35歳くらいまでの若年者を対象に、「面接対策」、「職務経歴者等応募書類作成」、「VPI 職業興味検査を受けてみませんか？」の3コースを毎月開催しています。				○	○	東京労働局 品川公共職業安定所
9	職業訓練のあっ旋	若年者に対する職業相談の過程で、希望とする職種・業界への就職実現に向けて、不足していると考えられる技術、知識、資格取得のため、若年者向けの職業訓練についての説明、あっ旋を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共職業安定所

（7） 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

- 子ども・若者が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担力に応じて経済的な支援を行います。
- 大学生や地域ボランティアによる学習支援活動の取り組みを通じて、思春期に相談のできる場として学習面から支援を行います。
- 環境教育等、生涯学習の一環として、様々な体験学習の機会を提供します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	中学生への学習支援 （ゆたか児童センター）	主に中学生を対象にし、大学生や地域の方が学習ボランティアとして、夏休みから受験時期にかけての学習を支援しています。気軽に参加できる雰囲気づくりを大切にし、学校生活や何気ない話にも傾聴を心がけ、子どもたちが安心できる居場所を作っています。			○			子ども育成課
2	奨学金貸付事業	修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学上必要な奨学金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的としています。対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学を許可された方とその保護者です。（大学生は対象外です。）			○			子ども家庭支援課
3	保幼小連携	就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に努めています。区内の幼稚園・保育園児が区立小学校・義務教育学校の教育環境に無理なく慣れ親しみ、安心して就学できるように取り組んでいます。 また、5歳児の10月から1年生の7月までを「ジョイント期」とし、具体的な指導の重点やポイントをまとめた「保幼小ジョイント期カリキュラム」を実践しています。	○					保育課 指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
4	しながわ家庭エコチャレンジ	区内 38 校（私立 1 校含む）の小学生を対象に、環境に対する意識の醸成のため、ワークシートを提供し環境学習を行っています。		○				環境課
5	しながわ水族館運営支援	「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型の水族館として開館しています。	○	○	○	○	○	公園課
6	老朽化・就学人口増等に伴う学校改修・改築	学校改修については、学校施設の十分な安全性・機能性を維持するため、建設からの年数、前回の改修工事からの年数を基準に現地調査を行い、計画的に進めています。 また、学校改築についても、建物の老朽化、就学人口の増加および情報教育などの新たな教育に対応するため順次進めるとともに、環境やバリアフリー、災害発生時の避難拠点としての機能にも配慮した学校づくりを進めています。		○	○			庶務課

2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

（１） いじめ問題に取り組み、不登校・中途退学者を支援する

○いじめはどの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等連携した取り組みの促進など、学校内外における相談体制の整備を進めます。

○不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	いじめ問題調査委員会	区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。		○	○			総務課
2	適応指導教室	区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により通常の学校生活に適應できず不登校またはその傾向にある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、自立活動や学校生活への復帰ができるように支援しています。		○	○			教育総合支援センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	高等学校中途退学者の就職支援	就職希望を理由に高校を退学している人も少なくなく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。			○			東京労働局 品川公共職業安定所



適応指導教室（マイスクール八潮・五反田）

（教育総合支援センター）

適応指導教室では、様々な理由により不登校および学校不適應の状況にある子どもたちに対して、学校復帰と社会的自立ができるようにしていくための支援を行っています。

マイスクール八潮

区立学校に在籍する不登校児童・生徒対象に学校以外の支援の場として、平成9年に開設しました。子ども一人一人が、1日の活動の目標（マイプラン）を立て、漢字や計算を中心とした教科学習、校外体育学習や菜園活動等の体験活動、子ども同士や指導員、地域等とのかかわる交流活動など様々な活動に取り組んでいます。

<時間割>（週5日）

	月	火	水	木	金
8:50～9:20	マイスクールタイム				
10:50～11:10	算数・数学	算数・数学	国語	国語	社会



マイスクール五反田

「マイスクール八潮」に続く、2カ所目の適応指導教室として、平成28年6月に開設しました。生徒対象、個別学習を中心とした活動を行っています。「マイスクール五反田」では、教室への通室型支援に加え、在籍校の別室で学習を行う、アウトリーチ型支援（在籍校訪問支援）も実施しています。

<時間割>（水曜日を除く週4日）

9:00～ 9:15	朝の会 / 挨拶、目標設定、週・本日の計画 他
9:15～10:00	まなびタイム① / 個別学習中心、ソーシャルスキルトレーニング
10:05～10:50	まなびタイム②
10:55～11:40	まなびタイム③
11:40～12:00	振り返り / 自己評価、報告 他 *清掃・片付け



(2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する

○障害者の自己選択・自己決定の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられることができよう配慮します。

○障害者施策だけでなく、母子保健施策や子ども・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、関係機関の連携を強化するよう努めます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	特別児童扶養手当	国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
2	特別支援保育事業	配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させ、きめ細やかな対応を図ります。 また、保育者の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。 さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。	○					保育課
3	発達相談	品川児童学園（児童発達支援センター）では、言葉が遅い、全般的に発達がゆっくりなことが心配、癇癪が強く育てにくいなど、日常生活の中で気になることがあったり、保健センター等の健診後等の紹介により、子どもの発達・発育に関する専門的な総合相談を行っています。	○					障害者福祉課
4	発達相談 （障害児者総合支援施設（仮称）の開設）	児童発達支援センターの相談機能を18歳まで拡大し、障害のある児童から成人期へとつなぐ一貫した相談支援センターとして、平成31年4月に障害児者総合支援施設（仮称）を設置します。	○	○	○			障害者福祉課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
5	発達支援	発達・発育に関するご相談を受けた後、障害のあるお子さんや発達に支援の必要なお子様に対し、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育の提供を通じて発達支援を実施しています。	○	○	○			障害者福祉課
6	幅広い日中活動の場の確保	ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特性が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生からおおむね30歳までのご本人やご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。		○	○	○	○	障害者福祉課
7	社会的自立を目指した支援	発達障害者成人期支援施設「ぶらーす」内において、発達に特性のあるおおむね20歳以上の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、発達障害者支援事業「リクト」として行っています。				○	○	障害者福祉課
8	障害児の預かり事業	働く保護者が増える傾向にある中、障害児を育てるご家庭に対し、就労保障や家族の介護、あるいは保護者のレスパイトのための預かり機能と日中活動の場を提供など、日中一時支援事業を実施しています。また、外出が困難な重度の障害児のために、在宅レスパイト事業も実施しています。 注) 在宅レスパイト事業は全ての発達段階を対象としています。		○	○			障害者福祉課
9	特別支援学級・特別支援教室	区立学校において、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により特別に支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。		○	○			教育総合支援センター

10	駅のバリアフリー化に対する助成	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』や『品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。	○	○	○	○	○	都市計画課
11	段差の解消、歩道の平坦化	福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。	○	○	○	○	○	道路課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	障害児の施設入所の相談及び入所手続き	様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け、入所となった場合の手続きを行っています。	○	○	○			東京都品川児童相談所
13	「愛の手帳」の交付	知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」（療育手帳）の申請受付、判定、交付を行っています。	○	○	○			東京都品川児童相談所



品川区発達障害者支援「ぷらーす」

(障害者福祉課)

平成 26 年 4 月に開設しました。大人の発達障害を主体とした就労に関する相談および作業を提供しています。「ぷらーす」は、教育という枠組から社会に出て初めて困難さに気づく方、社会の理解が得づらく適切な支援・配慮が受けにくい方、成功体験の乏しさから自信がもてない、自己肯定感が低く、社会生活に支障をきたすなど、大人の発達障害に様々な課題を抱えている方々の支援をしています。

成人期支援事業リクト／相談支援の取組み

多角的な支援モデルを実践・提唱し今後の発達障害者支援の発展と促進に貢献します。

ステップ

支援プログラム

生活管理

*生活グループ

生活時間を確立し生活リズムの安定を図る。少人数で座学/余暇活動など定期的に通う練習をする。個人から集団の中に入り他者の存在を意識出来るようにする。

就労準備

*コミュニケーショングループ／ビジネスグループ

SST、コミュニケーション土台作り、就労スキル、模擬面接など自己理を促し、社会生活に必要な様々なスキルを身に付ける。就労に繋がるまでの中間的支援、就労を目指す上での課題を改善していく支援を提供する。

就職活動

*就職活動支援/同行支援<本人と先方との仲介や本人の代弁をします>

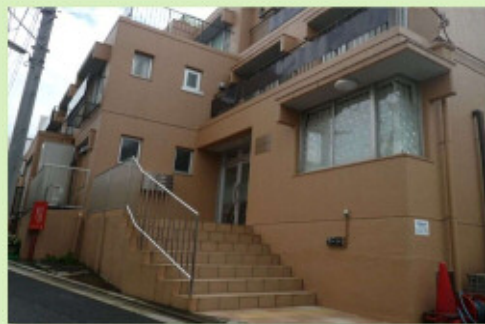
適職確認、適職修正、希望職の明確化、就活の方法提示
就労支援センターげんき品川／ハローワーク品川と連携

就職定着 就職継続

*就労フォロー／職場訪問

困り感の整理、人間関係スキル、具体的改善方法の検討や就職したメンバー同士と情報共有や交流の場を提供する。

個
別
面
接



（３） ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する

○働くことに悩みを抱えるひきこもりやニート等若者、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。

○関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	子ども若者応援フリースペース	不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。			○	○	○	子ども育成課
2	東京都ひきこもりサポートネット	ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者、友人からの相談に対し、電話・メール相談や訪問相談を行う東京都の支援事業です。訪問相談の第一窓口は、品川区が行っています。対象は、中学校卒業後の15歳以上～おおむね34歳です。			○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
3	ひきこもり、若年無業者（ニート）の就職支援	これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共職業安定所



子ども若者応援フリースペース

(子ども若者応援ネットワーク)

「安心できる、自信がつく、仲間ができる」がコンセプトです。

このフリースペースは、不登校や高校・大学中退、ニート、ひきこもりなど、様々な背景を持つ10代から20代を中心とした子ども・若者の居場所です。障害のあるなし、問題のあるなし、どんな事情を抱えていようと、このフリースペースは誰でも自由に、そして無料で参加することができます。

フリースペースなので、何をするのかは基本的には自由ですが、机を並べて卓球をしたり、お互い持ってきたゲームで対戦をしたり、UNOやトランプや人生ゲームなどで盛り上がったり、いろいろな活動をしています。スタッフの呼びかけでちょっとしたアート講座をしたり、散歩に出かけるグループもあります。勉強に不安がある子は、宿題を持ってきたり、試験勉強をすることもできます。進学や就職についてスタッフと相談したり、気の合う仲間同士でおしゃべりに花を咲かせることもあります。

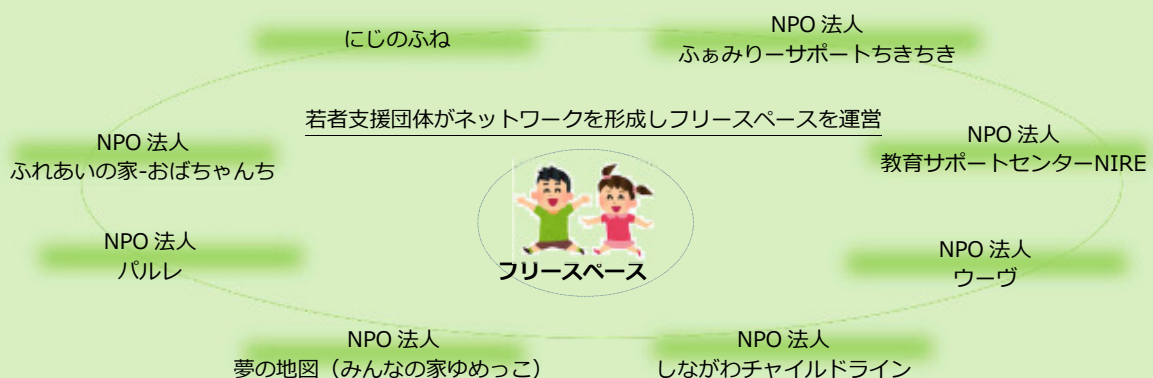
フリースペースにはキッチンがあり、寄付でもらったインスタント食材や調味料、スナック菓子などがあるので、お腹が空いたら食事をすることもできます。近所のスーパーマーケットに買い出しに行ったらランチをみんなでつくり、ワイワイと食べることもしています。

ここでは「学校に行きなさい」とか「ブラブラしていないで働きなさい」ということは一切言いません。ですが、不思議なことに中学3年生の不登校の子どもたちは全員高校に進学し、毎日ヒマそうにしていた若者が「バイト始めます」と言ってくることも少なくありません。そして、学校に戻った子どもたちも、仕事を始めた若者たちも、放課後や仕事帰りにフリースペースに寄ってくれて、近況を話してくれたり、時には悩み相談をすることもあります。

学校や家庭とは違う役割を持った「サードプレイス（第三の場）」として、子ども・若者にトコトン寄り添う「場づくり」を進めていきたいと思います。ぜひ一度のぞきにきてください。



子ども若者応援ネットワーク





品川公共職業安定所（ハローワーク）の取組み

（品川公共職業安定所）

VPⅠ検査、応募書類作成、面接対策

若年求職者の傾向として、インターネットや情報誌、民間紹介機関などの各種資源を活用して自主的に進められる方と、希望職種が絞れない、就職活動の進め方が分からない、など周囲からの支援が必要な方とに分かれています。後者については、ともすれば安易な理由で職を選んでしまいがちなため、特にハローワークにおいては支援していく必要があります。当所においては、月に一度無料でVPⅠ検査を行っています。

これは、6種の職業興味（現実的、研究的、芸術的、社会的、企業的、慣習的）に対する本人の興味・関心の強さを測定するとともに、同じく本人の心理的傾向を5つの領域（自己統制、男性-女性、地位志向、稀有反応、黙従反応）について把握でき、自身と親和性のある職業を知ることができるので、職業選択の指針として役立てることができます。完全予約制ですが、受付開始から30分程度で定員になってしまうほど関心の高いものとなっています。VPⅠ検査の結果などを踏まえて職業相談を進めてゆき、具体的な応募という過程では、書類選考対策として応募書類作成・添削相談、次のステップである面接対策の相談を予約制の個別支援で行っています。



地域若者サポートステーションとの連携

ひきこもりや若者無業者となってしまった理由は、「人間関係がうまくいかなかった」、「不登校」、「職場になじめなかった」、「能力に自信が無い」、「病気・けがのため」、「受験の失敗」など様々ですが、そのような問題を抱える人にとってすぐに具体的な就職活動に入ることは困難であり、障害となっている事柄の軽減・除去、各種の失敗体験から自信を失っていることも多いため、成功体験を積ませて自信を取り戻させるなどの支援から始める必要があります。そこで、ハローワークでは「地域若者ステーション」通称「サポステ」と連携し、ひきこもり・若者無業者の就職支援に取り組んでいます。「サポステ」とは、厚生労働省が委託する支援機関で、コミュニケーション講座や就業体験、ビジネスマナー講座など各種支援を行っています。支援の過程で「サポステ」からハローワークを訪問し、実際に求人検索PCを体験してもらったり、セミナーに参加してもらうなど、ハローワークのサービスメニューを知ってもらい、また、雰囲気を知ってもらうことで心理的な敷居を無くし、利用しやすくするという支援も行っています。



ハローワークにおける職業相談事例（23歳女性）

高校卒業後製本会社に入社したが、一年で退社。その後約3年半特に仕事はせず、ひきこもり気味となる。貯金も無くなり就職の必要を感じ、ハローワークに来所。早速、看護助手の求人に応募するも不採用。ブランクもあり、自分に対して自信が持てなくなっていることが言動に表れていた。今後の方向性の確認のためVPⅠ検査を実施。社会や人の役に立ちたいという思いが強く、清掃などの環境美化に興味があることが分かった。本人の気持ちに寄り添いながら応募書類の添削相談、面接対策相談などを経て、2件の求人に応募。午前中はオフィス内清掃などの環境美化作業を行い、午後は一般事務という求人採用となる。その後も定着支援として近況を確認。仕事が慣れるに連れ、人間関係など思う所もあるようだが、新しい仕事を任されてやりがいを感じるし、仕事をするのが楽しいと感じているとして一年以上継続している。

(4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する

- 区の子育て支援機関や児童相談所等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族の再統合、アフターケアまで切れ目のない支援が行われる体制づくりに努めます。
- 18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については、区が第一義的な窓口として対応にあたります。
- 社会的養護の下で生活する子どもたちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	子ども家庭支援センター事業	福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども育成課児童相談係と品川区子育て支援センターが主体となります。	○	○	○			子ども育成課
2	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13地域ごとに地域分科会を、要保護児童の具体的支援のために関係機関でケース会議を開催します。	○	○	○			子ども育成課
3	区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み	児童相談所は現在東京都が担っていますが、平成28年5月の児童福祉法改正を受けて、区は区立児童相談所の設置を目指していきます。そのため、児童相談所設置市から情報収集・調査分析等を行い、児童相談所の開設に向けて諸課題の解決のための検討・取り組みを推進していきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
4	児童虐待への対応	児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
5	一時保護	緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
6	施設への入所	様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす20歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
7	里親制度	様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所



品川児童相談所の取り組み

(品川児童相談所)

児童相談所とは

東京都には児童相談所が11か所あり、品川児童相談所は品川区、目黒区、大田区の3区を所管しています。基本的には18歳未満の子供に関する相談であればどんな相談でも受け付けています。相談の主なものは、何らかの事情で子どもが家庭で生活することができなくなったという養護相談で、その中に虐待に関する相談が含まれます。

虐待に関する通告があった場合は、家庭訪問や学校訪問をするなど必ず子どもの確認をしています。平成28年度に品川児相が受けた品川区内からの虐待通告は378件でしたが、毎年増え続けています。

一時保護

児童相談所が持っている大きな権限として、一時保護と施設措置があります。

一時保護とは緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合などに、都が設置している一時保護所などで子どもたちを保護します。都には7カ所の保護所があり、定員総数は213名です。

品川区内からは、年間約40～50名の子どもたちを一時保護しています。保護の理由の半数以上が養育状況の不適切、あるいは不適切な疑いがあるといったもので、半数弱が非行です。

施設入所

一時保護した児童のほとんどが家庭環境を調整して、家庭引取りとなっていますが、最近では、年間20人前後の子どもたちが品川区内から施設入所となっています。

一時保護の場合も施設入所の場合も、養育状況が厳しくなる主な理由は、一人親で生活状況が不安定、精神的余裕がない、親族からの支援が受けられないといったもので、虐待というよりも人間関係や生活基盤が弱いなど「子どもの貧困」に通じるものが要因となっています。

社会的養護

子どもたちが入所する施設として、乳児院(0～2歳くらいまで)、児童養護施設(2～18歳くらいまで)、里親、ファミリーホーム(一定要件を備えた養育者の住居で5人または6人の児童を養育)などがあります。

里親は家庭と同様の環境で子どもたちを養育する制度ですが、東京都には、養子縁組を目的とせず一定期間子どもたちを育てる**養育家庭**と、養子縁組を目的とした**養子縁組里親**があります。品川区内で養育家庭として登録いただいているご家庭は14家庭です(平成29年)。保護者が病気で1～2カ月入院された時などに、区内の養育家庭に委託することができれば、子どもたちが今の生活圏からそれほど離れることなく暮らすことができますので、養育家庭制度を区民の方に広く知っていただき、登録家庭が増えてほしいと思っています。

平成29年10月現在、品川区内から施設入所となり、施設や里親家庭で暮らしている子どもたちは約80人います。



(5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う

○非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。

○犯罪被害者やその家族への様々な支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
1	社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。		○	○	○	○	地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
2	少年相談及び犯罪被害少年への支援	子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は20歳未満です。		○	○	○		警視庁 大森少年センター
3	非行相談	金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。	○	○	○			東京都 品川児童相談所

(6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する

- ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。
- 生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進します。
- 家庭・地域・行政の役割分担を整理し、課題の見える化を図り、子ども・若者の未来を応援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。 区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
2	児童育成手当・障害手当	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 また、以下の障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。 （ア）中度以上の知的障害（愛の手帳1～3度程度）（イ）身体障害者手帳1～2級程度（ウ）脳性麻痺、または進行性筋萎縮症	○	○	○	○		子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	児童扶養手当	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童	○	○	○	○		子ども家庭支援課
4	ひとり親家庭自立支援助成事業	母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。	○	○	○			子ども家庭支援課
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。	○	○	○			子ども家庭支援課
6	ひとり親世帯学習支援	ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。		○	○			子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
7	ひとり親家庭相談	母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。	○	○	○			子ども家庭支援課
8	母子・父子福祉資金貸付	20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
9	母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭休養ホーム事業	母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
11	ひとり親家庭一時介護事業	児童育成手当の受給世帯かこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。	○	○	○			子ども家庭支援課
12	品川区女性福祉資金貸付	配偶者のない女性やその子ども（20歳以上）の入学金や学費の一部を、母子自立支援員が、相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。				○	○	子ども家庭支援課
13	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。			○	○	○	子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
14	低所得世帯学習支援 (未来を拓く学習支援)	大学や専門学校進学を目指す低所得世帯の高校生に対し、自習の場や学習指導を受ける機会を提供することで、受験までの精神的サポートも含めた支援を行います。併せて、親への進学資金準備に向けた支援も行います。対象は、ひとり親家庭または生活保護・生活困窮世帯の高校生です。			○			子ども家庭支援課
15	実費徴収に係る補足給付事業	品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行います。	○					保育課
16	低所得世帯への塾代等の貸付	東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付(中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付)」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。			○			生活福祉課
17	子どものいる生活保護世帯への支援	子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や保護者の問題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。	○	○	○			生活福祉課
18	東京学芸大学との連携による学習支援	品川区と東京学芸大学が連携を強化し、経済的に困難な状況にある児童への学習機会の充実を図ります。また、東京学芸大学附属竹早中学校への進学校(若干名)を設けます。		○	○			指導課



子どもの未来応援プロジェクト

(子ども家庭支援課)

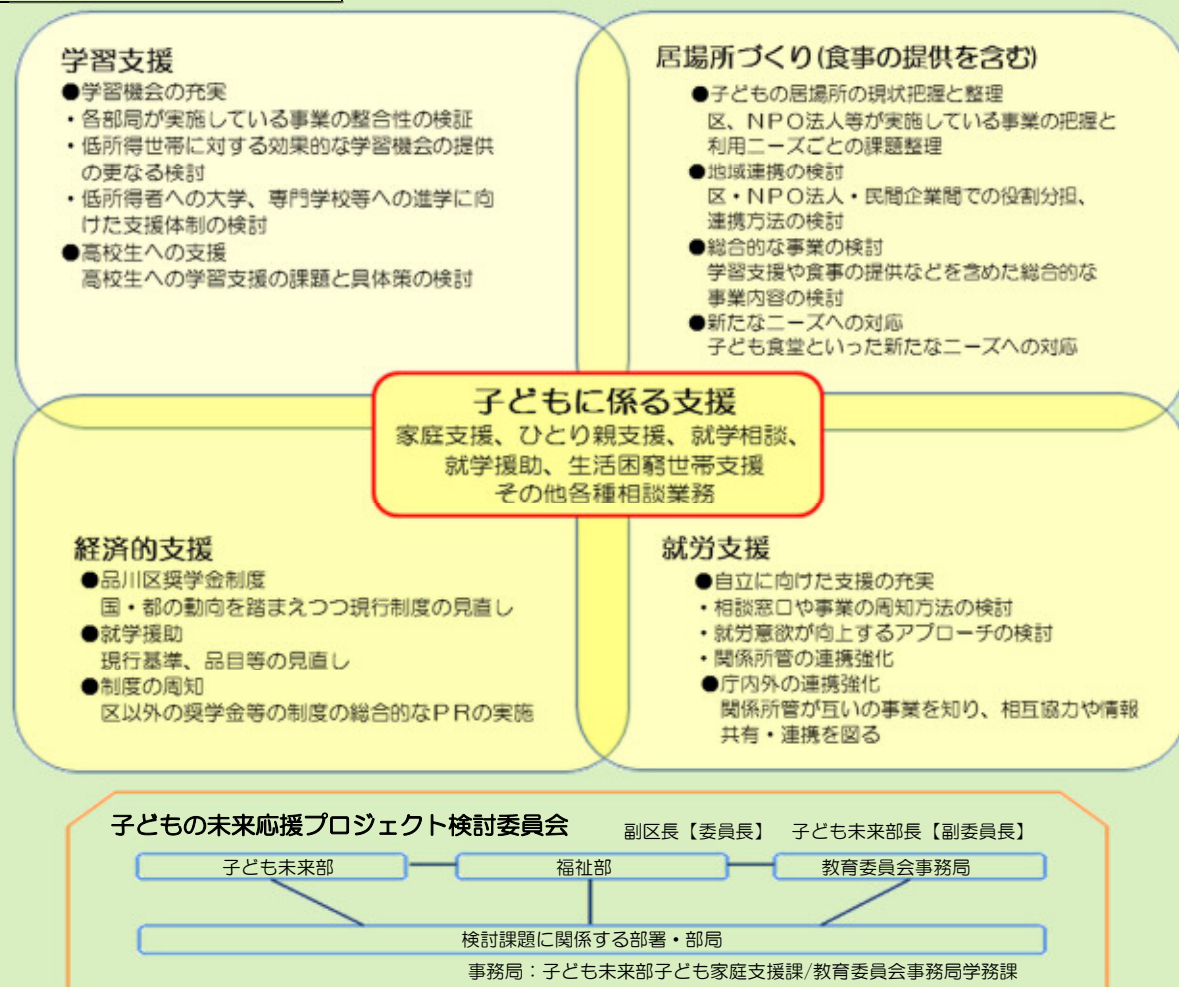
厚生労働省が行った「平成25年国民生活基礎調査」で、子どもの貧困率が16.3%に上がったことから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月制定）」、「子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月閣議決定）」により、国、地方公共団体が連携し、子どもの貧困対策に総合的に取り組むように示されました。

そこで、品川区では、子ども未来部、福祉部、教育委員会事務局間で連絡会議を重ね、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されたり、親の経済状況が世代を超えて連鎖することで子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、必要な環境整備や教育の機会の均等を図るための施策に取り組むことを目的とした「子どもの未来応援プロジェクト検討委員会」を設置しました。

施策を検討するにあたり、「家庭環境や経済状況が貧困であるが故に子どもの健全な育成・成長ができない」ということではなく、「家庭・地域・行政の役割分担を整理し課題の見える化を図り、子どもの未来を応援すること」という視点のもと、プロジェクトでは、4つのテーマを設け、部課・部局など組織を越え、横断的に検討を重ね、多くの気づきや課題が抽出されました。

現在、抽出された課題について、関連する各課が連携を図りつつ、新規事業の実施や新たな解決策の検討に取り組んでいます。

4つのテーマと検討の方向性





東京学芸大学との連携による学習支援

(指導課)

品川区と国立大学法人東京学芸大学は、家庭の経済的な環境によらず、子どもたちが主体的に自己実現を図ることができるようにするため、相互の連携・協力体制を強化して、就学援助を受給している家庭の子どもを対象に学習支援事業に取り組んでいます。

平成 29 年 6 月 12 日には、「児童の学習機会の充実に係る協定」の調印式を行いました。



＜調印式の様子＞

濱野 健 区長(左)、出口 利定 学長

東京学芸大学と品川区との連携による学習支援事業(GSP)

〈趣旨〉 東京学芸大学との連携を通して、経済的に困難な状況にある児童・生徒の学習支援を行い、学習環境を整えることで、進路選択を広げ、教育機会の充実に努める。

事業内容

【対象】

- 自己実現に向け、主体的に努力している
品川区立学校の6年生40名

【条件】

- 就学援助を受給している家庭の児童
であること
- 将来の夢や希望をもち、高い学習意欲を
もっていること
- 保護者が子どもの自己実現を応援しよう
とする強い意志をもっていること。

【支援内容】

- (1) 東京学芸大学の学生による学習支援
 - ① タブレット端末を活用したオンラインによる学習支援（週2回）
 - ・ 原則として児童1名に対して学生1名
 - ・ 学習内容は、児童と学生の相談し、個別に計画
 - ② 学生・大学教員、附属学校教員等による対面による学習支援（月1～2回）
 - ・ 対話を取り入れた学習
- (2) 進学支援
 - ① 東京学芸大学附属竹早中学校への進学（上限4名）
 - ② 進学後の学習支援・進路相談

(7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する

○外国人の日本語能力に配慮したカリキュラムの編成や就学支援等を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	外国人学校児童生徒 等保護者補助金	品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。		○	○			総務課
2	日本語集中教室	区立学校に在籍し、日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行なっています。		○	○			教育総合支援センター

(8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

- 性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動等を推進します。
- 難病のある人の日常生活の相談・支援、交流活動の促進や就労支援等を推進します。
- こころの悩みを抱えたり、生きることに辛さを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実を図ります。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	性同一性障害等に関する相談・啓発	性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。		○	○	○	○	人権啓発課 各保健センター 教育総合支援センター
2	SOSカードの配布・相談	悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、児童・生徒自身が相談できるように相談先案内カードを作成し、小学6年生～中学生に配布します。		○	○			保健予防課 各保健センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	育成相談	本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施します。	○	○	○			東京都品川児童相談所

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する

○家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報提供、相談体制の充実等、地域社会全体で支援する取り組みを推進します。

○親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりをもち、必要なときに適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	「家庭の日」の普及啓発	毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人のかかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課
2	2回食からの離乳食レッスン	離乳食2回食以降（初回講座日に7・8カ月）の乳児と保護者を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで、栄養士の指導のもと、月齢にあった調理形態を学び、簡単な離乳食を作る講座です。また、離乳食の悩みを気軽に相談できます。	○					子ども育成課
3	2・3歳児食親子クッキング	2・3歳児の幼児と保護者を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで、栄養士の指導のもと、親子一緒に調理を体験し、子どもの楽しい食経験を増やし、苦手な食材の克服を目指す講座です。	○					子ども育成課
4	親育ちワークショップ	主に初めて0歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。	○					子ども育成課
5	父親のための親育ちワークショップ	父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。	○					子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	赤ちゃんとのふれあい事業	次代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。		○	○			子ども育成課
7	父親の子育て参加促進事業	児童センターでは、主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。	○					子ども育成課
8	ブレママ・プチママタウン	児童センターでは、22週以降の妊婦、0歳児の母親（いずれも第1子）を対象に、妊娠中や初めて子どもを持つ母親と子育ての先輩母親との交流を実施し育児不安の解消を図っています。	○					子ども育成課
9	チャイルドステーション事業	児童センターでは、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援しています。また、区立保育園・幼稚園を地域に開放し、様々な事業を実施しており、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し保護者が気軽に相談できる場として地域の子育て支援を行っています。どの施設も、乳幼児親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースを提供しています。	○					子ども育成課 保育課
10	一日保育士体験	品川区立保育園に子どもを預けている保護者を対象に、保育士の仕事を一日体験することにより、あらたな子どもの姿を発見し、子育ての楽しさや保育園とのかかわり、子どもに対する相互理解を深めることができます。	○					保育課
11	「家族いっしょに楽しいごはん」運動	在園児保護者を対象に保育園給食の有料体験を実施しています。また、在園児保護者や在宅子育て保護者を対象に保育園給食の実演や試食をまじえ食育保護者会を各保育園で実施しています。公立幼稚園、保育園のPTAが連携を取り、イベントを開催しています。	○					保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	しながわっ子 子育てかんがるープラン	妊娠中の方から就学前の子どもがいる保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。	○					保育課
13	生活支援型一時保育 オアシスルーム	在宅子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。	○					保育課

(2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～

○学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援を推進します。

○学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川コミュニティ・スクール	学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。		○	○			指導課

(3) 地域における多様な活動の場を充実させる

- 絵本の読み聞かせなど、乳幼児期^{かんよう}の子ども^{かんよう}の情操の涵養にも資する取り組み等を推進します。
- 放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所として、児童センターやすまいるスクールにより、そのサービスの充実を図ります。
- 地域における多様な担い手の人材育成という観点から育成者研修等を実施します。
- 住民相互の親睦や地域コミュニティの活性化を図るよう、町会・自治会等地域の活動を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	青 年 期 ポ ス ト	
1	青少年対策地区委員 会の活動支援	青少年を取り巻く様々な課題に対し て、行政と地域が一体となり、より密 着した青少年健全育成事業の実施を 図っています。また、地区委員会連 合会事業では青少年の健全育成活動 の一層の充実と地区委員相互の交流 を図っています。		○	○	○		地域活動 課
2	スポ・レク推進委員 会	毎月月初めに翌月分の学校施設の利 用について団体間で話し合って調整 する利用調整会議や各種スポーツ教 室及びスポーツイベントを実施する ことにより、地域の人々が身近な地 域でスポーツが楽しめる機会を提供 しています。	○	○	○	○	○	スポーツ 推進課
3	地域スポーツクラブ	スポ・レク推進委員会以上に自主的・ 広域的な地域スポーツ運営を通じて、 「いつでも・どこでも・だれでも・い つまでも」スポーツができる環境づく りを地域住民が主体となって運営し ます。	○	○	○	○	○	スポーツ 推進課
4	青少年健全育成者感 謝状贈呈式	少年野球、少年少女サッカー、小学 生バレーボール、ミニバスケットボ ール等少年少女スポーツの育成者に 感謝状を贈呈することで、青少年の 健全育成に携わる指導者層の拡大に つなげていきます。		○	○			スポーツ 推進課
5	スポーツ指導者養成 事業	各スポーツ団体の育成者を対象に、講 演会、講習会を開催し、「スポーツの 楽しさ、素晴らしさ」を子どもたち に伝えられる指導者を養成します。		○	○			スポーツ 推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	キャンプ場運営事業	青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、設管理業務を行っています。		○	○			スポーツ推進課
7	野外活動事業	野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、日帰り型の初心者キャンプ教室・宿泊を伴うファミリーキャンプ教室を行っています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
8	青少年問題協議会の活動支援	青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって（中学校・義務教育学校（後期課程）生活へのガイドブック）」の発行等を行っています。	○	○	○	○	○	子ども育成課
9	青少年委員会の活動支援	青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室、親子ネイチャープロジェクトなどを運営しています。	○	○	○			子ども育成課
10	青少年育成者の研修	青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。	○	○	○			子ども育成課
11	児童センター事業	児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。区内には25館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	すまいるスクール事業	全小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。		○				子ども育成課
13	地域子育て支援センター事業（ぷりすくーる西五反田）	地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。	○					子ども育成課
14	子育て交流サロン事業	主に0～2歳の親子を対象に、地域の乳幼児親子の交流と子育て相談の場として、またシルバー世代と乳幼児親子の交流を目的に、荏原地区と大崎地区に子育て交流サロンを開設しています。	○					子ども育成課
15	悠々ボランティア	シニア世代（おおむね55歳以上）の人々のボランティア活動への意欲を引き出し、地域デビューを支援し、地域の子育て力の向上を図ります。豊富な知識、文化力、特技などを次世代に引継ぐとともに、児童センターにおいて子育て世代との交流を図っています。	○	○				子ども育成課
16	地域スタッフ育成講座（地域ボランティア育成講座）	幼児クラブ等を終了した児童の保護者を中心に「地域スタッフ育成講座」を開催しています。子育て支援について関心を持ってもらい、地域の力として子育て支援に協力していただきます。	○					子ども育成課
17	だっこボランティア養成講座	地域の大人を対象に保育知識、子育て意識を高めるため講演会や、実技講座を開催し、児童センターでの事業等で活躍する抱っこボランティアを養成しています。	○			○	○	子ども育成課
18	子育て支援ネットワーク講習	就学前から思春期の子どもを持つ保護者に向け、子どもの成長の節目となる時期の特徴や、保護者のかかわり方等に焦点をあてて専門家の話を聞き学びます。就学前・小・中学生・高校生・すべての年代向け等の講座を開催しています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
19	品川子育てメッセの開催	現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区と NPO 法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催で、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。	○					子ども育成課
20	子育て自主グループ支援事業	乳幼児から思春期の子どもの保護者を対象にした学習会・子育て支援講座を開催する自主グループの活動を支援しています。講座等を企画・運営を希望する団体を「子育て自主グループ講習」事業委託団体として決定し、子育て中の保護者に広く周知し、学習の機会を提供します。	○	○	○			子ども育成課
21	地域や大学等との協働	協働に関わる立正大学、清泉女子大学の学生従事をすまいるスクールで実施しています。大学で学ぶ理論、方法論、知識等を活かし、学習活動を実り豊かなものとし、学生の知見をすまいるスクールの事業運営に活かしています。また、学生が授業の一環としてすまいるスクールに従事し、単位の修得につなげるものです。		○				子ども育成課
22	子ども食堂の開設支援とネットワーク構築	地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設を支援し、フードバンク機能などの地域のネットワークを構築します。なお、子ども食堂利用対象は食堂により異なります。	○	○	○			子ども家庭支援課
23	地域交流室ポップンルーム	在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園の中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。	○					保育課
24	空き店舗を活用した子育て交流ルーム	すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。	○					保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
25	一時保育	保護者が病気やケガ、出産などのために子どもを保育できないときに、区立保育園や私立保育園などで一時的にお預かりしています。	○					保育課
26	預かり保育	区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育（幼稚園教育時間を除く）を行っています。	○					保育課
27	休日保育	区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
28	年末保育	区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
29	病児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的にお預かりします。	○					保育課
30	病後児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。	○					保育課
31	高齢者多世代交流施設における子育て支援事業	区内在住60歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。	○	○	○	○	○	高齢者地域支援課
32	子ども読書活動（乳幼児啓発事業） 「はじめてのえほん よんで よんで」	乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課（児童センター）と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館（10館）で区職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。	○					品川図書館

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
33	読み聞かせボランティアの活動支援	主に 18 歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。				○	○	品川図書館
34	しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業	毎月 23 日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日（4月 23 日）」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。	○	○				品川図書館



青少年対策地区委員会の活動

（地域活動課）

青少年対策地区委員会は、青少年問題協議会の下部組織として昭和31年に設置されたのが始まりです。現在、品川区内の13の地域センターの管轄ごとに組織され、約900名の委員を擁しています。地区委員会は、地域社会の力を結集して青少年に関するさまざまな問題を総合的な見地から検討し、解決を図る地域活動の推進母体です。青少年をとりまく社会環境の整備・浄化や健全育成指導を図るため、区や関係行政機関の施策に協力するとともに、構成団体・機関相互の連絡調整を行い、地域の実情に即した諸活動の実施に努めています。

また、昭和58年に地区委員会会長会として青少年対策地区委員会連合会が発足し、平成8年度から各地区の相互交流、連絡調整および活動促進を図ることを目的に改組されました。

地区委員会事業

青少年の健全育成の一助を担い、各青少年対策地区委員会に事業を委託しています。
年間100を超える事業を実施しています。

【事業の一例】

バスハイク事業、
キャンプ、
運動会、
マラソン大会、
ラジオ体操など



地区委員会連合会事業

青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図るため、品川区青少年対策地区委員会連合会に事業を委託しています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成を図るため、ホッケーほか区内で行われる競技の啓発事業を委託しています。

【事業の一例】

地区委員研修会、
中学生の主張大会、
スポーツ交流事業 など





青少年委員会の活動

(子ども育成課)

青少年委員制度の歴史は古く、昭和 28 年発足当時から今に至るまで、青少年健全育成の推進役として区政の一翼を担ってきました。青少年委員会は、各地区からの推進を受けた方々で構成され、「希望、輝く、未来へ！」を合言葉に、区内多方面にわたって青少年の健全育成活動を展開しています。地域青少年の健全育成、指導育成、余暇指導、子ども会などの青少年団体の育成、青少年指導者に対する援助を行うため、地域の青少年や青少年関係団体相互の連絡や環境づくりを実践しています。行政と区民との橋渡し役として存在しており、その役割は今もなお重要なものとなっており、より一層の活躍が期待されています。

役員会

構成メンバー	会長、副会長、書記、会計
役割	会の活動方針、予算などの立案

運営委員会

構成メンバー	役員、各部長・副部長
役割	役員会からの提案を検討協議する 各部からの提案を検討協議する 定例会の議題の決定をする



定例会

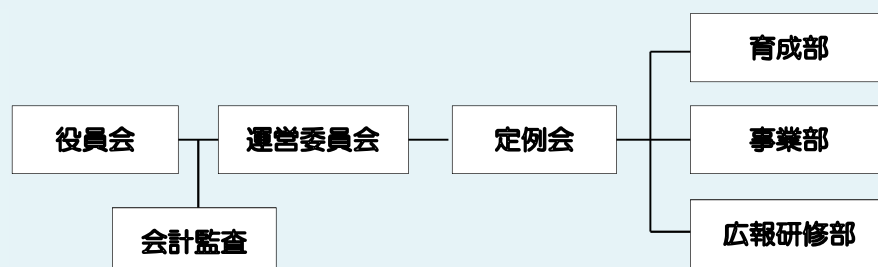
構成メンバー	全青少年委員
役割	役員、運営委員、各分会からの協議事項の決議 行政、役員会、運営委員会、各分会より報告 各分会を行い各分会活動内容の決定をする

会計監査

年に一回、委員会会計の監査を行い定例会にて報告する

部 会

育成部	ジュニア・リーダー教室の運営を中心に育成活動を行う
事業部	親子キャンプ、クイズラリーなどの事業の企画運営を行う
広報・研修部	青少年だよりの発行、委員会の PR と、委員資質の向上を目的に 研修会の企画運営を行う





子育て交流サロン（荏原・平塚橋すきっぷひろば）

（SKIP 編集委員会）

● 嬉しくてたのしいおせっかいマインド・

おしゃべりから広がるつながりの輪を大切に～

子育て交流サロン事業すきっぷひろばは、区内在住のママグループ「品川 SKIP 編集委員会」が運営を行っています。私たちは、ママ目線の子育て情報誌「しながわ子育てガイド SKIP」の編集・発行を中心に講座などの開催や子育てメッセ等のイベントに参加したりなど、当事者目線の活動を続けてきました。



それを通して、多くのママたちと接する中で、目の当たりにしたのは、情報は山ほどあるのに、どうして良いか分からず悩む現代のリアルなママの姿でした。「もっとざっくばらんにおしゃべりしたり、不安なことや迷っていることを皆でシェア出来る場が必要なのではないか」そんな気持ちを抱くようになり、「ここにいけば話を聴いてもらえる」と思ってもらえるような場を作りたいね。そして、そこにいる私たちは“しながわ子育てコンシェルジュ”だね！と、思いを語り合っていました。

なぜ、私たちがそう思ったのか・・・それは、他でもなく、私たち自身が子育てに悩み、色々な人に支えられたりしながら日々頑張る子育て真っ最中のママたちだからです。

そんな私たちがサロンの中で、何より大切にしているのは「ここにくればホッとできる」という場であるということ。多くのママたちがネットの情報に助けを求め、誰が書いたかも分からない話をやみくもに信じ、振り回され、さらに自分を追い込んでいます。これが、現代の子育て世代の実情です。そんな固まった気持ちをほぐして、少しでも辛い気持ちを置いていってもらえたら良いな、と願いながら、言葉を傾け、そっと気持ちに寄り添えるよう場でありたいです。親が我が子としっかり向き合えるためにも。

「ここにいるスタッフはどんな人たちなのですか」と、時々、聞かれることがあります。「同じしながわの子育てのちょっと先輩だよ！」と答えると、ママたちはなぜか安心した笑顔に。

子育ては一人ではできません。私たちがたくさんの人に助けをもらいながら、子育てをしてきたからこそ、次の世代へ返していきたいと思うのです。

「あ～、そうなんだ。分かる分かる、私もそういう時あったよ。辛いよね。だけど、一人で抱え込まないでね。私の場合、〇〇したら楽になったよ！」子育ての悩みは様々で、子どもの成長に伴って変化していきますが、ちょっと先輩の人の体験を聴くことで、気持ちの棚卸しが出来たり、答えを出す糸口が見えたりすることもあります。同じ立場同士だから、気持ちをシェア出来る。同じように子育てに頑張っている仲間がたくさんいることを知ってほしい。

すきっぷひろばでは、少しでもママたちがホッと過ごせて、お母さんの大先輩方が大切にしてきた「井戸端会議」のような何気ないおしゃべりを楽しみ、あたたかいつながりの輪を広げていきたいです。そして、私たちはちょっと先輩のおせっかい役として、あたたかいお茶を入れて、これからも皆さんがきてくれるのを待っています。

今日もたくさんのキラキラ笑顔に出会えますように！

荏原
すきっぷひろば
平塚橋
すきっぷひろば





子ども食堂の開設支援とネットワーク構築

(子ども家庭支援課)

子ども食堂は、安価で子どもだけでも気軽に利用できる雰囲気や、みんなでわいわいと食卓を囲む温かさが魅力となって、ここ数年で全国に広まっています。区では、地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設を支援し、フードバンクなどの地域のネットワークを構築することで、民間活動の活性化と子どもの居場所づくりを図っていきます。



当事業のキックオフイベントとして、29年6月に「しながわ子ども食堂フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、二つの子ども食堂の取り組みを紹介した後、子ども食堂で活動中の方や関心をお持ちの方同士で交流会を開きました。また、8月には「しながわ子ども食堂ネットワーク」を発足し、同ネットワークに登録した会員同士が子ども食堂開設のノウハウ、運営上の悩みなどを情報共有できるようになりました。今後は、企業や商店、個人からご提供のあった食材や物品を、必要とする子ども食堂に配布するフードバンク機能の構築に取り組む予定です。また、品川ボランティアセンターの機能を活かして、ボランティアをしたい方と人材を求める子ども食堂とのマッチングを行っています。



子どもだけでも親子でも利用できる場所が多い

現在、子ども食堂を運営する側の要望として、「安定的に開催できる場所を確保したい」「食事や居場所を必要としている子どもたちに周知したい」という課題があります。区もこれらの要望に応えるべく各方面に協力を依頼し、子ども食堂の新規開設や運営の継続を支援していきます。

《ステップⅠ》

区 「子ども食堂」に関する情報交換のためのフォーラム開催

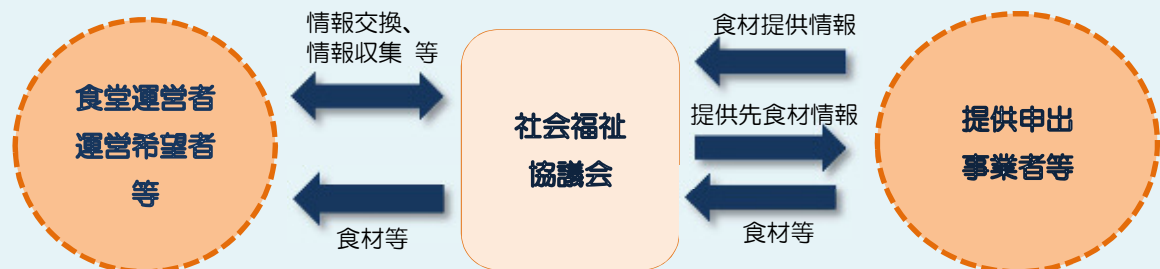
《ステップⅡ》

連携



情報共有

【ネットワーク支援】



（４） 地域における子ども・若者の安全対策を推進する

○子ども・若者が犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進します。

○学校ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となって子ども・若者の安全を見守る活動を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	近隣セキュリティシステム	子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS 機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。		○				地域活動課
2	こども110ばんの家	町会、青少年対策地区委員、PTA などの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護を求める場所を確保しています。	○	○	○			地域活動課
3	わんわんパトロール	区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110番通報等必要な措置を進んで行ってまいります。	○	○	○	○	○	地域活動課
4	わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。		○				地域活動課
5	親子自転車安全教室・スタントマンを活用した自転車安全教室	保育園・幼稚園児や小学生とその保護者を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。	○	○	○			土木管理課
6	83運動	小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83運動」をPTAと推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。		○				庶務課

(5) 地域の社会環境の健全化を推進する

- 地域や関係機関と連携し、子ども・若者を取り巻く環境の健全化を促進します。
- 子ども・若者が性犯罪や児童ポルノの被害にあわぬ対策を講じるなど、体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川区青少年対策地区委員会連合会が実施する地域環境実態調査に対する支援	青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全図書等の自販機、レンタルビデオショップ、青少年に有害な図書類の分陳列他、有害看板等、青少年に不適切なものの調査実施に対し、支援を行っています。		○	○	○		地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
2	有害環境浄化活動	インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。対象は、20歳未満の子どもです。		○	○	○		警視庁 大森少年センター



大森少年センターの取組み

(大森少年センター)

● 情報モラルの推進

近年、インターネット上の有害情報の氾濫及びコミュニティサイトに起因する福祉犯被害が増加しているため、青少年に対して、セーフティ教室等でインターネットの危険性等の教養を行っています。特に、スマートフォンを所持し始める前の、小学校高学年児童に対する情報モラル教室を重点的に推進しています。また、保護者らに対するフィルタリングの普及や家庭、友人間におけるネットルールの重要性の啓発も推進しています。

● 児童ポルノ事犯に遭わないための被害防止教室等の推進

児童が、騙されたり脅されたりして、自分の裸体を撮影させられ、メール等で送信される「自画撮り被害」が増加しているため、教育委員会、学校等、通信事業者等と連携し、児童ポルノ事犯に遭わないための被害防止教室等を推進しています。

● サイバーパトロールによる補導の推進

インターネット上のサイトを介して行われる援助交際を防止するため、サイバーパトロールによる補導を推進しています。補導した際は、「見知らぬ相手」と安易に会うことの危険性を少年自身に理解させるとともに、保護者にも連絡し注意することで、インターネットに起因する福祉犯被害から児童を保護し、少年の健全育成を図っています。



(6) 情報通信等の社会変化に対応する

○インターネットを適切に活用する能力の習得や情報モラルの向上、フィルタリングの普及啓発などインターネットの適正な利用を推進します。

○広報紙やアプリ等を活用し、区の情報が区民にわかりやすく伝わるような取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	携帯電話のマナー啓発「しながわアクション」	成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。		○	○			庶務課
2	アプリ等を活用した情報発信	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やパパママ応援アプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	○					子ども育成課



情報通信等の社会変化の取組み

(庶務課)

ICT機器の活用方法

1. プロジェクタとノートパソコンの活用

区立学校の授業では、パソコンで作成した資料や課題・小テストをプロジェクタで拡大映写したり、映像・動画・音声を生かしたデジタル教科書や教材を電子黒板プロジェクタと組み合わせて活用したりしています。これにより、学習意欲や理解力の向上につながり、より効果的な授業を行うことができます。また、児童・生徒の発表のツールとして活用することにより効果的なプレゼンテーションにつながり表現力が磨かれるなど学習方法は無限に広がります。



2. タブレットPCの活用方法（ICT教育活動推進校）

○タブレットPCの動画機能を利用し、自分や相手の動きを確認するなど、

子どもたち自身によるICT機器の積極的な活用を実施。

○タブレットPCにまとめた内容をプロジェクタへ転送し、拡大映写することによりグループ学習、協働学習に活用。

○校内無線LANにより、インターネットを活用した調べ学習や海外の外国人講師とマンツーマンのオンライン英会話を実施。

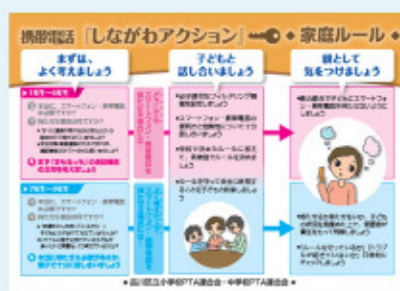


情報モラル教育

急速に発展する情報社会の流れの中で生徒・児童をとりまくネット環境も複雑化し、ネットのトラブルや犯罪に巻き込まれないためのモラル教育が必要不可欠です。主な取組として、区立学校では市民科の中で情報モラル関連の授業を行っています。またインターネット企業出前授業として講師を招き、ネットの危険性やトラブルの回避の仕方を指導しています。

「東京SNSルール」と「携帯電話しながわアクション」について

児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、東京都では「SNS東京ルール」を策定しました。「SNS東京ルール」の推進の取組として、「SNS東京ノート」を作成し、都内公立学校の全児童・生徒向けに配付。SNSに関する学校のきまりや各家庭で話し合って決めたルールを児童・生徒自身がノートに記入することにより、意識を高めています。また区では「携帯電話しながわアクション」のリーフレットを児童・生徒に配付し、ケータイ・スマホを使う際の注意喚起をしています。



第4章

推進体制等の整備

推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組むべき課題を見える化しました。
- 品川区には、長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとして、NPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- すべての子ども・若者が気軽に利用でき、困ったことがあれば相談できる拠点を設置し、一層の環境整備に努めます。
- 本計画における当事者である子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努めます。
- 子ども・若者の現状と問題の所在を的確に把握するため、調査・研究を行っていきます。
- 本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。
- 本計画は、子ども・若者支援施策における基本となる計画であり、今後改訂される品川区長期基本計画との整合を図りつつ、新たな要素についても計画に柔軟に取り入れていきます。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。

寄 稿

品川区子ども・若者計画の策定に当たって

品川区の「子ども・若者計画」は、青少年問題協議会の内部に委員会を立ち上げ取りまとめたものであり、スタートラインに立ったばかりである。

これまで、10年以上にわたって継続してきた「次世代育成支援対策推進行動計画」は、平成27年度から始まった未就学児の子育て支援を中心とする「子ども・子育て計画」と合体したが、品川区は学齢期以降青少年までの対策も重視し、別立ての計画策定に踏み切ったのである。



国は「子ども・若者育成支援推進法」を平成22年に施行し、「子供・若者育成支援推進大綱」を定め、東京都も平成27年度に「東京都子供・若者計画」を策定している。子ども・若者をめぐる環境の悪化に危機感を抱き、健やかな育成を目指すための目的や理念をうたい支援策を体系化している。

品川区の計画は、これらを踏まえてはいるが、いくつかの特色を出している。そのひとつは、「社会的自立」の概念である。他者との関わりあいの中で、他者と共に育っていくことが現実の姿であり「社会的自立と共生」を念頭に置いた。また、不登校や退職が進学や再就職に不利になる日本の社会に対して「再挑戦が可能な社会」と言う本来の在り方も目指している。「特別な支援が必要な子ども」は、ユネスコのサラマンカ宣言にあるように、障害のある子のみならず不登校や非行、外国籍の子なども含めている。

品川区は、児童人口の増加が多く、学童保育の充実や「八三運動」「まもるっち」など地域主体の活動が活発であり、青少年対策も体験型重視である。電子コミュニティ主流の時代に、生身の人間が織り成すコミュニティが息づいており、世代を超えた支えあいが生きている。理想論に終わらせず、実際の姿をベースに計画を取りまとめた。

今回、計画の理念、基本方針の下に各種の施策を再整理し、分かりやすいコラムも挿入した。ただし、短期間でまとめたため、国の作成したイメージ図のような入り口としての「子ども・若者総合相談センター」や関係機関の「子ども・若者支援地域協議会」は未だ存在しないし、当事者である子ども、若者の計画への参画も今後の課題である。このような積み残しは自覚しているものの、委員会メンバーや事務局の努力により船出することができたことを今は喜びとしたい。

平成30年3月

専門委員会委員長

河津英彦

資料編

子ども・若者を取り巻く状況

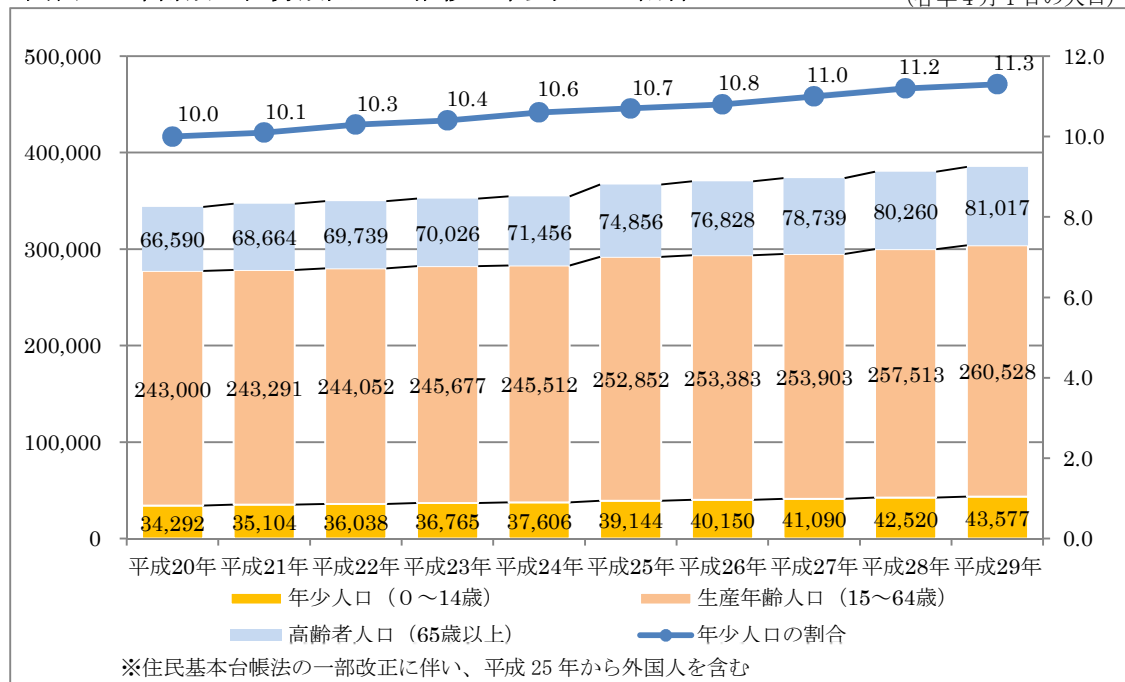
1 子ども・若者人口の推移

(1) 年齢別三区分別人口の推移と年少人口の割合（品川区）

年少人口は、増加傾向にあり、平成 29 年は、43,577 人です。総人口に占める年少人口の割合も上昇傾向にあり、平成 29 年は、11.3%です。

図表 1 年齢別三区分別人口の推移と年少人口の割合

(各年 4 月 1 日の人口)

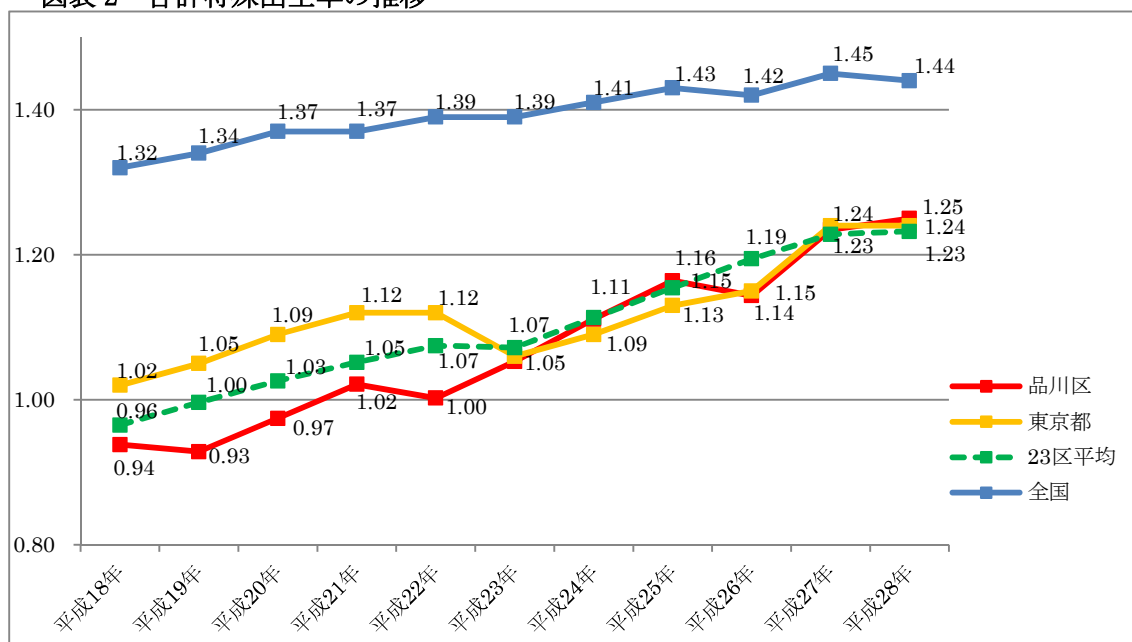


(「品川区住民基本台帳」より作成)

(2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国や東京都の水準を下回って推移してきましたが、平成 24 年は東京都の値を上回りました。

図表 2 合計特殊出生率の推移



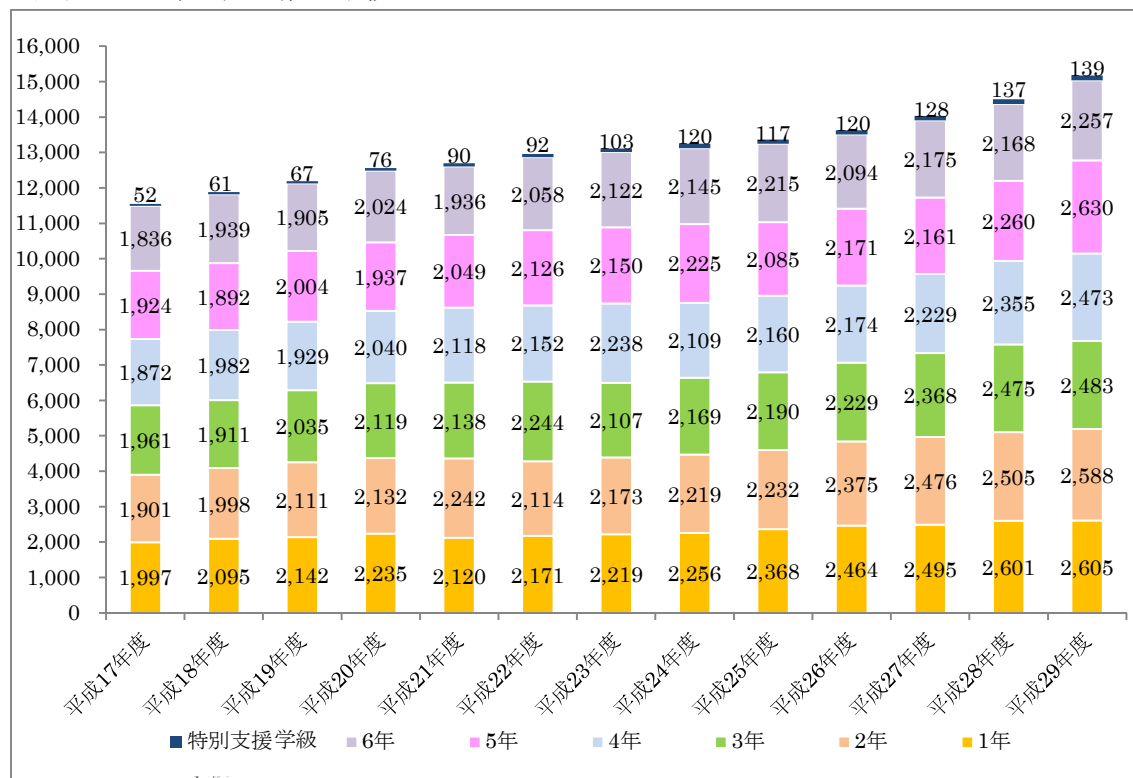
(東京都「人口動態統計」および厚生労働省「人口動態調査」より作成)

(3) 小学校児童数・中学校生徒数の推移等（品川区）

小学校児童数は 15,175 人で、前年より 2,674 人増加しました。一方、中学校生徒数は 4,857 人で、前年より 41 人減少しました。

図表 3 小学生児童数の推移

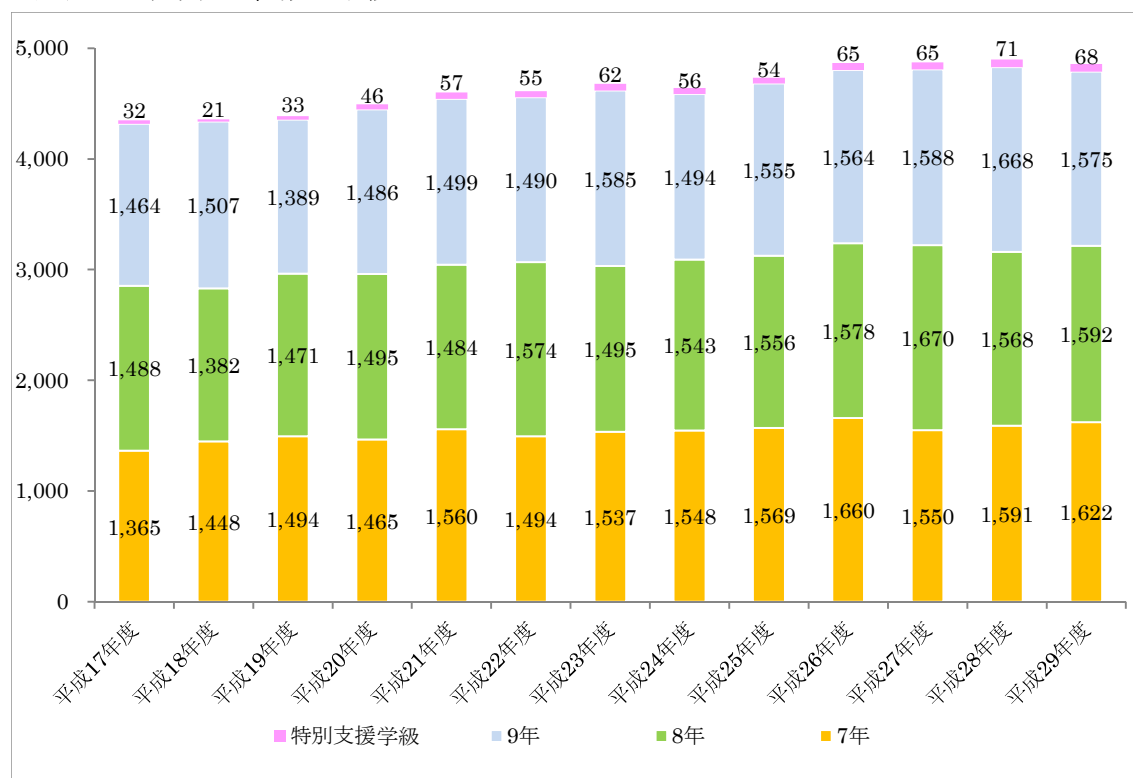
（各年 5 月 1 日現在 ※平成 29 年度のみ 4 月 1 日現在）



（教育委員会事務局学務課「小学校・義務教育学校（前期課程）児童/学級数」より作成）

図表 4 中学校生徒数の推移

（各年 5 月 1 日現在 ※平成 29 年度のみ 4 月 1 日現在）



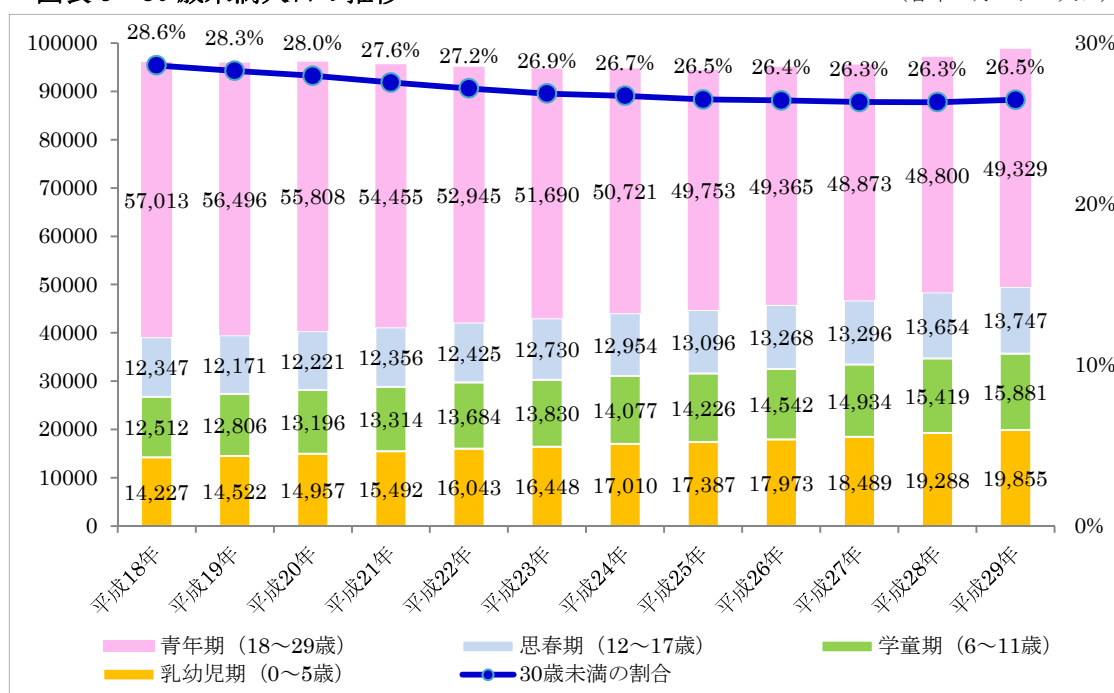
（教育委員会事務局学務課「中学校・義務教育学校（後期課程）生徒/学級数」より作成）

(4) 30 歳未満人口の推移と割合（品川区）

30 歳未満の人口は、日本人は 94,000 人～98,000 人の間でほぼ横ばい傾向にあり、外国人は 3,400～4,500 人の間を推移しています。全年齢に占める割合は、日本人より外国人の方が高い傾向にあります。

図表 5 30 歳未満人口の推移

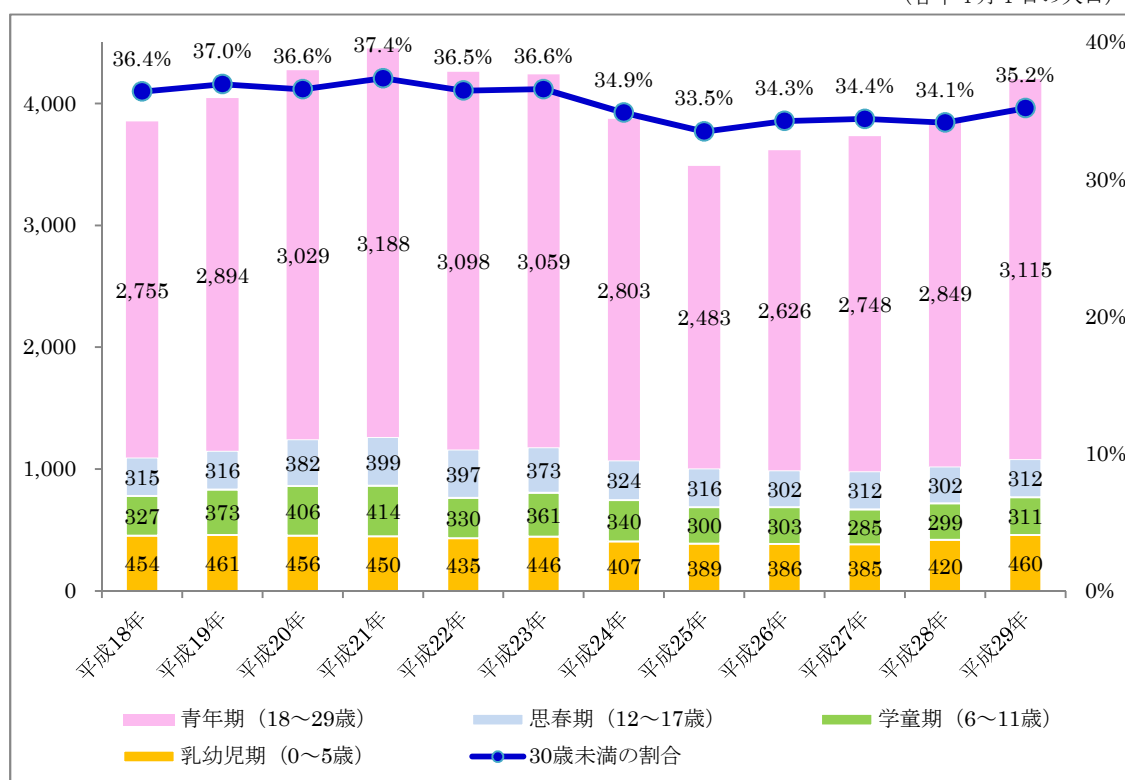
（各年 4 月 1 日の人口）



（「品川区住民基本台帳」より作成）

図表 6 30 歳未満人口の推移と割合（外国人）

（各年 4 月 1 日の人口）



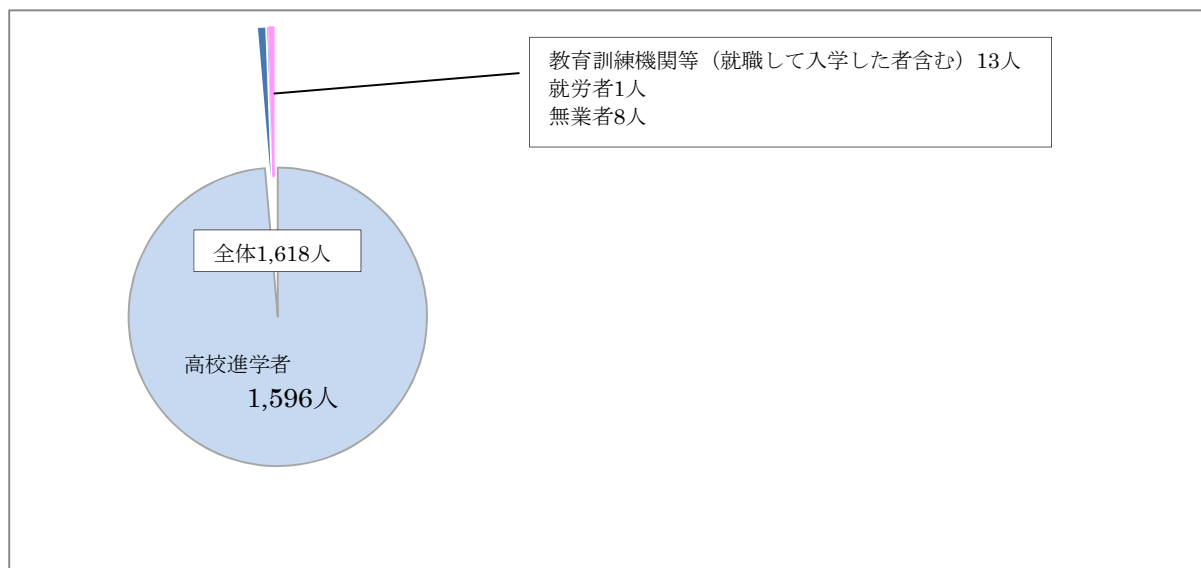
（「外国人登録統計」（平成 18 年～24 年）、「住民基本台帳」（平成 25 年～29 年）より作成）

2 子ども・若者の進学・就労等の状況

(1) 区立中学校の卒業後の状況（品川区）

平成 27 年 5 月 1 日現在の区立中学校生徒の卒業者数は 1,618 人いました。その内、99% の生徒が進学しています。

図表 7 区立中学校生徒の卒業後の状況

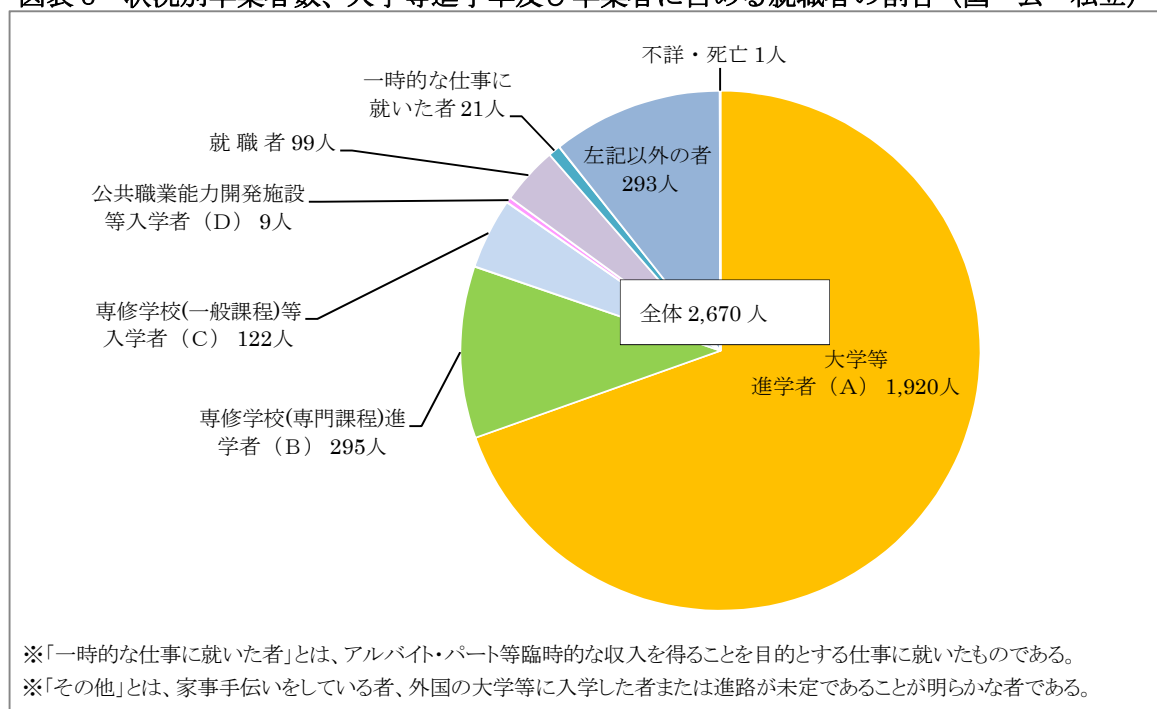


(「品川区の統計」より作成)

(2) 高等学校卒業生（全日制及び定時制）の卒業後の状況（品川区）

平成 28 年 3 月現在の高等学校の卒業生は 2,670 人で、前年度の 2,824 人から 64 人減少しました。大学進学者（進学者のうち就職している者を含む。）は 1,920 人で、大学等進学率は 71.9% となり、前年度の 69.4% より 2.5 ポイント増加しました。就職者は 99 人で、就職率は 3.7% となり、前年度の 4.0% より 0.3 ポイント減少しました。

図表 8 状況別卒業生数、大学等進学率及び卒業生に占める就職者の割合（国・公・私立）

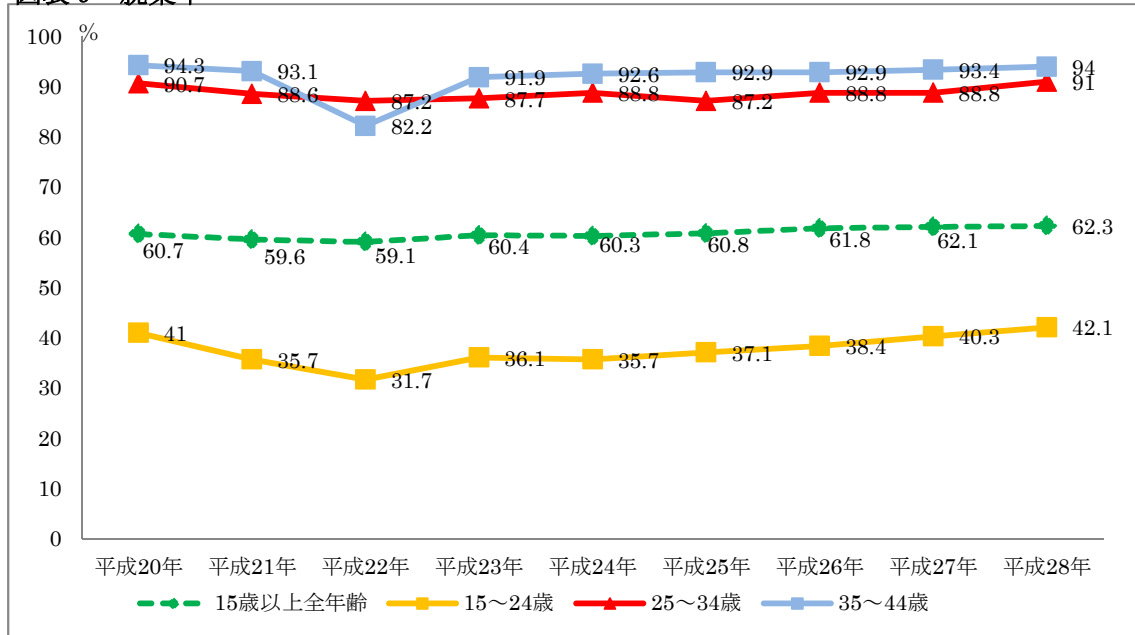


(東京都「学校基本統計」より作成)

(3) 若者の就労の状況（東京都）

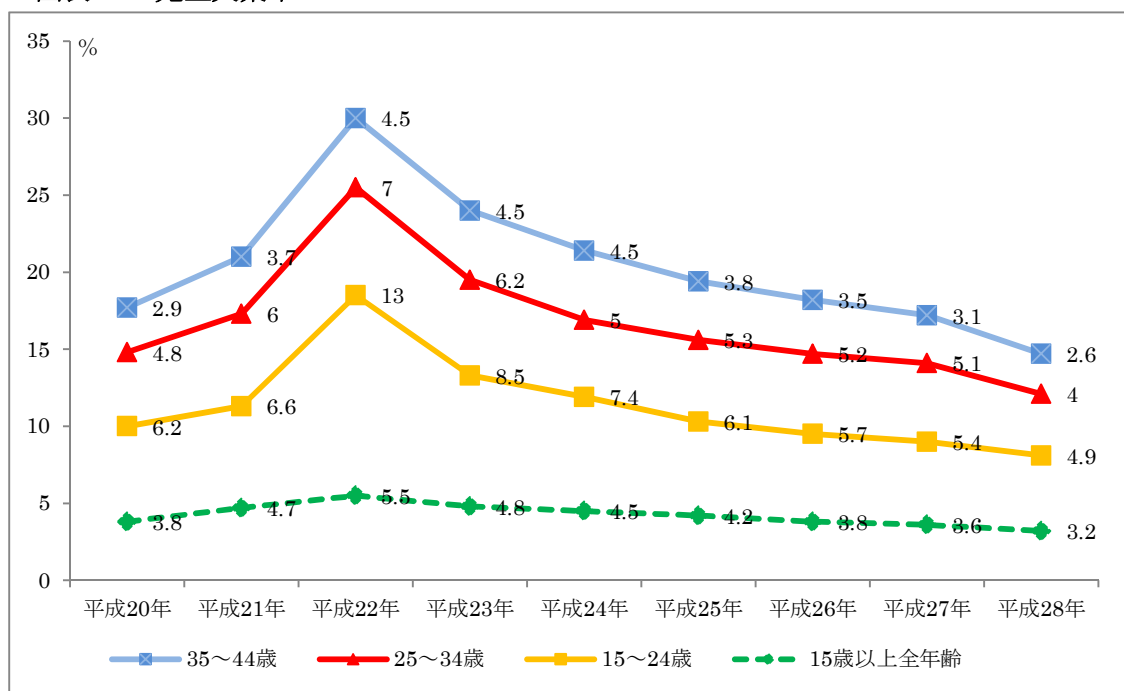
就業率は62.3%で、前年に比べ0.2ポイント上昇しました。一方、完全失業率は3.2%で、前年に比べ0.4ポイント低下しました。

図表9 就業率



（東京都「東京の労働力」より作成）

図表10 完全失業率

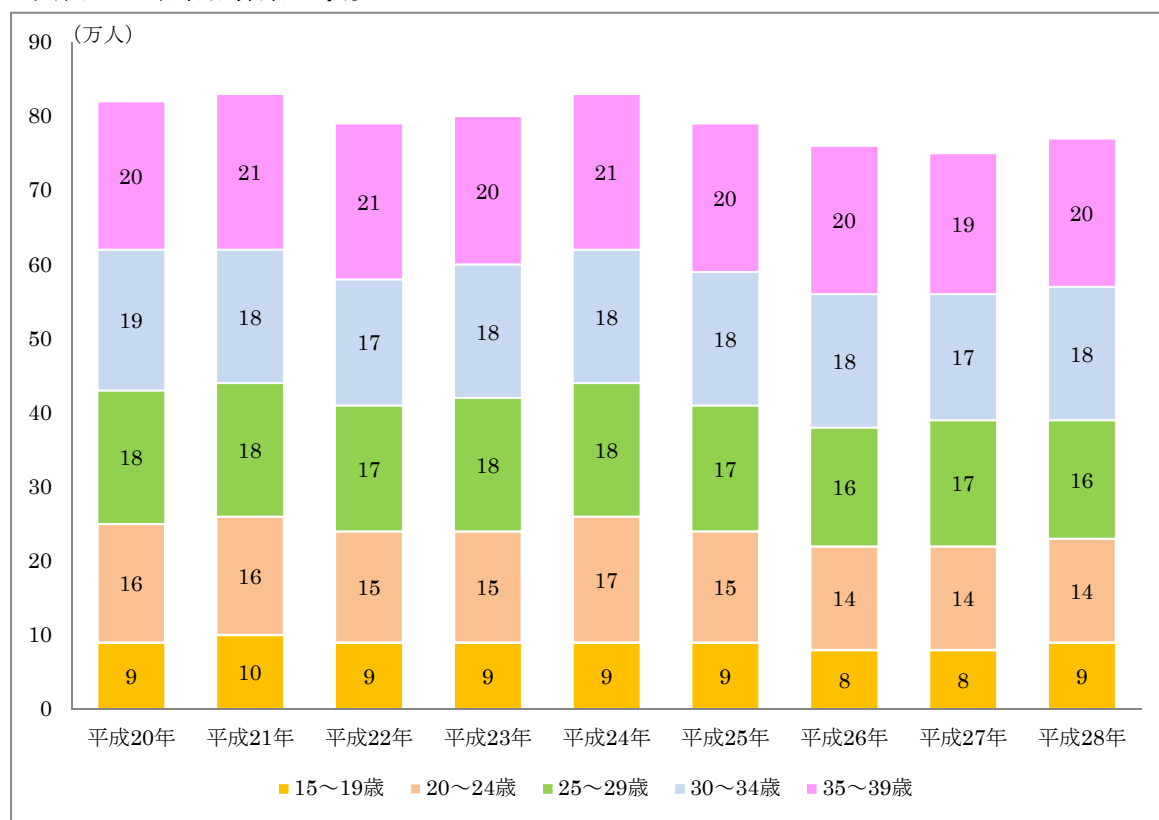


（東京都「東京の労働力」より作成）

(4) 若者無業者の状況（全国）

15 歳～39 歳の若者無業者数は、ここ数年減少していましたが、平成 28 年は前年増となっています。15～39 歳人口に占める若者無業者の割合は、平成 28 年は 2.3%でした。

図表 11 若者無業者の状況



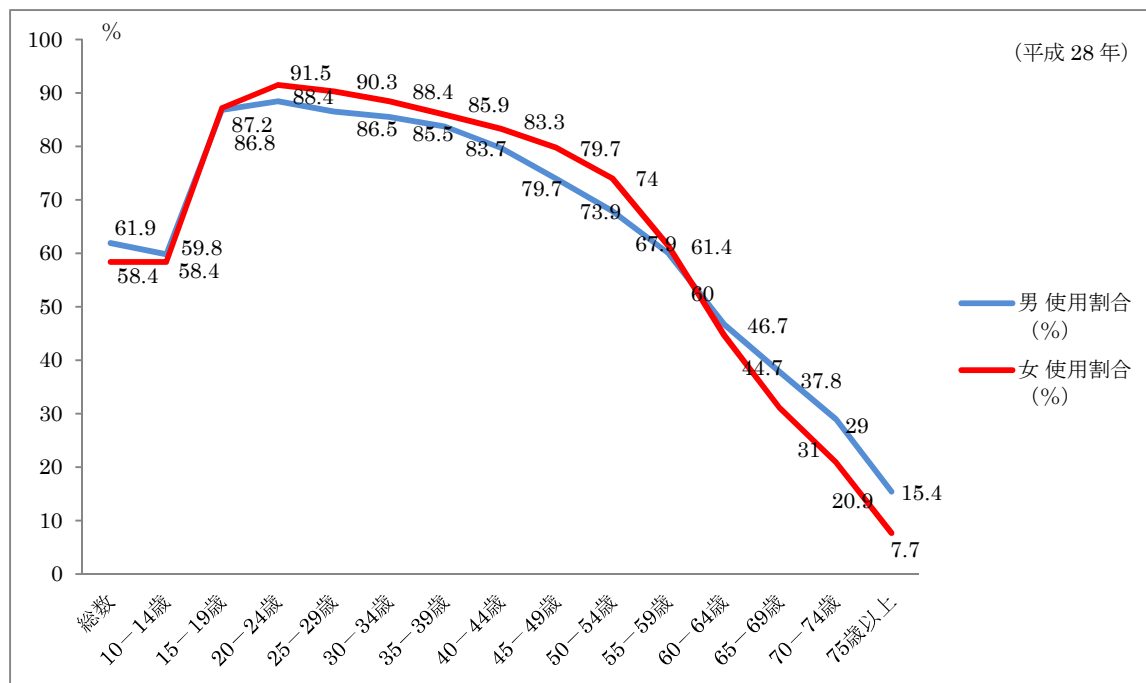
(総務省「労働力調査」より作成)

3 子ども・若者の生活に関する状況

(1) スマートフォン・パソコンの使用状況（全国）

スマートフォン・パソコンなどを使用した人の割合（以下「使用割合」という。）は、男性が61.9%、女性が58.4%となっています。男女、年齢階級別にみると、男女共に20-24歳の使用割合が最も高くなっています。

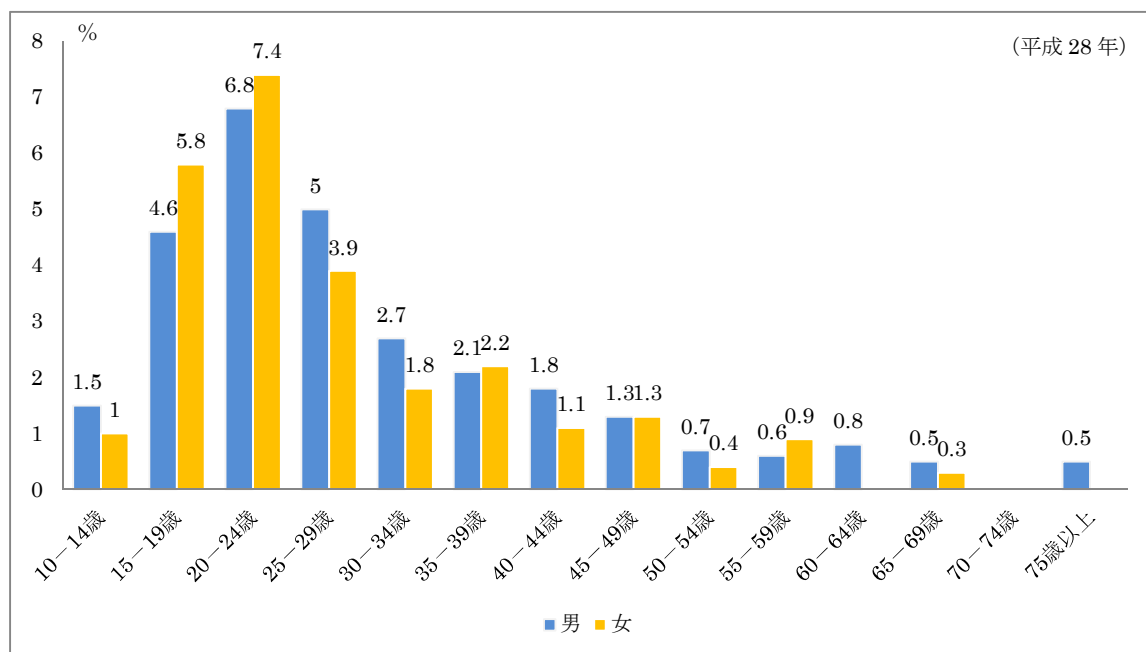
図表 12 男女、年齢階級別スマートフォン・パソコンなどの使用割合



(総務省「社会生活基本調査」)

スマートフォン・パソコンなどの使用時間が12時間以上の人153万人2千人で、使用した人のうち2.3%となっています。20-24歳では使用時間12時間以上が使用した人のうち7.1%と割合が高くなっています。

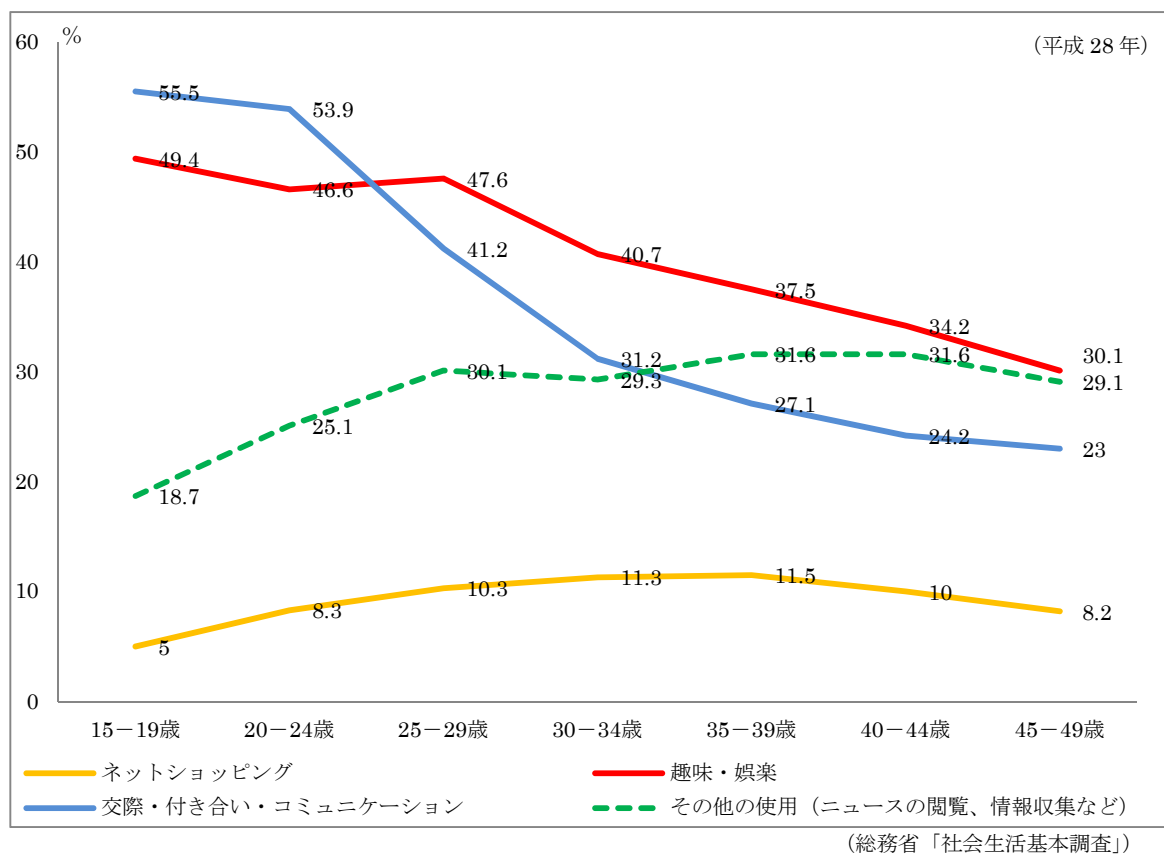
図表 13 スマートフォン・パソコンなどを12時間以上使用した人の人数の割合



(総務省「社会生活基本調査」)

スマートフォン・パソコンなどを使用した時間帯別の行動者率が最も高い21～24 時について、年齢階級、使用目的別にみると、15～24 歳では「交際・付き合い・コミュニケーション」の行動者率が最も高く、25-29 歳では「趣味・娯楽」の行動者が最も高くなっており、それぞれ年齢が高くなるにつれ行動者率が低くなっている。

図表 14 年齢階級、スマートフォン・パソコンなどの使用目的別行動者率



(2) 家族と食の関係（品川区）

区内小中学生の普段の夕食の摂り方について、2年生は96.2%であった「家族と一緒に食べる」が9年生では84%となり、一人で食べるが8.7%と割合が高くなっています。

また、「子どもたちだけ」または「一人で食べる」頻度において、時々ある、ほぼ毎日とした家庭は、2年生に比べ9年生で割合が高くなっており、ひとり親世帯でも同様の傾向となっています。

図表 15 お子さんの普段の夕食の摂り方

	2年生				9年生			
	全体		ひとり親		全体		ひとり親	
家族と一緒に食べる	1,170	96.2%	74	94.9%	503	84.0%	77	83.7%
子どもたちだけで食べる	37	3.0%	4	5.1%	41	6.8%	7	7.6%
一人で食べる	7	0.6%			52	8.7%	8	8.7%
食べない	1	0.1%						
未回答	1	0.1%			3	0.5%		
合計	1,216		78		599		92	

（教育委員会事務局学務課「小中学生の生活状況調査（平成28年度）」）

図表 16 お子さんが夕食を子どもたちだけまたは一人で食べる頻度

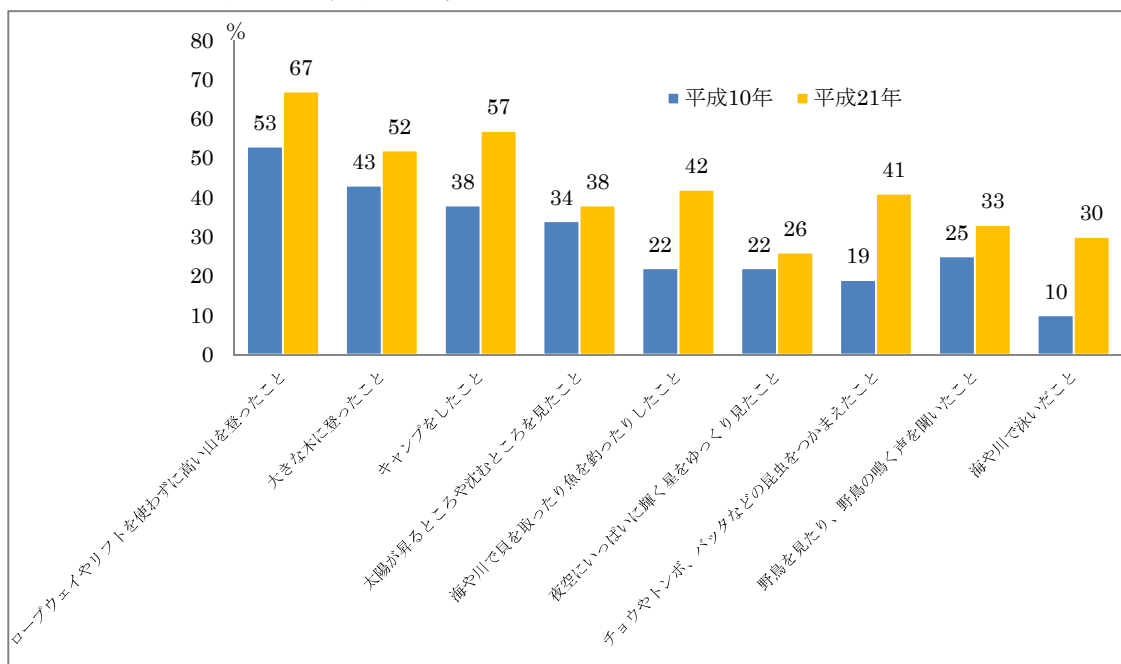
	2年生				9年生			
	全体		ひとり親		全体		ひとり親	
全くない	902	74.2%	52	66.7%	162	27.0%	19	20.7%
ほとんどない	180	14.8%	16	20.5%	175	29.2%	23	25.0%
時々ある	104	8.6%	6	7.7%	216	36.1%	43	46.7%
ほぼ毎日	19	1.6%	3	3.8%	41	6.8%	6	6.5%
未回答	11	0.9%	1	1.3%	5	0.8%	1	1.1%
合計	1,216		78		599		92	

（教育委員会事務局学務課「小中学生の生活状況調査（平成28年度）」）

(3) 子どもの遊びを取り巻く状況（全国）

自然体験を「ほとんどしたことがない」子ども・若者の数が平成21年度は平成10年度に比べ増加傾向にあります。

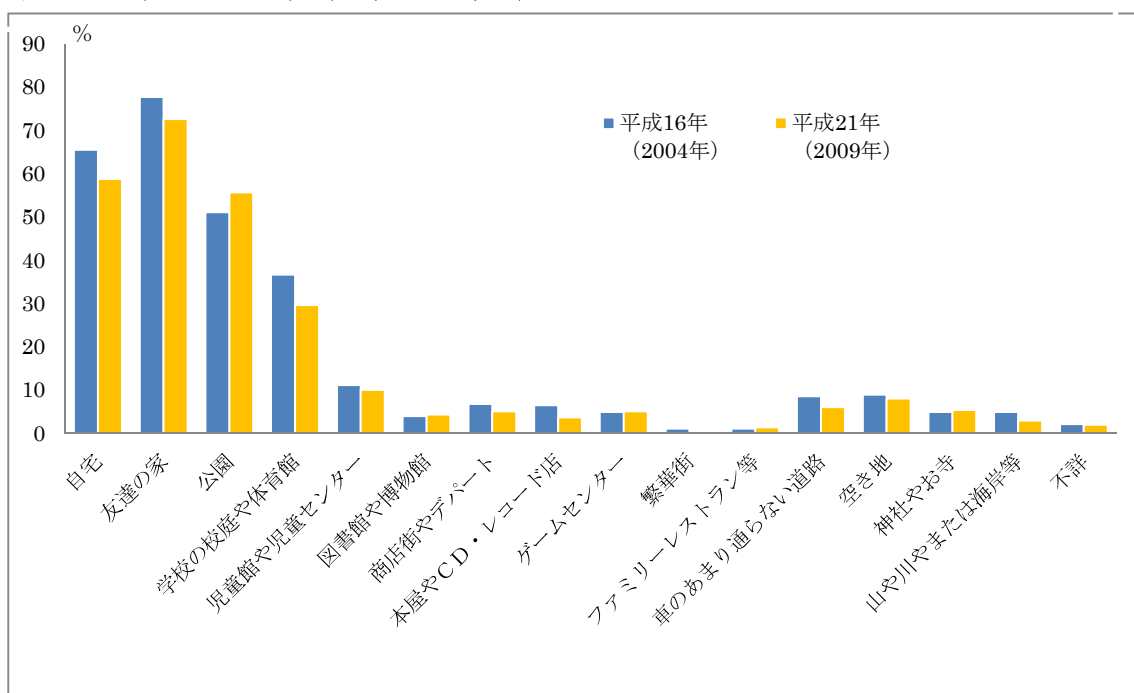
図表 17 自然体験不足に関する比較



(独立行政法人国立青少年教育振興機構『「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」報告書 平成21年度調査』より作成)

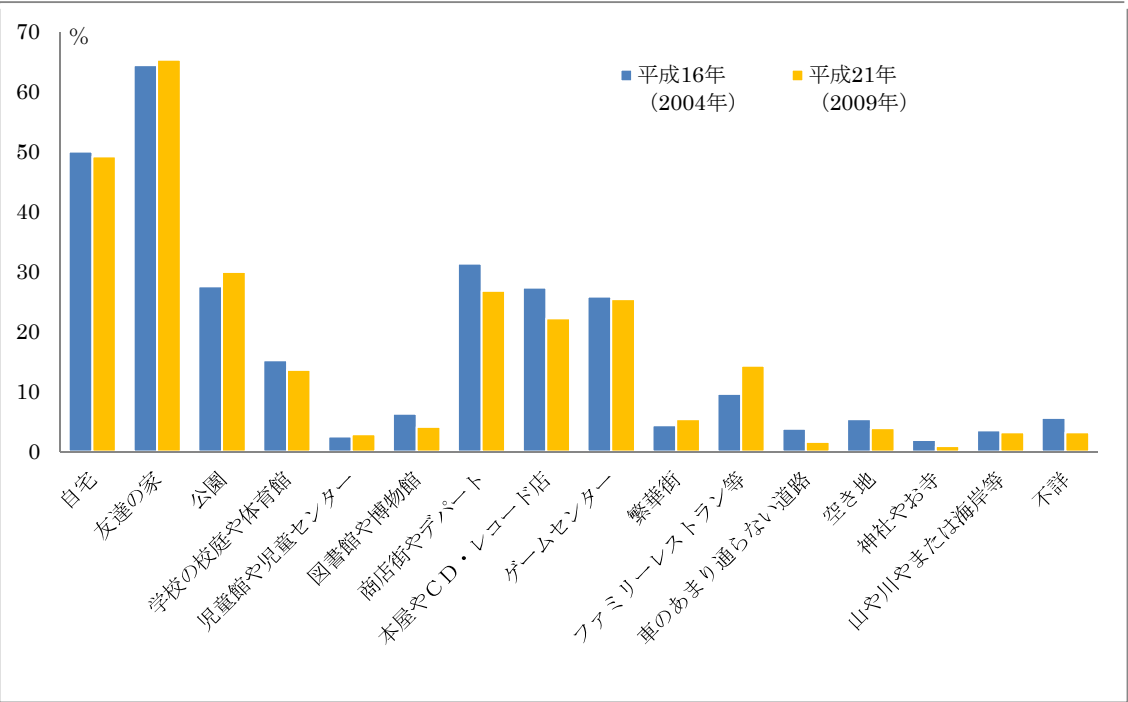
普段の遊び場は、その層においても友達の家が最も多く、次いで、小学校高学年と中学生では自宅が多く、高校生等では商店街やデパートとなっています。5年間の変化をみると、いずれの層においても自宅が減少している一方で、公園が増加しています。中学生と高校生ではファミリーレストランの伸びが大きくなっています。

図表 18-1 普段の遊び場（小学5～6年生）



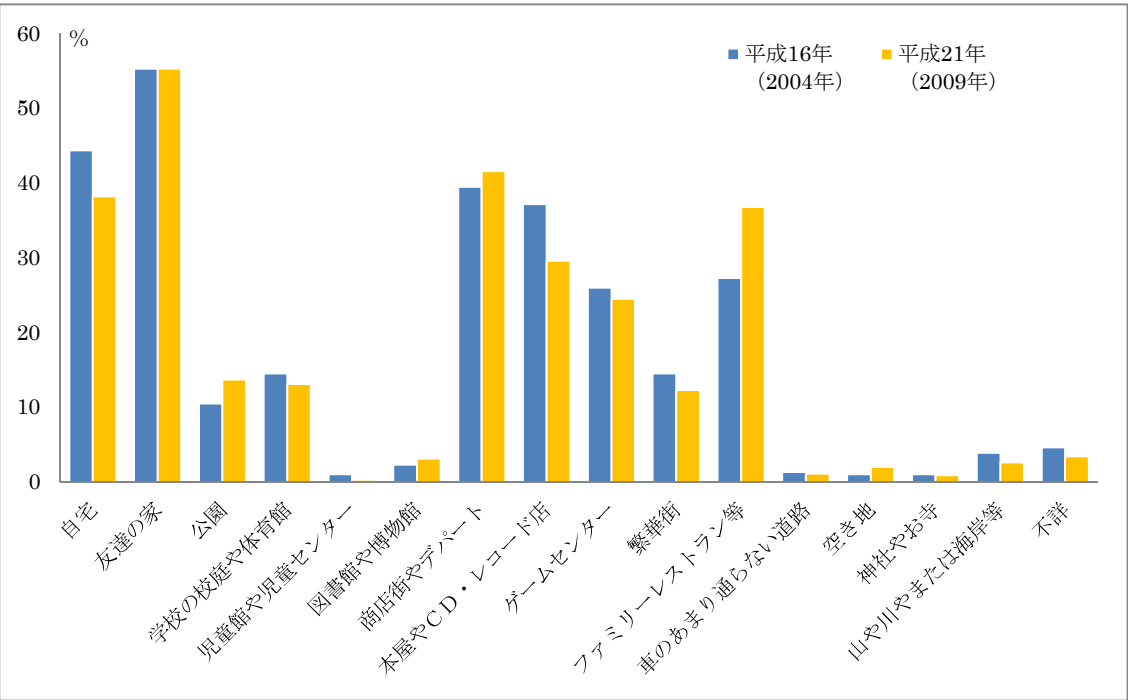
(厚生労働省「全国家庭児童調査」より作成)

図表 18-2 普段の遊び場（中学生）



(厚生労働省「全国家庭児童調査」より作成)

図表 18-3 普段の遊び場（高校生等）

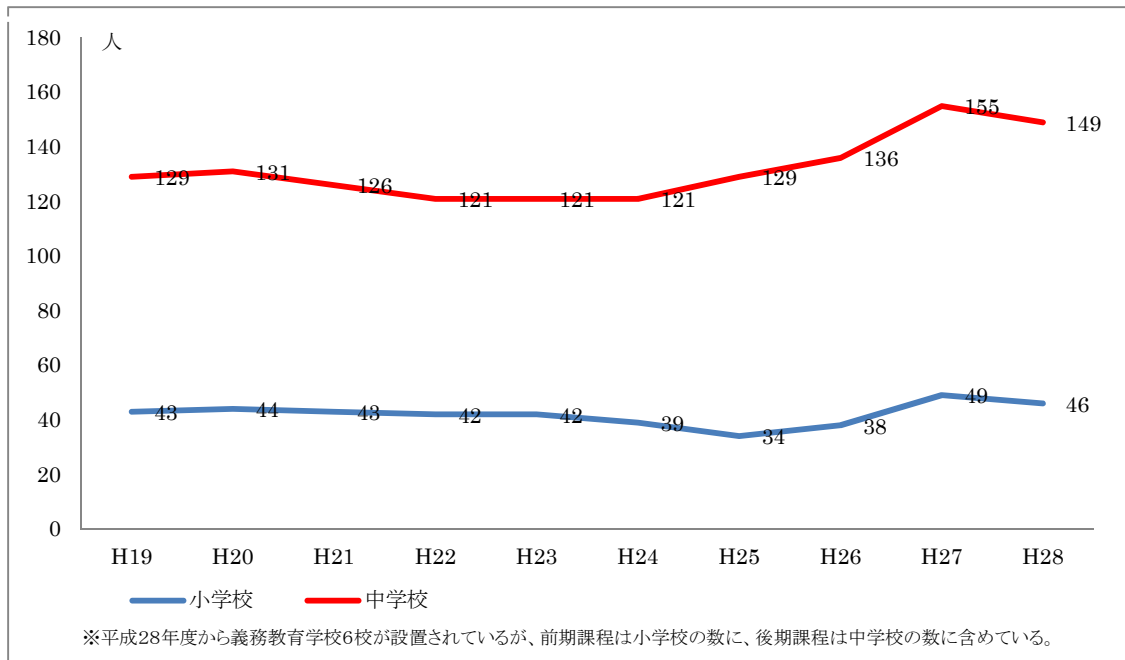


(厚生労働省「全国家庭児童調査」より作成)

4 社会的自立に困難を有する子ども・若者の状況

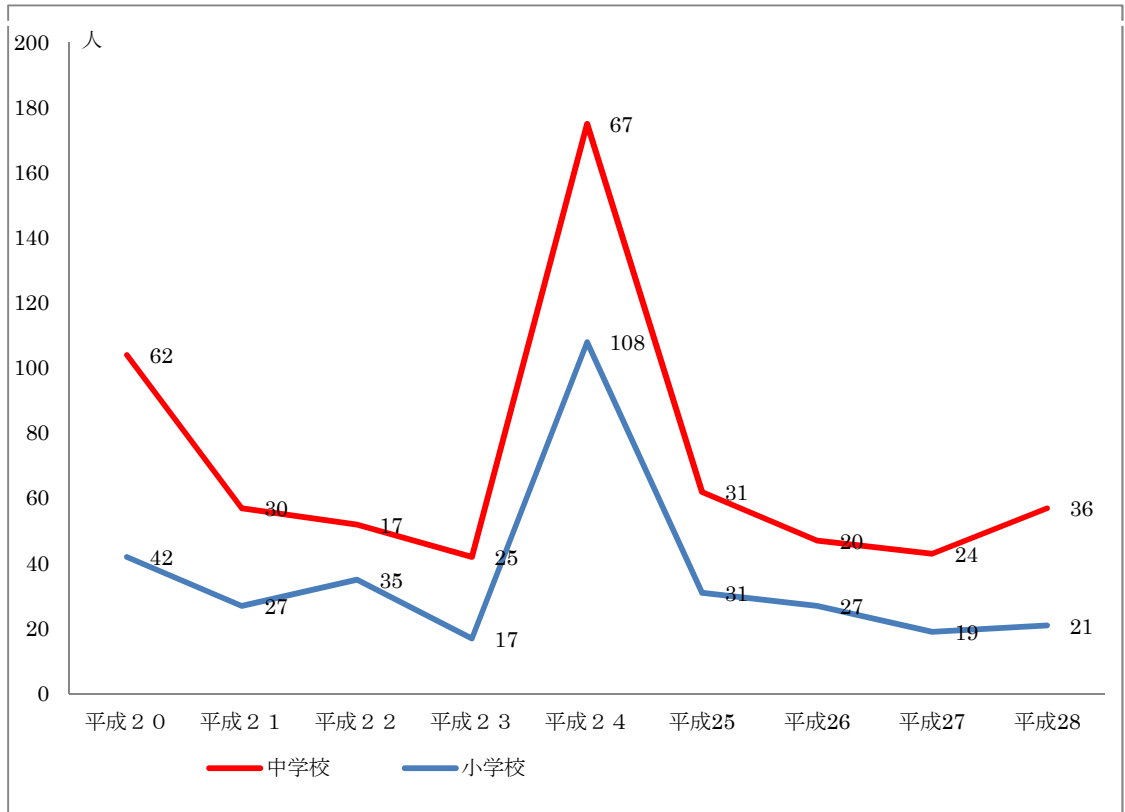
(1) 不登校者数・いじめ認知件数について（品川区）

図表 19 品川区立学校不登校者数（過去 10 年）



（「教育委員会事務局教育総合支援センター資料」より作成）

図表 20 品川区いじめ認知件数について

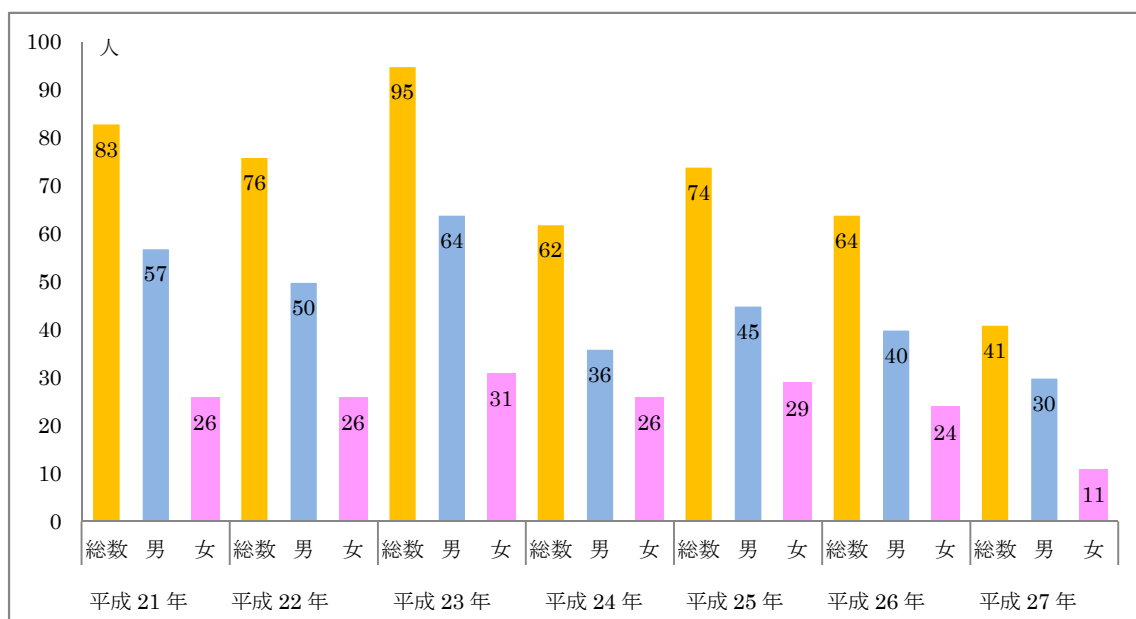


（文部科学省「問題行動調査」より作成）

(2) 自殺者数の推移（品川区）

平成 27 年における品川区全体の自殺者数は 41 人で、年々減少傾向にあります。男女別では、男性が女性より多い結果となっています。

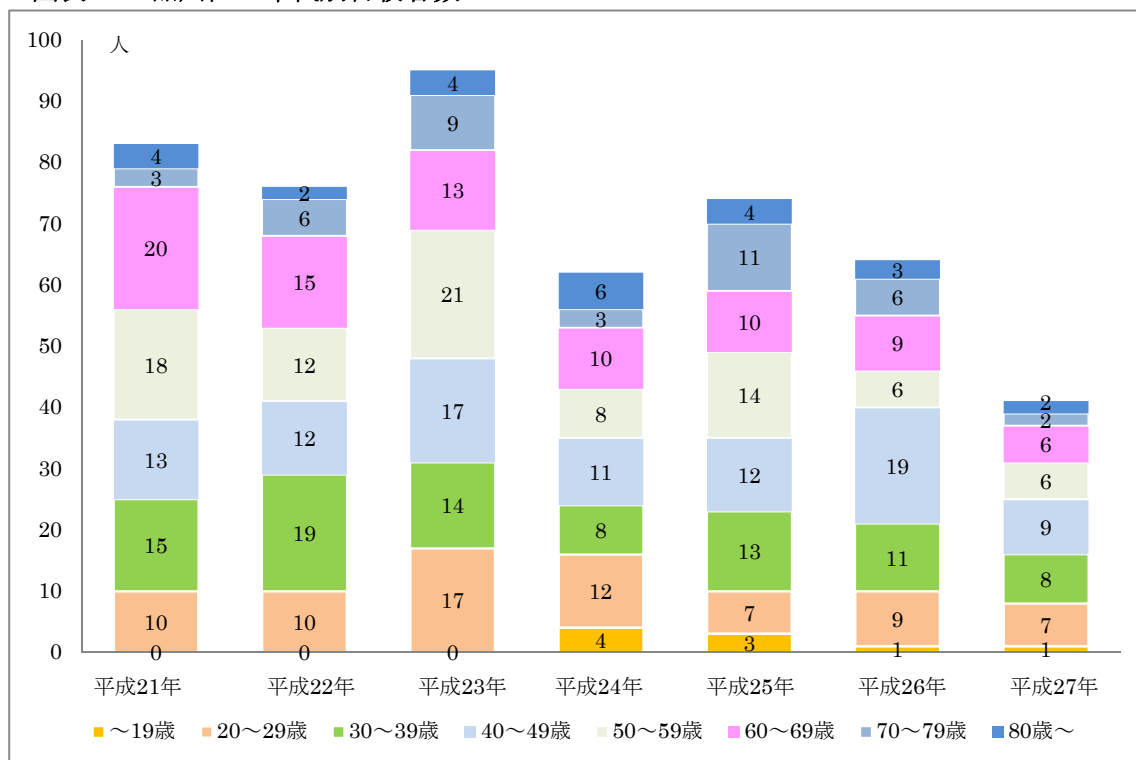
図表 21 品川区の自殺者数



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成)

平成 23 年をピークに、それ以降、39 歳以下の子ども・若者の自殺者数は減少傾向にあります。

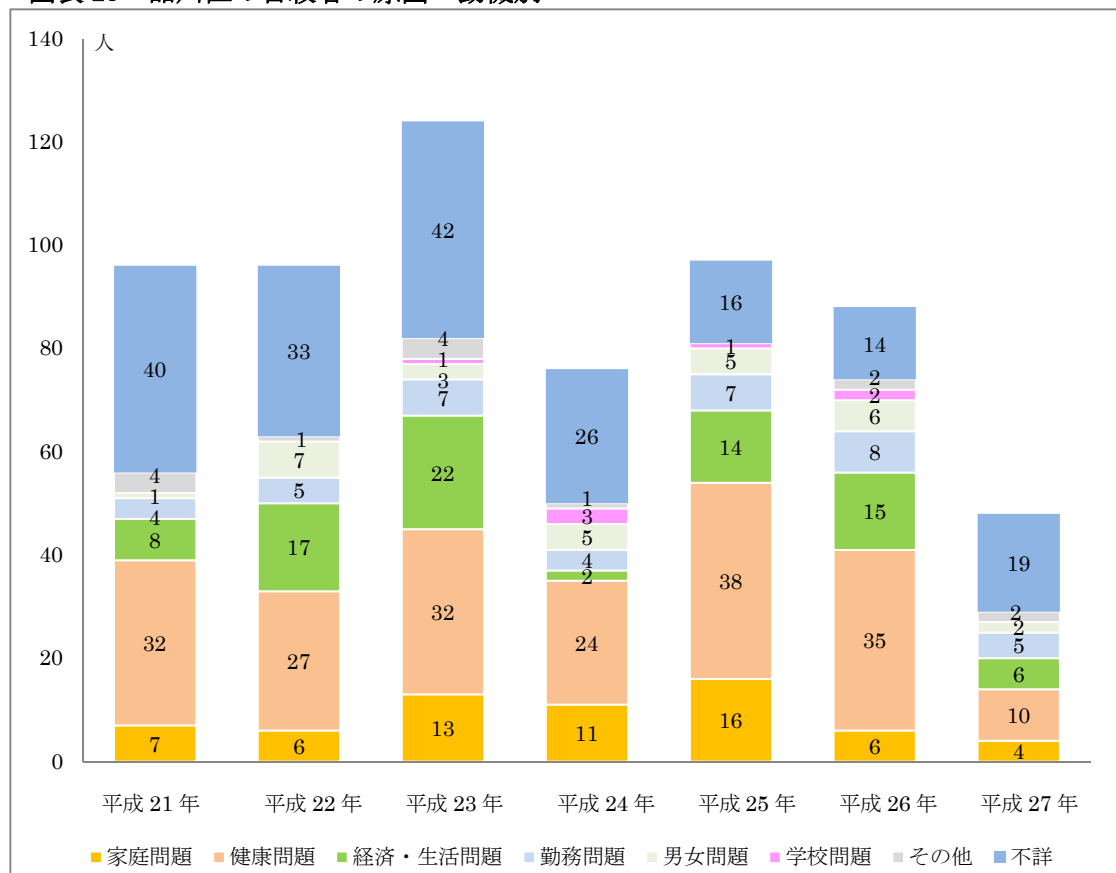
図表 22 品川区の年代別自殺者数



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成)

自殺の原因・動機については、不詳を除けば「健康問題」が最も多くなっています。

図表 23 品川区の自殺者の原因・動機別



(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より作成)

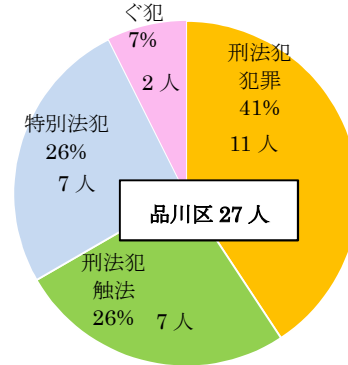
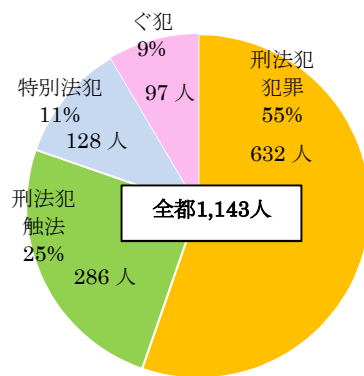
(3) 少年非行の状況

図表 24 品川区（品川署、大井署、大崎署、荏原署）における少年非行の概況（平成 29 年分）

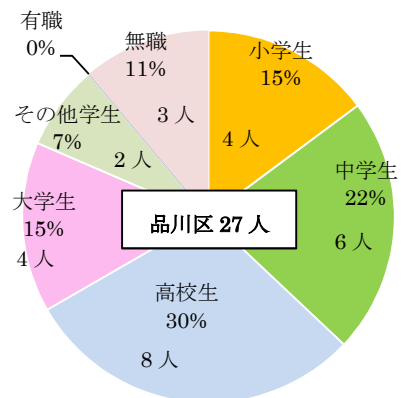
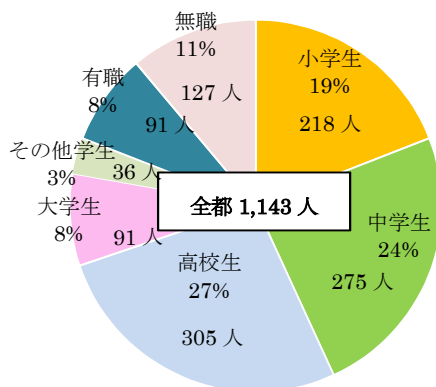
※東京湾岸署分は除く

（平成 29 年 3 月末現在）

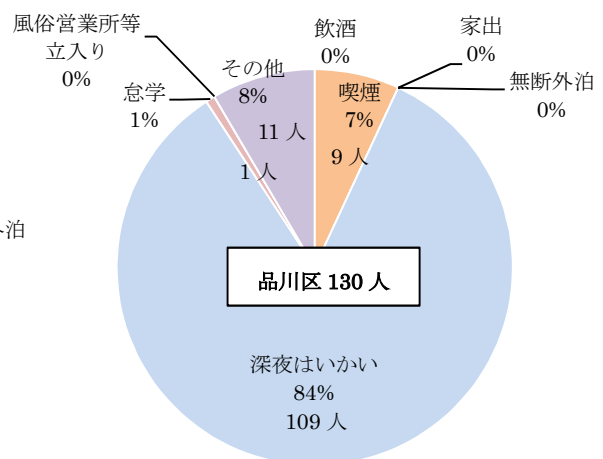
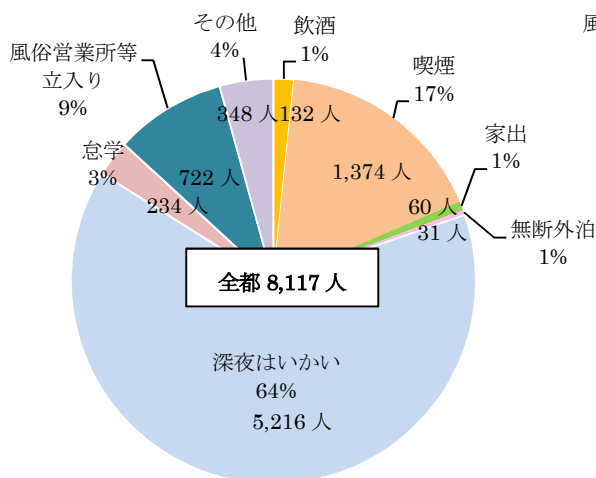
図表 24-1 非行少年の検挙・補導人員の概況



図表 24-2 非行少年の学識別検挙・補導人員



図表 24-3 不良行為少年の行為別補導人員



※ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格または環境から判断して、将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 20 歳未満の者

※触法少年：14 歳に満たない刑罰法令に触れる行為をした者

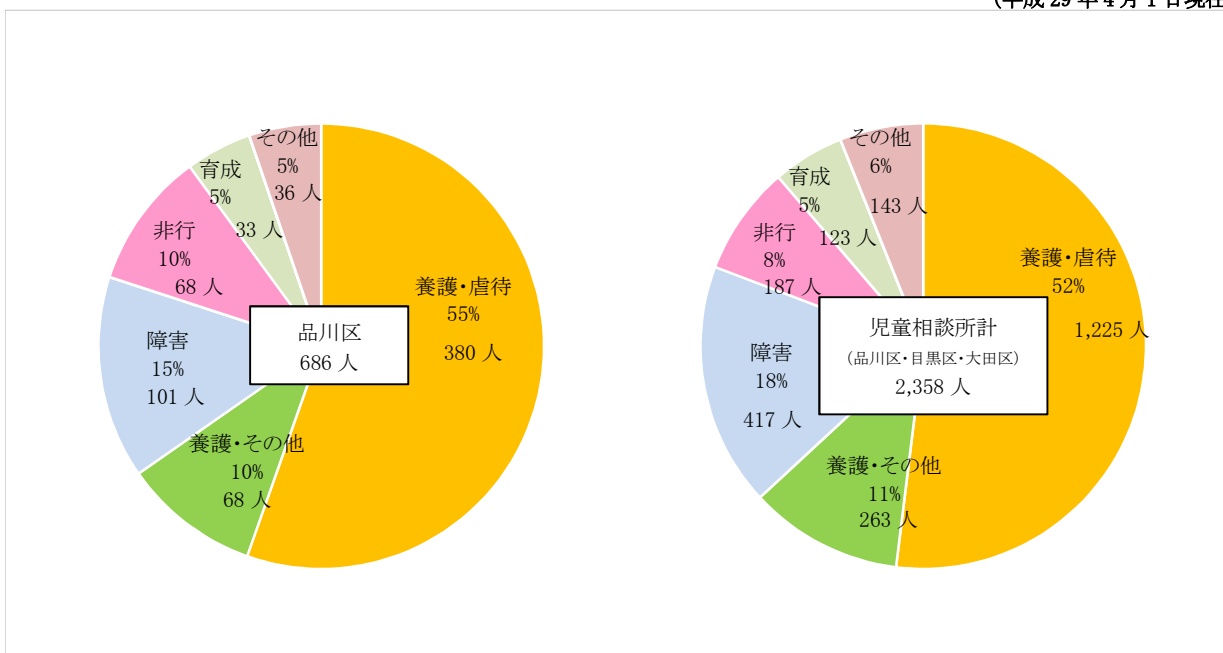
※特別法犯少年：刑法犯を除くすべての刑罰（条例に規定する罪も含む）を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者

（「大森少年センター資料」より作成）

(4) 品川児童相談所の受理件数

図表 25 品川児童相談所受理件数(平成 28 年度分)

(平成 29 年 4 月 1 日現在)



(「品川児童相談所資料」より作成)

品川区ライフスタイルに関するアンケート調査結果

(1) 調査の目的

本区における子ども・若者の学校生活や、就労に関する意識・実態を把握するため「ライフスタイルに関するアンケート調査」を実施しました。

調査にあたっては、内閣府の「若者の生活に関する調査」等による調査項目を参考にし、「ひきこもり群」と「ひきこもり親和群」、「一般群」に分類しました。

(2) 調査の概要

調査手法	アンケート調査
調査対象	品川区に居住する 15 歳から 39 歳以下の男女個人
標 本 数	1,500 標本
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
配布方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 29 年 2 月 7 日（火）から 2 月 27 日（月）まで
有効回答	338 人（22.5%）

(3) ひきこもり群・ひきこもり親和群・一般群の定義

ひきこもり群

外出頻度

普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する

普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

自室からは出るが、家からは出ない

自室からほとんど出ない

ひきこもり開始後の期間

6 カ月以上

から

病気（病名 ）を選択し、病名に統合失調症または身体的な病気を記入した者、妊娠を選択した者、または、普段、家事育児等をする者と回答した者を除いた者

ひきこもり親和群

下の項目に対し、すべて「はい」と答えた者、または、3 つ「はい」で 1 つのみ「どちらかといえばはい」と答えた者の合計から「ひきこもり群」を除いた者

家や自宅に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる

自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある

嫌な出来事があると、外に出たくなくなる

理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

一般群

回答全体から「ひきこもり群」「ひきこもり親和群」を除いた者

(4) ひきこもり群等の出現率

全体	ひきこもり群	ひきこもり 親和群	一般群	無回答
338 人 (男 120、女 216)	4 人 (男 2、女 2)	22 人 (男 10、女 12)	311 人 (男 108、女 201、不明 2)	1 人 (男 0、女 1)
100.0%	1.2%	6.5%	92.0%	0.3%

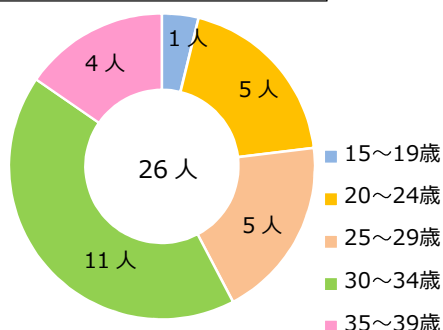
※ひきこもり傾向合計群…

(5) ひきこもり傾向合計群の分析

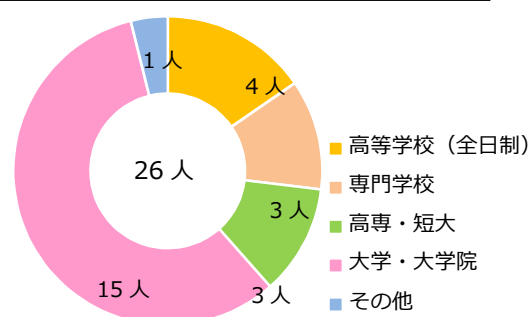
ひきこもり傾向合計群は、30～34 歳の者が最も多く、最後に卒業（中退含む）または現在在学中の学校は「大学・大学院」がもっと多い結果となりました。

者が最も多い結果となりました。

ひきこもり傾向合計群年齢内訳

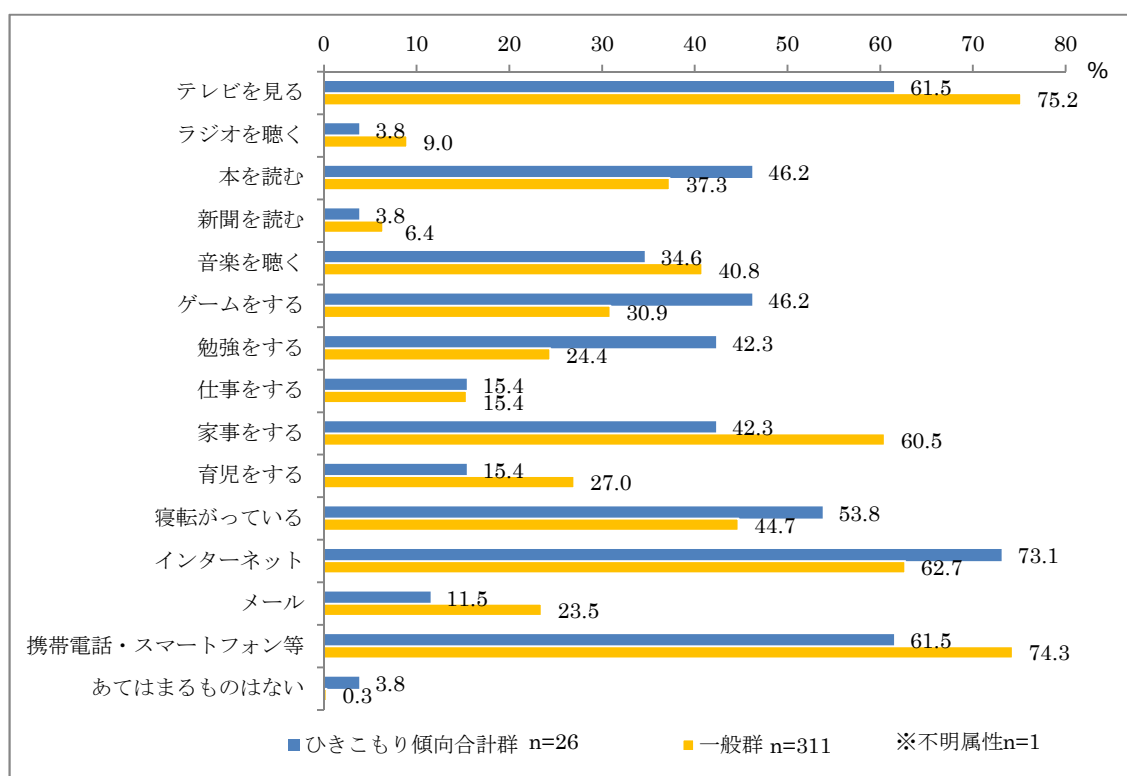


ひきこもり傾向合計群卒業・在学中の学校内訳



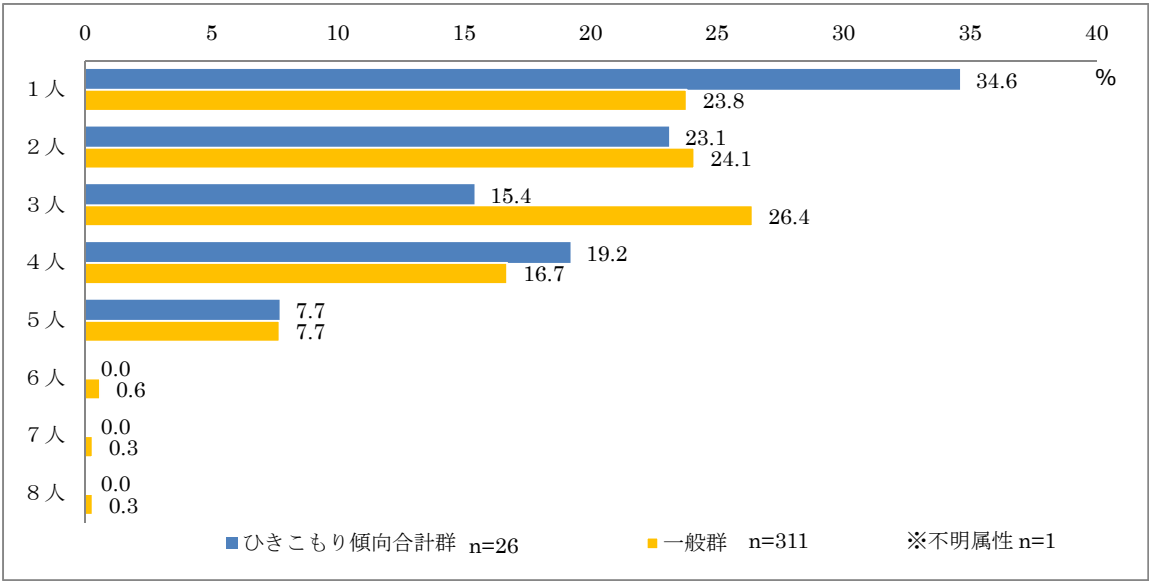
自宅で普段していること（複数回答可）

ひきこもり傾向合計群は、一般群に比べ、「本を読む」「寝転がっている」「インターネット」等の項目において高い傾向にあります。



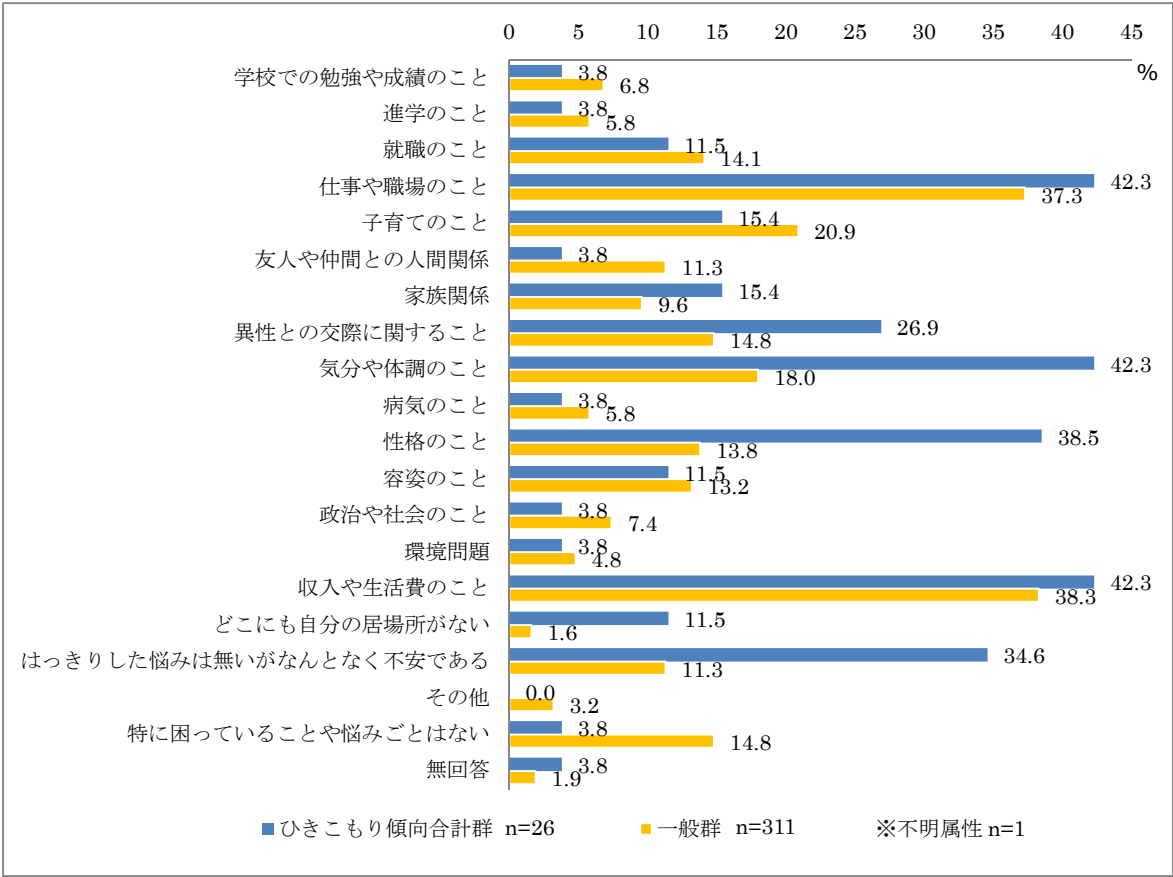
同居人数

ひきこもり傾向合計群の同居人数は、「1人」の項目が最も多い結果となりました。



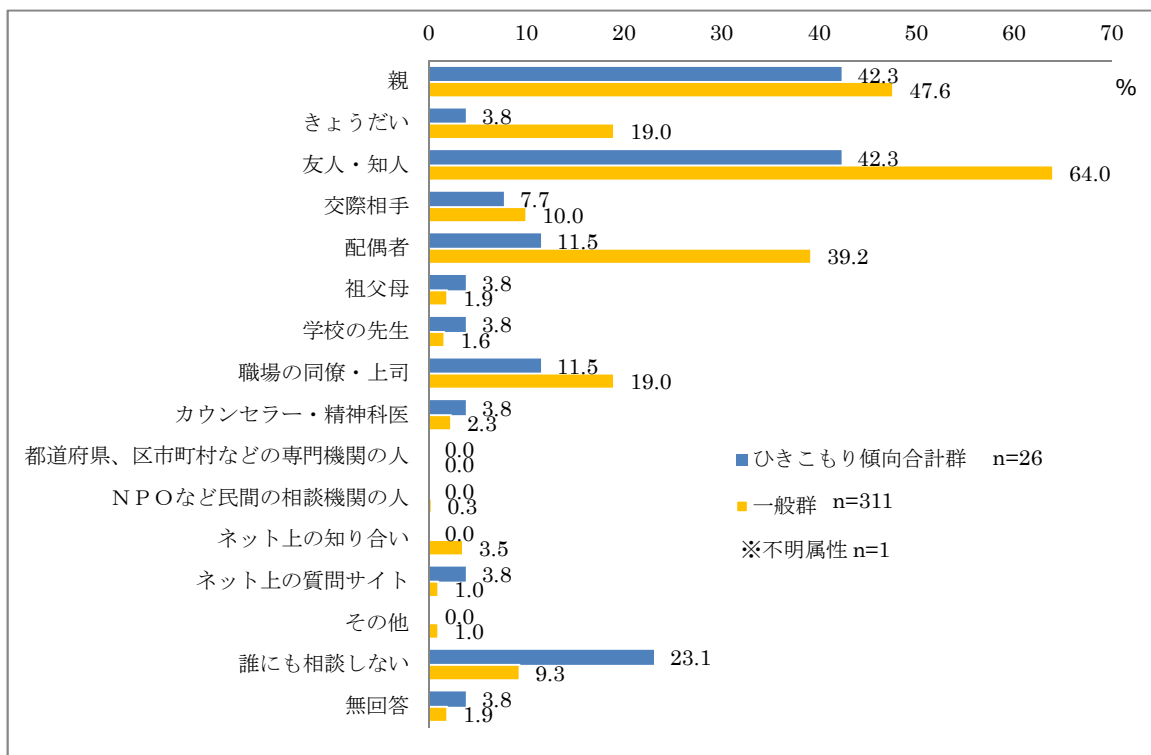
現在困っていることや悩んでいること（複数回答可）

ひきこもり傾向にある者は、「仕事や職場」「気分や体調のこと」「収入や生活費」に関する項目に対し特に悩みを抱えており、一般群の割合に比べ全体的に高い傾向を示しています。



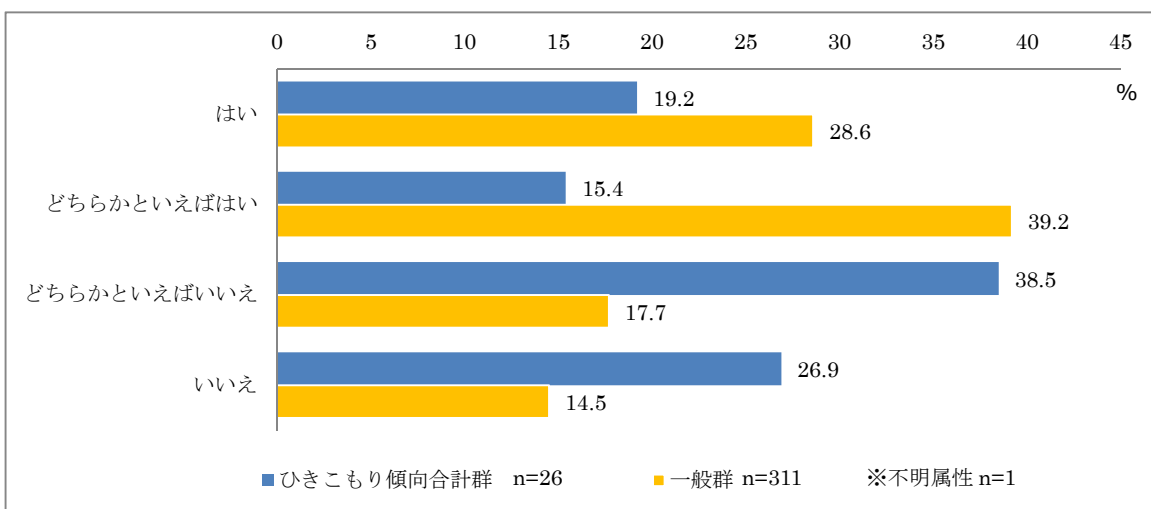
悩みごとの相談相手（複数回答可）

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群と比較して、「誰にも相談しない」と回答した者が多く存在しました。



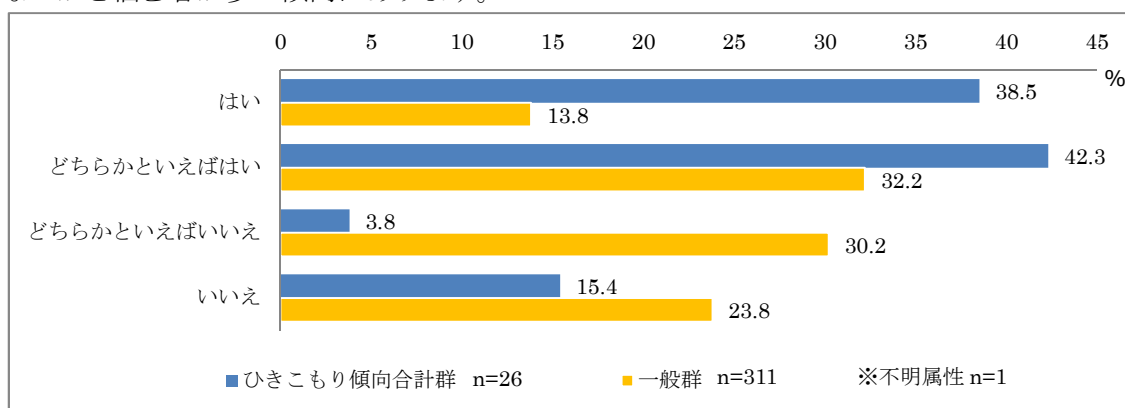
初対面の人とすぐ会話できる自信がある

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群と比較して、初対面の人とすぐ会話できる自信がない傾向にあります。



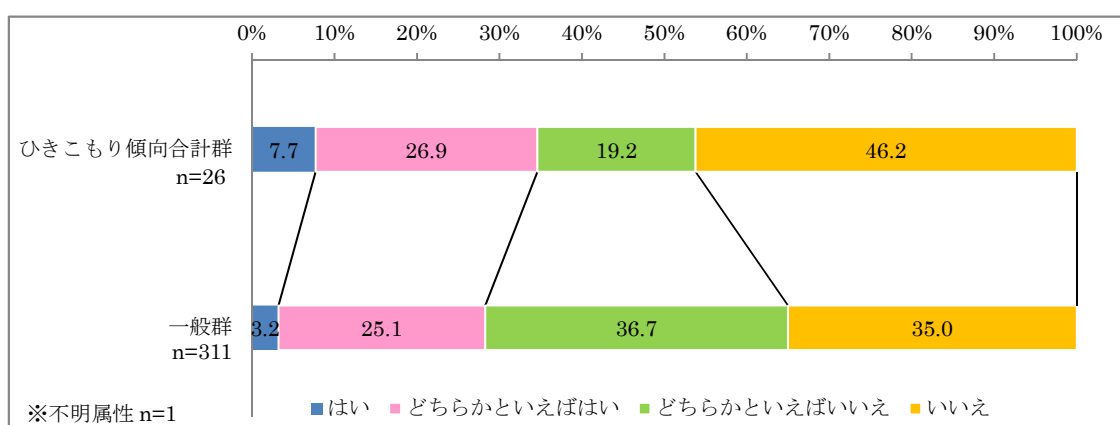
人とのつきあい方が不器用なのではないかと悩む

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群と比較して、人とのつきあい方が不器用なのではないかと悩む者が多い傾向にあります。



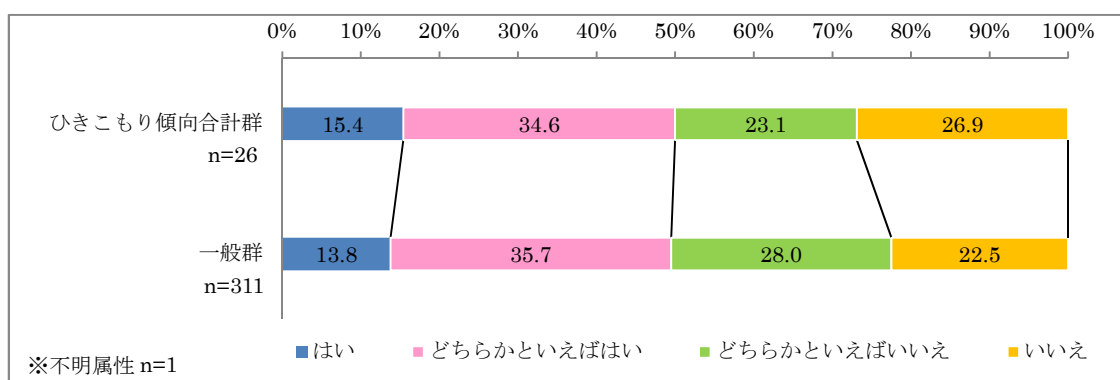
大事なことを決めるときは、親や教師の言うことに従わないと不安だ

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群と比較して、大事なことを決めるとき、親や教師の言うことを従わないと不安と思う者が少ない傾向にあります。



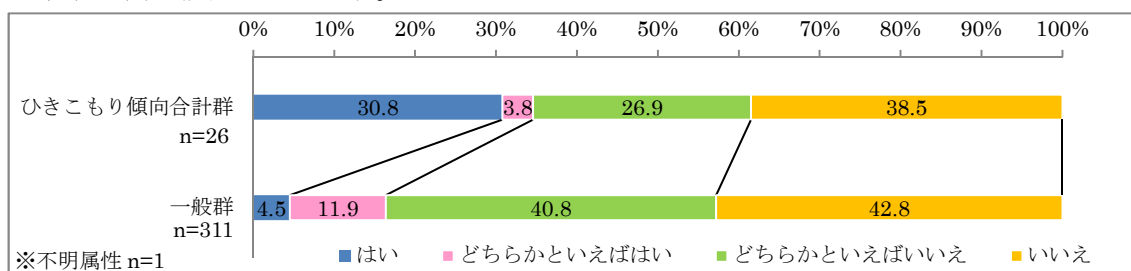
大事なことを自分ひとりで決めてしまうのは不安だ

ひきこもり傾向合計群の者も一般群の者も、ほぼ同じ割合の回答がありました。



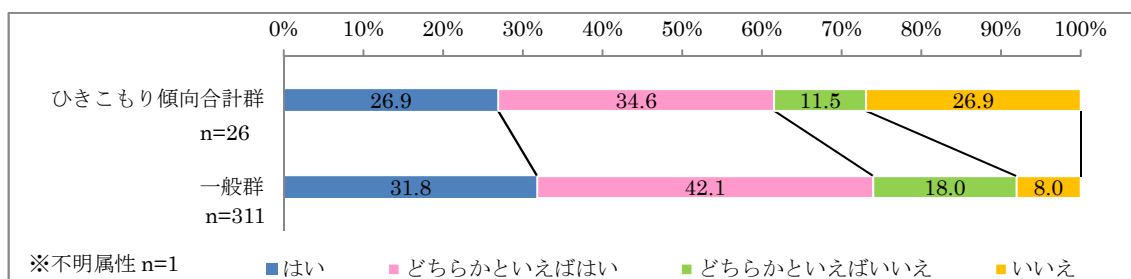
定職に就かない方が自由で良いと思う

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群に比べて、定職に就かない方が自由で良いと思う者が高い傾向にあります。



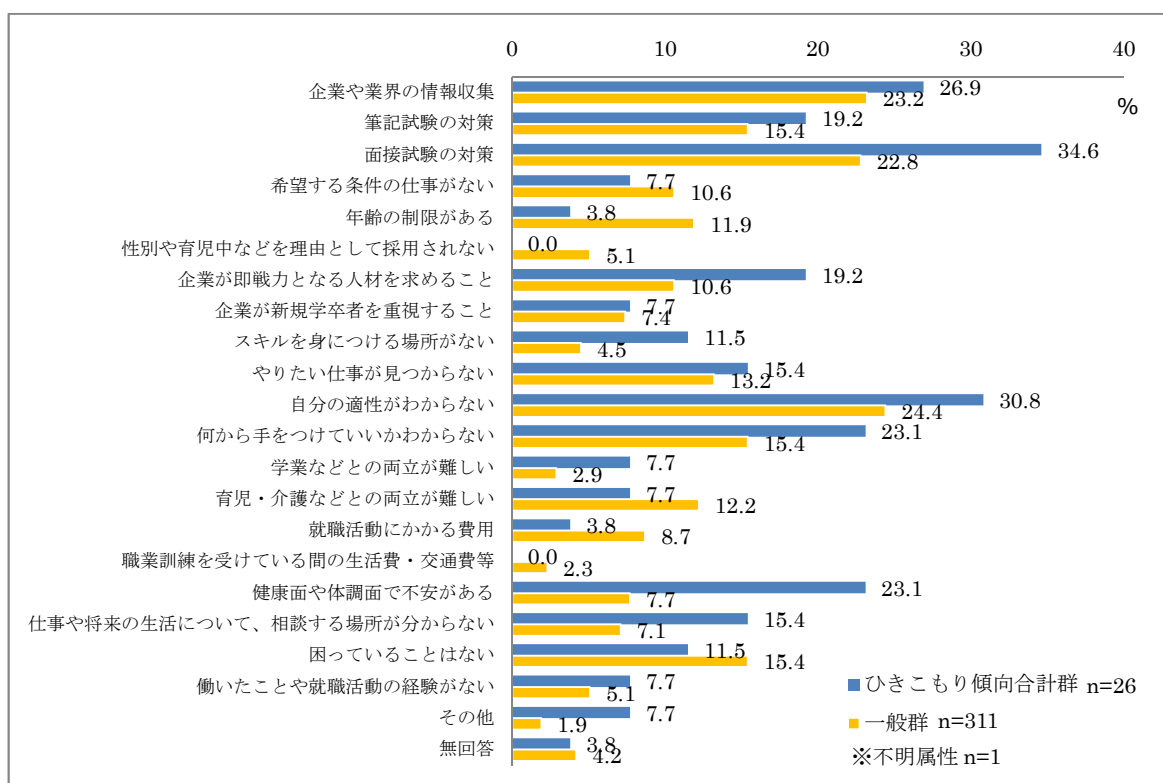
自分でできる仕事なら何でもしてみたいと思う

ひきこもり傾向合計群の者は、一般群に比べて、自分でできる仕事なら何でもしてみたいと思う者が低い傾向にあります。



就職する上で困ったこと（複数回答可）

ひきこもり傾向合計群の者は、「面接試験対策」や「自分の適性がわからない」と回答した者が多く、一般群に比べて、就職（活動）に対する不安を抱えているようです。



(6) ひきこもり調査に関する国や東京都との比較

品川区の場合、国や東京都と調査方法や調査時期などに違いがあるため、単純な比較は難しいものの、ひきこもり群の出現率やひきこもり親和群の出現率について、大きな差異はなくほぼ同様の結果となりました。

仮にひきこもり群の出現率 1.18% を平成 29 年 4 月 1 日現在の 15～39 歳の人口 128,628 人に割り返した場合、およそ 1,500 人程度のひきこもりが存在すると推測されます。

項目	品川区	内閣府	東京都
件名	品川区ライフスタイルに関するアンケート調査報告書	若者の生活に関する調査報告書	平成 19 年度若年者自立支援調査研究報告書
調査年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 19 年度
発表年度	平成 29 年 5 月	平成 28 年 9 月	平成 20 年 5 月
対象年齢	15～39 歳	15～39 歳	15～34 歳
標本数	1,500	5,000	3,000
回収数	338	3,115	1,388
(率=回収数/ 標本数)	22.50%	62.30%	46.30%
調査方法	郵送配布・郵送回収	調査員による 訪問留置・訪問回収	調査員による 訪問留置・訪問回収
ひきこもり群 の出現率 (A 狭 義のひきこも り)	1.18%	1.57%	0.72%
ひきこもり親 和群の出現率 (B 準ひきこ もり)	6.51%	4.82%	4.76%
ひきこもり親 和群の出現率 (A+B 広義の ひきこもり)	7.69%	6.39%	5.48%
ひきこもり (A) 推計数 (人)	1,500	541,000	25,000

(1) 品川区青少年問題協議会条例

(昭和 30 年 12 月 28 日条例第 15 号)

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第 1 条の規定に基づき、品川区に区長の附属機関として、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

本条…一部改正〔平成 8 年条例45号・12年48号〕

(組織)

第 2 条 協議会は、会長ならびに区議会議員、教育委員会の教育長、学識経験者、関係行政庁の職員および区に勤務する職員のうちから、区長が任命または委嘱する委員58人以内をもつて組織する。

2 会長は、区長をもつて充てる。

本条…一部改正〔昭和59年条例 8 号・平成 8 年45号〕、
2 項…追加〔平成26年条例 9 号〕、1 項…一部改正
〔平成27年条例13号〕

(委員の任期)

第 3 条 学識経験者のうちから委嘱される委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

本条…一部改正〔平成 8 年条例45号〕

(会長の権限ならびに副会長の設置および権限)

第 4 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長および副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

1—5 項…一部改正〔平成 8 年条例45号〕

(招集)

第 5 条 協議会は、区長が招集する。

本条…一部改正〔平成 8 年条例45号〕

(定足数および表決数)

第 6 条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

1 項…一部改正〔平成 8 年条例45号〕

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

本条…一部改正〔平成 8 年条例45号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年10月 1 日から適用する。

付 則（昭和35年 4 月 6 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月 1 日から適用する。

付 則（昭和40年 3 月31日条例第11号）

この条例は、昭和40年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和42年 4 月 1 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年 3 月25日条例第10号）

この条例は、昭和50年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和59年 3 月31日条例第 8 号）

この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年10月28日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月 8 日条例第48号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

付 則（平成26年 3 月31日条例第 9 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成27年 3 月31日条例第13号）

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により在職する場合は、この条例による改正後の第 2 条第 1 項の規定は適用せず、この条例による改正前の第 2 条第 1 項は、なおその効力を有する。

(目的)

第1条 この規則は、品川区青少年問題協議会条例（昭和30年品川区条例第15号。以下「条例」という。）に基づき、品川区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

本条…一部改正〔平成4年規則30号〕

(委員)

第2条 条例第2条第1項に規定する委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 区議会議員 5人以内
- (2) 教育委員会の教育長 1人
- (3) 学識経験者 30人以内
- (4) 関係行政庁の職員 12人以内
- (5) 区に勤務する職員 10人以内

2 前項第4号に定める関係行政庁の職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 品川警察署長
- (2) 大崎警察署長
- (3) 大井警察署長
- (4) 荏原警察署長
- (5) 警視庁大森少年センター所長
- (6) 東京都品川児童相談所長
- (7) 品川公共職業安定所長
- (8) 東京都立高等学校長代表
- (9) 品川区立中学校長代表
- (10) 品川区立小学校長代表
- (11) その他区長が必要と認める関係行政庁の職員

3 第1項第5号に定める区に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 子ども未来部を担任する副区長
- (2) 企画部長
- (3) 地域振興部長
- (4) 文化スポーツ振興部長
- (5) 子ども未来部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康推進部長
- (8) 教育委員会事務局教育次長
- (9) その他区長が必要と認める職

1、2項…一部改正〔昭和55年規則36号〕、2項…一部改正〔昭和57年規則54号〕、1・2項…一部改正〔平成4年規則30号〕、2…一部改正〔平成4年規則107号〕、1項…追加・旧1・2項…一部改正し1項ずつ繰下〔平成8年規則70号〕、2項…一部改正〔平成11年規則14号・55号〕、3項…一部改正〔平成12年規則57号〕、2・3項…一部改正〔平成13年規則37号〕、3項…一部改正〔平成16年規則19号〕、2項…一部改正〔平成16年規則50号〕、3項…一部改正〔平成19年規則3号〕、2項…一部改正〔平成20年規則21号〕、2・3項…一部改正〔平成20年規則44号〕、3項…一部改正〔平成21年規則4号〕、1・2項…一部改正〔平成26年規則16号〕、1・3項…一部改正〔平成27年規則14号〕

(専門委員会)

第3条 特別の事項を調査または審議させるため必要があるときは、協議会の議決により協議会に専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会の委員の数は若干名とし、協議会委員の中から会長が協議会に諮って指名する。

3 委員は、協議会により付議された事項が委員会において調査または審議されている間在任する。

4 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

5 委員会は、委員長がこれを招集する。

1項・4項…一部改正〔平成8年規則70号〕

(幹事)

第4条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、区に勤務する職員および関係行政庁の職員のうちから、区長が任命または委嘱する。

3 幹事は、委員を補佐し連絡調整にあたる。

1・2項…一部改正〔平成8年規則70号〕

(議題提出手続)

第5条 委員が協議議題を提出しようとするときは、文書をもつてその件名、提出理由および必要な資料を会長に送付するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、子ども未来部子ども育成課において処理する。

本条…一部改正〔昭和57年規則54号・平成4年30号・13年37号・21年4号・27年14号〕

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和43年4月30日規則第21号）

この規則は、昭和43年5月1日から施行する。

(後略)

付 則（昭和48年7月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年8月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年7月1日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日規則第4号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和52年8月1日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和55年5月23日規則第36号）

この規則は、昭和55年6月1日から施行する。

付 則（昭和57年8月1日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月31日規則第30号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成４年12月28日規則第107号）
この規則は、平成５年１月１日から施行する。

付 則（平成８年10月28日規則第70号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成11年３月25日規則第14号）
この規則は、平成11年４月１日から施行する。

付 則（平成11年９月６日規則第55号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年４月28日規則第57号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年３月30日規則第37号）
この規則は、平成13年４月１日から施行する。

付 則（平成16年３月31日規則第19号）
この規則は、平成16年４月１日から施行する。

付 則（平成16年７月９日規則第50号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年３月30日規則第３号）
この規則は、平成19年４月１日から施行する。

付 則（平成20年３月31日規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年６月30日規則第44号）
この規則は、平成20年７月１日から施行する。

付 則（平成21年３月31日規則第４号抄）
1 この規則は、平成21年４月１日から施行する。

付 則（平成26年３月31日規則第16号）
この規則は、平成26年４月１日から施行する。

付 則（平成27年３月31日規則第14号）
1 この規則は、平成27年４月１日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する教育委員会の教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第１項の教育委員会の教育長をいう。）が、改正法附則第２条第１項の規定により在職する場合は、この規則による改正後の第２条第１項第２号の規定は適用せず、この規則による改正前の第２条第１項第２号の規定は、なおその効力を有する。

第一章 総則**(目的)**

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、

必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策**(子ども・若者育成支援施策の基本)**

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

- 第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画）が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

- 第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

- 第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

- 第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活

動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援 (関係機関等による支援)

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

- 第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げ

る支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子ども・若者支援地域協議会）

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（協議会の事務等）

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果

的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本

部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 国家公安委員会委員長
 - 二 総務大臣
 - 三 法務大臣
 - 四 文部科学大臣
 - 五 厚生労働大臣
 - 六 経済産業大臣
 - 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二十一年一二月政令二八〇号により、平成二二・四・一から施行〕

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前

条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（内閣府設置法の一部改正）

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則 〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。〔後略〕

(4) 子供・若者育成支援推進大綱（平成 28 年 2 月 9 日子ども・若者育成支援推進本部）

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

第 1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりで目指していく。

(家庭を巡る現状と課題)

三世代世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

(地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援

を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

(情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

(雇用を巡る現状と課題)

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成 22 年 4 月の子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け同年 7 月に作成した「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成 26 年 7 月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成 27 年 11 月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの成育環境において様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっているこ

と等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1 はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

（1）全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援するとともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵（かん）養に取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（法第13条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保されるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

（2）困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家庭的な環境で育てる

ことができるよう、社会的養護の推進を図る。

（3）子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

（4）子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

（5）創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

グローバル化が進行する社会に必要とされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を広げ、子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

第3 基本的な施策

1 全ての子供・若者の健やかな育成

（1）自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

（基本的な生活習慣の形成）

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

（規範意識等の育成）

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、

インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

（体験活動の推進）

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

（読書活動の推進）

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

（体力の向上）

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

（生涯学習への対応）

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

② 学力の向上

（知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立）

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

（基礎学力の保障等）

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

（高校教育の質の保証）

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

（学校教育の情報化の推進）

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21 世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

（多様な価値観に触れる機会の確保等）

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流な

どを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

③ 大学教育等の充実

（教育内容の充実）

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

（２）子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

（健康教育の推進）

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

（思春期特有の課題への対応）

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を推進する。

（妊娠・出産・育児に関する教育）

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするといった体験活動を推進する。

（10 代の親への支援）

10 代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

（安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等）

「少子化社会対策大綱」（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

② 子供・若者に関する相談体制の充実

（相談窓口の広報啓発等）

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

（子ども・若者総合相談センターの充実）

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター）の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

（学校における相談体制の充実）

学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

（地域における相談体制の充実）

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることもあることから、消費生活相談の周知を行う。

（いじめ防止対策等）

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや医療機関などの関係機関等と連携した取組等を促進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う。

（暴力対策等）

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

③ 被害防止のための教育

（被害防止のための教育）

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。メディアリテラシーを身に付け、情報モラルを養うことを推進する。特に、いわゆるリベンジボルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

（３）若者の職業的自立、就労等支援

① 職業能力・意欲の習得

（キャリア教育の推進）

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

（能力開発施策の充実）

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」

のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

② 就労等支援の充実

（新卒者等に対する就職支援）

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

（職業的自立に向けての支援）

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

（非正規雇用対策の推進）

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようになるなど、非正規雇用対策を推進する。

（若者雇用促進法の施行による就職支援）

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

（若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進）

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

（４）社会形成への参画支援

（社会形成に参画する態度を育む教育の推進）

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

（ボランティアなど社会参加活動の推進）

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

（１）子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

（子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築）

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見直し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会（以下この項目において単に「協議会」という。）の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

（アウトリーチの充実）

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

（2）困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

（ニート等の若者の支援）

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進する。

（ひきこもりの支援）

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

（不登校の子供・若者の支援）

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

（高校中途退学者及び進路未決定卒業生の支援）

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

② 障害等のある子供・若者の支援

（障害のある子供・若者の支援）

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子

供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

（発達障害のある子供・若者の支援）

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

（障害者に対する就労支援等）

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援B型事業所（旧授産施設）等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

（障害者に対する文化芸術活動の支援）

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

（慢性疾患を抱える児童等や難病患者の支援）

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき医療費の助成を行うとともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

（総合的取組）

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

（非行防止、相談活動等）

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域の人々と連携した多様な活動

機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのＳＯＳを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、ＳＯＳを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

（薬物乱用防止）

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

（加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮）

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

（施設内処遇を通じた取組等）

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

（社会内処遇を通じた取組等）

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

④ 子供の貧困問題への対応

（教育の支援）

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ばず不登校児童生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導体制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

（生活の支援）

生活保護受給者に対して就労による経済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事

業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。

また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

（保護者に対する就労の支援）

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

（住宅の支援）

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

（経済的支援）

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。

ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

（調査研究等）

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

（官公民の連携した取組）

官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に

集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

（自殺対策）

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

（外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等）

外国人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

（定住外国人の若者の就職の促進等）

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

（性同一性障害者等に対する理解促進）

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

（3）子供・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

（児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応）

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・減減するよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

（社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり）

虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

（子供・若者の福祉を害する犯罪対策）

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成 25 年 5 月 28 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

（犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応）

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

3 子供・若者の成長のための社会環境の整備

（1）家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

① 保護者等への積極的な支援

（家庭教育支援）

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

（養育の多様化への支援）

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

（学校と地域が連携・協働する体制の構築）

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

③ 地域全体で子供を育む環境づくり

（放課後子ども総合プランの推進）

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」（平成 26 年 7 月 31 日策定）に基づき、平成 31 年度末までに、放課後児童クラブについて、約 30 万人分を新たに整備するとともに、全小中学校で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型で実施することを目指して、計画的な整備等を進める。

（中高生の放課後等の活動の支援）

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエー

ションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

（地域で展開される多様な活動の推進）

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、ESD（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

（体験・交流活動等の場の整備）

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

（子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり）

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰（えん）堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法（平成 12 年法律第 57 号）に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

（2）子育て支援等の充実

（子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組）

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

また、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てるとともに、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保する。

（3）子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第 3 次）」（平成 27 年 7 月 30 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、フィルタリングの性能向上及び利用普及、民間団体等の

取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実態等を把握し、新たな問題等に対しては、官民連携して、迅速に取り組む。

（ネット依存への対応）

ネット依存の傾向が見られる青少年に対しては、青少年教育施設等を活用した自然体験や宿泊体験プログラムなどの取組を推進する。

（性風俗関連特殊営業の取締り等）

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令に違反する行為に対する積極的な取締りを行う。

（酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止）

酒類やたばこの販売時における年齢確認等の強化・徹底を要請する等、関係業界への働き掛けを行う。法令違反については、所要の捜査及び適正な処分を行う。

（４）ワーク・ライフ・バランスの推進

（ワーク・ライフ・バランスの推進）

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、心の余裕を持って生活ができるなど、家族との充実した時間や自己啓発、地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

４ 子供・若者の成長を支える担い手の養成

（１）地域における多様な担い手の養成

（民間協力者の確保）

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年警察ボランティア、母子保健推進員等の民間協力者について、幅広い世代・分野からの人材の確保を図るとともに、研修を充実させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の就労について、企業や個人事業主等の協力者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動指導者や自然解説指導者の養成・研修を推進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進める。

（同世代又は年齢の近い世代による相談・支援）

同世代又は年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの導入を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

（２）専門性の高い人材の養成・確保

（総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成）

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

（教員の資質能力の向上）

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充

実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

（医療・保健関係専門職）

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

（児童福祉に関する専門職）

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

（思春期の心理関係専門職）

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

（少年補導や非行少年の処遇に関する専門職）

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

５ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

（１）グローバル社会で活躍する人材の育成

（自国の伝統・文化への理解促進等）

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

（外国語教育の推進）

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

（海外留学と留学生受入の推進等）

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイスクールを推進する。

（海外子女教育の充実）

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

（オリンピック・パラリンピック教育の推進）

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

（国際交流活動）

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

（２）イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成（理数教育の推進）

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

（起業家の育成）

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることを目指し、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

（起業支援）

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の起業を支援する。

（３）情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

（情報通信技術人材の育成）

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

（４）地域づくりで活躍する若者の応援

（若者による地域づくりの推進）

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

（５）国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

（次世代競技者の育成）

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

（新進芸術家等の育成）

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会出展などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

（６）社会貢献活動等に対する応援

（内閣総理大臣表彰の創設）

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

第４ 施策の推進体制等

（１）子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有（調査研究）

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、成育環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

（２）広報啓発等

（広報啓発・情報提供等）

子育て支援、体力の向上、子供・若者の人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通じて、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

（保護者を含む大人に対する啓発）

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

（国民運動等の取組の推進）

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

（家族や地域の大切さ等についての理解促進）

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

（３）国際的な連携・協力

（国際機関等における取組への協力）

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

（情報の収集・発信）

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

（４）施策の推進等**（国の関係機関等の連携・協働の促進）**

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

（審議会等の委員構成への配慮）

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。

（地域における取組の推進）

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、ＮＰＯ等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

（関係施策の実施状況の点検・評価）

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

（大綱の見直し）

本大綱については、おおむね５年を目途に見直しを行う。

語句説明

【各種法令による子ども・若者の呼称等と年齢区分】

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20 歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満 14 歳
児童福祉法	児童	18 歳未満の者
	乳児	1 歳未満の者
	幼児	1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20 歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満 6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20 歳未満の者
	婚姻適齢	男 18 歳、女 16 歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労働基準法	年少者	18 歳未満の者
	児童	15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35 歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45 歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（平成 28 年 1 月厚生労働省）において規定。）
道路交通法	児童	6 歳以上 13 歳未満の者
	幼児	6 歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21 歳未満の者
	中型免許を与えない者	20 歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18 歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16 歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね 18 歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20 歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20 歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18 歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18 歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18 歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18 歳未満の者

（参考）

児童の権利に関する条約	児童	18 歳未満の者
-------------	----	----------

（内閣府「平成 29 年版子ども・若者白書」）

相談案内

※祝日を除きます。

相談内容	曜日	時間	場所
区民相談	(月)～(金)	9:00～17:00	区民相談室
犯罪被害者等相談			☎3777-2000 ※受付は午後 4 時 30 分まで
消費生活相談	(月)～(金)	9:00～16:00	消費者センター ☎5718-7182
	電話 第 4(火)	16:00～19:00	
	電話 (土)	12:30～16:00	
家庭相談	(火)	13:00～17:00	子ども家庭支援課
	(木)・(金)	9:00～13:00	☎5742-6589 へ予約
ひとり親家庭相談	(月)～(金)	8:30～17:00	子ども家庭支援課 ☎5742-6589
児童相談	(月)～(金)	8:30～17:00	子ども育成課 ☎5742-6959
	(月)～(土)	9:00～18:00	子育て支援センター ☎5749-1032
	(月)～(金)	9:00～17:00	東京都品川児童相談所 ☎3474-5442
カウンセリング相談 (電話)	第 1～3 (木)	10:00～15:30	男女共同参画センター ☎5479-4105
DV相談	第 2 を除く (金)	13:00～16:00	相談日の 1 カ月前から 男女共同参画センター
	第 2(金)	17:30～20:30	☎5479-4104 へ予約
非行防止や犯罪被害等 少年相談	(月)～(金)	8:30～17:15	警視庁大森少年センター ☎3763-0012
教育相談	(月)～(土)	9:00～17:00	教育総合支援センター ☎3490-2000
職業相談・紹介	(月)～(金)	9:00～17:00	就業センター ☎5498-6353
わかもの・女性向け就業 相談	(月)・(金)	10:00～17:00	商業・ものづくり課
	(火)～(木)	13:00～17:00	☎5498-6352 へ予約
健康に関する相談	(月)～(金)	8:30～17:00	品川保健センター ☎3474-2903 大井保健センター ☎3772-2666 荏原保健センター ☎3788-7016

委員名簿と審議経過

品川区青少年問題協議会委員名簿

平成 30 年 2 月現在【敬称略】

選出区分	氏名	所属等
会長	濱野 健	区長
副会長	中川原 史恵	副区長
区議会議員	横山 由香理	区議会議員
	浅野 ひろゆき	
	のだて 稔史	
	大倉 たかひろ	
	須貝 行宏	
教育委員会の教育長	中島 豊	教育長
学識経験者	横内 允	学校法人香蘭女学校理事長
	岸 弥生	女性・青年代表
	石原 美紀	女性・青年代表
	石田 美恵子	青少年委員
	佐々木 武人	スポーツ推進委員
	木崎 新一郎	保護司会
	芳賀 正弘	民生委員協議会
	川角 百合子	主任児童委員
	千葉 雅雄	町会連合会
	島 敏生	商店街連合会
	黒沼 和晃	東京青年会議所品川区委員会
	石井 則文	区立中学校 PTA 連合会
	原 健治	区立小学校 PTA 連合会
	市川 信之助	品川第一地区委員会
	諸橋 浩一	品川第二地区委員会
	近野 チ力子	大崎第一地区委員会
	根岸 輝行	大崎第二地区委員会
	伊藤 泰子	大井第一地区委員会
	國枝 忠夫	大井第二地区委員会
	奥山 晃	大井第三地区委員会
	坂下 洋一	荏原第一地区委員会
	田村 徳治郎	荏原第二地区委員会
	三野宮 輝男	荏原第三地区委員会
	有馬 成美	荏原第四地区委員会
	平林 繁雄	荏原第五地区委員会
	樋口 伸一	八潮地区委員会
	河津 英彦	子ども・子育て会議（会長）

選出区分	氏名	所属等
関係行政庁の職員	小川 達政	品川警察署長
	戸高 史登	大崎警察署長
	阿部 純一	大井警察署長
	渡邊 久仁夫	荏原警察署長
	奥友 芳信	警視庁大森少年センター所長
	鈴木 香奈子	東京品川児童相談所長
	佐藤 秀雄	品川公共職業安定所長
	白井 克昌	都立高等学校長代表（大崎高等学校）
	西島 勇	区立中学校長代表（日野学園）
	中嶋 英雄	区立小学校長代表（城南小学校）
区に勤務する職員	中山 武志	企画部長
	堀越 明	地域振興部長
	安藤 正純	文化スポーツ振興部長
	福島 進	子ども未来部長
	永尾 文子	福祉部長
	西田 みちよ	健康推進部長
	本城 善之	教育委員会事務局教育次長

品川区青少年問題協議会専門委員会

平成 29 年 5 月～平成 29 年 12 月【敬称略】

職名	氏名	所属等
委員長	河津 英彦	子ども・子育て会議（会長）
副委員長	中川原 史恵	品川区副区長
委員	福島 進	子ども未来部長
	横内 允	学校法人香蘭女学校理事長
	川角 百合子	主任児童委員
	有馬 成美	青少年対策地区委員
	平林 繁雄	青少年対策地区委員
	石田 美恵子	青少年委員
	白井 克昌	都立高等学校長代表（大崎高等学校）
	西島 勇	区立中学校長代表（日野学園）
	中嶋 英雄	区立小学校長代表（城南小学校）
	渡邊 啓	区立中学校 P T A 連合会代表
	原 健治	区立小学校 P T A 連合会代表
	古郷 氏郎	警視庁大森少年センター所長 （平成 29 年 8 月 28 日まで）
	奥友 芳信	警視庁大森少年センター所長 （平成 29 年 10 月 23 日から）
その他意見を述べる者	佐藤 秀雄	品川公共職業安定所長
	中塚 史行	子ども若者応援ネットワーク代表

品川区における青少年指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図るため、品川区青少年問題協議会を設置しています。

本計画の策定にあたり、平成 29 年 2 月 9 日（木）に開催の第 217 回品川区青少年問題協議会において、区長から青少年問題協議会会長に対し「（仮称）品川区子ども・若者計画」について諮問され、品川区青少年問題協議会専門委員会において審議を重ねてきました。

答申案について、平成 29 年 9 月 12 日（火）から 30 日（土）までの意見募集を経て、平成 30 年 2 月 8 日（木）に開催の第 219 回品川区青少年問題協議会において青少年問題協議会会長から区長あてに答申されました。

区では、この答申を受け、平成 30 年 3 月に本計画を策定しました。

「品川区子ども・若者計画」の策定経過

時期	内容
平成 29 年 2 月	第 217 回品川区青少年問題協議会（2/9） ・ 諮問
平成 29 年 5 月	第 1 回品川区青少年問題協議会専門委員会（5/9） ・ 品川区の子ども・若者をめぐる現状と課題について ・ 「（仮称）品川区子ども・若者計画（素案）」骨子の概要説明 ・ 専門委員による意見交換
平成 29 年 6 月	第 2 回品川区青少年問題協議会専門委員会（6/23） ・ 「（仮称）品川区子ども・若者計画（素案）」説明 ・ 専門委員による意見交換
平成 29 年 8 月	第 218 回品川区青少年問題協議会（8/1） ・ 経過報告
平成 29 年 9 月	パブリックコメント（9/12～9/30）
平成 29 年 12 月	第 3 回品川区青少年問題協議会専門委員会（12/18） ・ パブリックコメントの紹介 ・ 「（仮称）品川区子ども・若者計画（案）」説明 ・ 専門委員による意見交換 ・ 子ども・若者育成支援に関わる講演会 講師：土井 隆義氏（社会学者、筑波大学人文社会系教授）
平成 30 年 2 月	第 219 回品川区青少年問題協議会（2/8） ・ 答申 

品川区子ども・若者計画

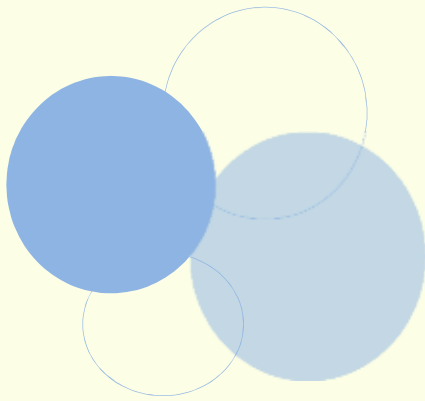
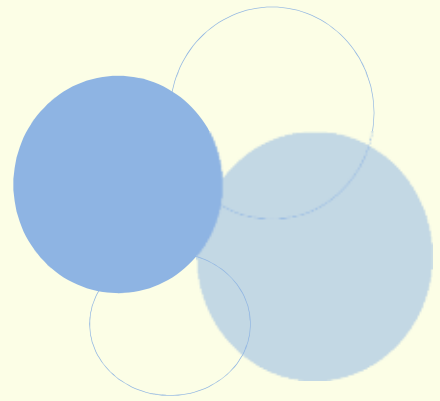
発行年月 平成 30 年 4 月

発 行 品川区

編 集 品川区子ども未来部子ども育成課

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話 03-3777-1111



あなたの **わ!** **し** **な** **が** **わ** と出会ってください。

品川區